昭和十七年四月一日發行（一・四・七・十月各一日發行） 第五十五卷 第三號

刑政

第五十五卷

第三號

論說

植民政策と囚人……正木亮…一
「和」の精神と日本行刑(三)……東邦彦…三
ドイツ戰時刑法と實體的正義の原理(一)…市川秀雄…七

資料

ボンディーの少年教育刑論……高橋正己…四
累犯に關する調査第二(府中)(二)……枇杷田源介…六
留置場留置人費に就て……田中茂雄…九
一九四〇年ドイツ統一行刑規程(三)……小川太郎…九
刑政年報・刑事關係文献……九三

財團法人 刑務協會發行

矯正図書館所蔵

前號内容（第五十五巻第二號）

論說

豫防拘禁制の思想的意義……牧野英一
リストの刑法體系に於ける所謂矛盾について……日沖憲郎
「和」の精神と日本行刑（二）……東邦彦
經濟統制事犯に對する刑事政策……八木胖

資料

最近の立法と刑務所……鷲津愛十郎
ジーフェルツの拘禁心理の研究（三）……高橋正己
累犯に關する調査第二府中支（一）……枇杷田源介
一九四〇年ドイツ統一行刑規程（二）……小川太郎
刑政年報・刑事關係文献

論說

植民政策と囚人

——殊に囚人教育の發生に就て——

正木亮

一

植民政策が營まれ始めると同時に、その國國には多く囚人の利用が考へられた様である。一四九二年八月三日旗艦サンタマリヤ號以下三隻の船に百二十人の乘員を有して出帆したコロンブスの艦隊の乘組員の殆ど大部分が囚人であつた如きはその適例である。又一四九七年七月三隻の大船を率ひて印度に向つたヴァスコ・ダガマの乘組員の多くも囚人であつた。斯様に、全く未知の境地を發見しようとする場合に、囚人の用ゐられたことは、要するに、その航海に對する不安から自由航海員が得られなかつたといふ點に大きな原因がある。從つて、强制力下の囚人たちが自由の解放といふ條件を餌食として之に參加させられた事實が流刑の本體なのであつた。

自由人が得られない場合、囚人を利用することは刑罰の改善目的の發生しない時代には當然のことである。從つて各國に行はれた流刑も、さやうな意味より見れば、自然發生的な刑罰であるといひ得るのである。今、新大陸發見後

矯正図書館所蔵

に於ける各國の利用法を見るに、ポルトガルは一五〇〇年カブラールなるもの南米ブラジルに漂流して此の地を占領し、最初之を囚人及び猶太人の放逐地として定めた。又フランスは南米ギヤナを占據し、一六四〇年リシェリュー此處に植民を開始したが、その多くは囚人及び乞食であつた。更に、フランスは一八五三年ニューカレドニヤ及びその屬島を併せ爾來此地を流刑地と定め囚人の手によつて資源の開發を行つた。

北米に於ては、イギリスのエリザベス女王の命を受けたサー・ウオーター・ラレーが一五八三年ニュー・ファウンドランドに上陸以來、植民に著手したが、此の際は判事の權限によつて放蕩無賴の徒が植民の爲に用ゐられた。次でジエップ一世は一六一九年に、チャールス二世は一六八二年に何れも內地より淫賣婦或は減刑されたる死刑囚を植民した。しかし、合衆國獨立の結果として植民地を失つた英國は再び新發見地を得て一七八七年始めてオーストラリヤの植民に著手したが、此處にも亦囚人がその先驅として送られたのであつた。

斯樣に、植民の先驅を囚人に求めたことは、要するに、國民の刑罰應報觀と罪人に對する嫌厭心と强制力によつてあらゆる權利を剝奪されて居る囚人の弱き地位とを利用することが最も好都合であつたし又問題を惹起しなかつたからである。いはば、人間の捨場をそこに求めて困難な植民の絲口を得ようとしたものが卽ち流刑であつたといひ得るのである。

しかし、さやうな思想の下に試みられる流刑によつて眞に國家的なる植民政策を期待しようとしてもそれは決して得られるものではない。

故なる哉、流刑はその當初より總て非難を浴び失敗を繰返して居る。その結果として流刑方法の再組織が生れ、植

民政策に用ふべき囚人の利用方法に再檢討が起らねばならなくなつて來たのである。オランダの教育行刑の發達、オーストラリヤの流刑に行はれた敎化方法の發達等は總て遠因がそこに發し流刑植民政策を根本に遡つて考へ直さねばならぬと敎えた點が尠くなかつた。

二

囚人の利用が一面に於て極めて大きな效果を擧げ得たことは否定出來ない。コロンブスの新大陸發見も若しスペイン政府が囚人に對してサンタマリヤ號以下の發見艦隊に乘組むことを條件に條件附釋放を許さなかつたなら、そして彼等が之に乘組むことを肯じなかつたならば、かの世界的發見はなし得なかつたであらう。又ブラジルやヴァージニヤの後の發展も當初に於ける囚人の流刑がなく、人跡がいつまでも未踏であつたならば決してあり得なかつた筈である。その意味に於て、囚人は人跡未踏の地の草わけ人として世界的に貢獻して居ることは之を否定することが出來ないのである。

然し、反面に於て、此等の囚人たちは自由植民に對して非常に惡い影響を與へたのである。囚人らしい粗暴と殘虐とを恣にしたために、後續の自由植民者たちから非常に排斥を受けて居る。例へば、南米フランス領ギヤナの流刑を見るに、彼等は非常に自由農民の風俗を害するの故を以て、竟に、一八六〇年一般民と隔離せしめられ、後には宗敎家等の反對を受け、その大部分がニューカレドニヤに移されるに至つたのである。

イギリスのヴァージニヤ植民地は勿論、その後行はれたメリーランドの流刑は自由移民によつて非常なる反對を受

矯正図書館所蔵

けた。そしてその理由も亦ギヤナ等の反對と同じく公安と風俗を脅威するといふ點にあつたのである。エリザベス女王の流刑したる放蕩無賴者に對しても又ジエッブ一世の送つた死刑囚や淫賣婦等に對しても何等の刑罰組織が行はれて居なかつたし、此等の者に對する指導なぞは勿論實施されることはなかつた。彼等は只本國より新植民として捨てられに來たのであつて、そこに祖國愛とか母國の爲に建設しようなぞといふ考への起る筈はなかつたのである。かくして彼等は植民の草わけ人ではあつたが、同時に風儀の破壞者でもあつたのである。

アメリカの獨立によつて敍上の植民地を失つたイギリスは一七八七年五月十三日百八十四人の男囚と百人の女囚とをオーストラリヤに植民した。然し此の植民も最初は無組織であつたが自由植民の增加と共に政府は自ら此等流刑者を組織的に取扱ふ必要に迫られ且その指導者にコマンドール・フィリップの如き名指導者の居たことが反つて流刑を成功に導いたことであつた。オーストラリヤの流刑は一八五三年に終息した。しかし、その主たる理由は自由植民者の增加の結果であつたのである。

帝政ロシヤは一六六三年以來シベリヤ植民地に長く流刑を行つて居た。一時は每年八千五百人を流刑に處し一九〇八年當時は實に三十萬人に達した。小河博士によれば一八〇七年より一八九九年まで約九十二年間に追放したる者の數は親族を合せて八十六萬四千五百四十九人であつた。オーストラリヤの流刑囚の總數が一八五〇年頃までの約六十年間に十萬三千であつたことに比し親族を合せてではあつたが非常に多數であつたといはれる。しかし、オーストラリヤに比しその方法が無組織で流刑囚は放縱墮落或者は乞食となり又或者は各地を轉々して彼等は植民の效果を擧げるより植民地を阻害することが多かつた。その結果竟に千九百年の流刑廢止を見るに至つたのである。

以上の歷史的事實は正に吾人に無組織なる流刑が反て失敗を來すものであることを示したものである。そしてその根本の原因は流刑が惡いのではなく、流刑を用ふる根本の觀念が囚人を自暴自棄に追ひ込み、その結果として失敗が起り始めたことを銘記しなければならぬのである。

故に、賢明なる刑政家は植民政策に囚人を使用せんとするときは、先づ前提として囚人を國家の一員にまで引き上げることに著眼し、之を實行せねばならぬと考へるのである。否それよりも更に一歩を進めて犯罪人を流刑に利用するには、囚人を囚人として利用するよりも、行刑によつて改過遷善せしめ、その釋放の曉に於て之を利用することに著眼するのである。そこに私が最近敎育刑は植民政策を基點として擡頭したものであることを信念するに至つた所以があるのである。左にその理由を述べる。

三

私が既に屢々紹介したるが如く、一五九五年のアムステルダムの監獄は敎育刑の誕生であつた。そこには既に保健技師も敎誨師も作業技師も設けられることになつた。しかのみならず、その當時のオランダでは乞丐も病者も皆非常なる國家的保護を受けて完全なるオランダ國民に更生せしめらるべき手段がとられた。ドクトル・クローネはヨーロッパの文明の中で十六世紀末のオランダほど文化の花の爛漫たりし時代を聞いたことがないといつて居るほど、オランダの文化は發達し且此等の弱者は文化的な保護を受けて居た。

その年卽ち一五九五年オランダ人ハウトマンは四隻の遠征隊を率ひて喜望峰を迂廻し印度に達し、更にジヤバに到

矯正図書館所蔵

つて酋長と和親同盟を締結して居る。その後一六〇二年に至つては東印度會社を組織し、一六三八年（寛永十年）日本と通商關係を結ぶまでに、全く蘭印各地に勢力を扶植したのである。

オランダの植民政策に於ては流刑の用ひられた史實が未だに見當らない。オランダ本國の狹小なる地域と鮮少なる國民數より見て、本國に數十倍する植民地を開拓するさきがけとして囚人・乞丐等の流島が考へられて然るべき狀態であつたに拘らず、そのことがなく、反て內地に於て乞丐の更生教育が行はれ、囚人に對する精神向上、身體强壯及び授職の三位一體教育が隆盛になつて居るが、その根本の原由が奈邊にあるかを極めて冷靜に觀察する必要があると思ふ。

從來の行刑史家は、それを以て、當時のオランダ國家が宗教國家でありしが故にその人道主義的結論であつた樣に一致して觀察して居るのである。而して、一六〇七年のアムステルダム女監の門額には、刑罰の本質は單に囚人を威嚇するに非ずして反つて善に導くものであると宣明して居る。然し、それを以てわれわれは單に宗教的內政的政策のあらはれとして斷定すべきでないのである。同時に當時のオランダが海外に如何に發展しつつあつたか、人的資源にどの程度に涸渇して居たか等の狀態を洞察せねばならぬのである。かく觀察するとき當時のオランダは表に宗教的・人道的なる人間を作り上げるといふ看板を揭げ、裏面に於て植民政策に役立つ人間を得る必要に迫られて居たことを知り得るのである。オランダに於ける刑罰概念の變遷はかくの如く植民政策に多大の影響を受けて居るのである。

偖、オランダの教育行刑は十六世紀末葉より十七世紀の前半に亙つて最も盛んであつたが、丁度その期間はオランダが蘭印方面に最も盛んに植民を要するときであつた。西班牙もポルトガルもイギリスもフランスも又ロシヤも、皆植

民政策の當初に於ては、必ず、囚人を利用したるに拘らず、人口の最も少いオランダは、只、內地行刑を充實し、只管囚人の教育にいそしみ、それによつて國家有用なる人間にまで仕立てて居たのである。故に、オランダとしては植民地に囚人そのものを送る必要がなく寧ろ更生されたる釋放者を送れば足りたのである。

さやうな觀點より、オランダ行刑を再檢討するとき、その國の教育行刑思想なるものは、正に國家發展の前提として生れるに至つたものであると斷定することが出來ると思ふ。曩きにも述べた如く、教育行刑思想に基くところなくして、人間の捨場として考へ出された植民流刑は、その總てが自暴自棄的であつて、草分けをする以外に效果はなかつた。それに反し、囚人を教育して自由植民として送るときは、そこには國民的發展が期待されるに至るのである。

アルバス聯合國（當時のオランダ）の爲政家は、植民政策の資源としてそのまゝの囚人、そのままの乞丐を考へることなく、更生された釋放者や自立の出來る人人をより適當なりと考へたと推定することが出來るのである。

オランダの蘭印經營は三百五十年にして終止符を打つた。しかし、その長い間の植民政策はかやうな刑事政策の上に立つて居たればこそ長續きをしたのだといふことを忘るべきでない。

四

イギリスが北米の流刑で失敗したことは既に述べた。しかし、一七八七年以來行はれたオーストラリヤへの流刑は或は開墾に或は鑛山發掘に乃至飼羊等に寄與するところが尠くなかつた。而して、その流刑も最初の中は從來のそれの如く無組織なる囚人利用法であつたが、その經營の上に於て竟に囚人の敎化を前提とすることなくしては成功する

矯正図書館所蔵

ものでないといふことが認識されるやうになつたのである。私は玆に無組織なる流刑より教化的組織を持つに至つた流刑への變遷に付て述べて置かう。

一七七六年北米合衆國の獨立によつて暫く流刑を杜絶して居たイギリスは、ゼームス・クックのボタニイ灣即ち今日のシドニイ附近の發見を機緣として再び之を復活した。一七八七年五月十三日上述の如く男女囚合せて二百八十四人をニュー・サウスウェールス、ヴァンジマンス・ランド及びノーフォーク島等へ流刑することとなつた。此の流刑に於ては、牧畜、耕耘等を盛にしたが、初め流刑者に對する處置は無組織であつた爲、一般の道德を頽廢し、社會的秩序は著しく紊れた。彼等の心情及び行爲は毫も改善せらるることなく違法暴行所在に行はれ、殘忍粗暴の風を傳播したといはれる。

オーストラリヤの流刑が敎化的刑罰組織に導かるるに至つたのは、實に、玆上の如き刑罰的頽廢の反動であつたと見ることが出來る。卽ちオーストラリヤ政府は、一七九一年流刑者に對し、行狀善良にして改悛の情ある者は刑期の一部を免じて條件附釋放を許した。更に一八二二年には流刑者中手工業に修熟したる者を選出して之を私人企業家に貸與し、危險なる流刑者及び植民地に於ける新犯罪者は之をノーフォーク島の懲罰場に送つて重役に服せしめ且行狀及び勤勉を標準として或は優遇を受け或は貶せられる累進的行刑を組織するに至つたが、之れ全く無組織なる流刑が、結局に於て、一般人に非難排斥せられて、最後の目的を失ふであらうことを考へた結果であるといふも過言ではない。

かくして、オーストラリヤに於ては爾後漸次刑罰組織が改良せられ、一八四二年に至つては考査制度が設けられ、

先づ囚人を三個に分類した。第一類の囚人は三十五歳未滿の改善者にして七年以下の流刑に處せられたる者とし、之をイギリス內地のミルバンク又はペントンヴィル監獄に拘禁し、然る後にオーストラリヤに移送し、爾後行狀善良なる者に假釋放證票を賦與することとした。第二類の囚人は十五年以上及び無期懲役に處せられたる重罪犯人とし之を直ちにノーフォーク島に送り嚴重なる紀律の下に强役に服せしめ、此處で一定期間行狀善良にして信用するに足るに至りたるときは之をヴァンディマンスランドに送り之を第三類の囚人と一緒にした。

第三類の囚人は第一、第二類以外の囚人をヴァンディマンスランドに送つて累進處遇を適用した。累進處遇は考査級、考査及第級、假釋放級及び條件附釋放の四期とし、向上發展するに從つて處遇を優遇し、漸次自由生活に近づかしめるの方法を定めた。

かくの如く、オーストラリヤの流刑は後には囚人に希望を與へ、向上心を助長するところの敎化的方法を以て組織するに至つたが、之は全く無組織なる囚人利用法が植民政策に有害でこそあれ役立つものでないといふ考へ方のあらはれであつたと見ることが出來るのである。

今日累進處遇は敎育刑の具體化されたものだといはれて居る。又假釋放も敎育思想の上に於てのみ理解し得られるものであるとされて居る。而して、かかる敎育方法が、むしろ植民地に於て發達したることは、植民地行刑があまりに無組織であつた反動としての結果であつたのである。故にわれわれは植民地刑罰を觀察するに當つては常に流刑の裏面とその反動との關係を洞察して置く必要があるのである。

矯正図書館所蔵

以上述べたるところによれば、植民政策に囚人を寄與せしめることは傳統的な考へ方であるといふも過言ではない。然し、その利用方法に付て自ら變遷發展のあることを看過してはならない。而してその變遷發展はひとり內地行刑の影響のみによつたものと見ることは出來ない。卽ち、流刑が無秩序に、殘虐に、粗暴に行はれたる結果として流刑運營の再檢討が必然的に要請せられて來たのである。

從て流刑の再檢討は常に重ねて之を施行した國國に於てのみ行はれて居る。アメリカ流刑及び初期のオーストラリヤ流刑の失敗がオーストラリヤ流刑末期の累進教育法を生み、ギヤナ流刑に失敗したフランスはニューカレドニヤの流刑運營を改革せざるを得なくなつたのであつた。ニューカレドニヤ流刑はその風土氣候等に於て之を失敗視する人もあるけれども、事實に於て四期制の累進制を採用し、第三級より結婚の適格性を認め、第二級に至つて假釋放を許す等囚人の向上希望を刑罰の中心として考へたところに此處にも亦流刑中より教育行刑が生み出されて居ることを認め得るのである。

オランダは植民に先立つて囚人に教育法を採り容れた。その原因が奈邊に存するやは明かにされて居ないが、少くとも人的資源の獲得法として教育を以て行刑の基礎としたことばむしろ驚異とするに足るものであつた。

かくの如く流刑はもちろん、流刑に非ずとも植民政策と關係を持つ刑事政策に於ては、囚人の利用は之を敎養して然る後に用ふることが最も得策なることが明かにされるのである。故に、教育刑なるものは教育そのものの中から生れるのみならず國家の治安維持、國家の利益等の必要上自ら生れ出ることを知ることが出來るのである。此の歷史的事實を理解して囚人を教育し、然る後に國家の爲に流刑を行ふに於ては、此の刑罰ほど大東亞共榮圈の建設に役立つものはないと思はれる。現在イタリヤはカプライア、アシナラ、アルジェロ、イシリ、ピアノサ、ニシダ等に新に流刑を行つて居る。イタリヤ當局の說明によれば、此の流刑はイタリヤの囚人たちがイタリヤの國策に順應する一の教育法であるといふのである。國民的倫理を教育の根本としてイタリヤは流刑を行ひつつあるのである。然るに、北米合衆國は金門灣ロアルカトラッツの岩窟の上に流刑を行つて居る。その目的は囚人の更生でもなく只危險犯人をとぢ込めるだけである。そこに教育を前提としての流刑といふ觀念は毫末も見られない。その何れの方法が國家的に能率を向上せしめ得るかは敢て言ふまでもない。

私は此處で教育刑の起源に付て多くを究明する積りはない。しかし少くとも流刑といふ最も原始的なる刑罰から教育的運營法が生み出されたことは刑事政策上再考の必要あることを提言して置き度いのである。同時に大東亞共榮圈の建設といふ問題がさし迫つて來た今日、屢々流刑の復活を耳にすることであるが、さやうな人人には是非とも流刑は之を用ふる前に必ず囚人の更生事業に全力を擧げて置かねば成功を期し得るものでないといふことを告げて置き度いのである。もつと委しくいへば、今日流刑を復活しようとするならば、流刑の實施に先立ちて必ず本格的な教育を施し、彼等をして自分たちが國家建設の一翼を擔當するといふ自信を持たさねばならぬのである。然らざれば、如何に多數の囚人や釋放者を送つても國家的貢獻をそれ等の者より望むことは不可能である。

（泉二博士及草野長崎控訴院長の突然の御さしつかえの爲に補助的に私が急に執筆することとなつた。突然の執筆なので只日頃考へて居る流刑問題の一部分を俎上にのぼすに止める。從て研究も推稿も全く未熟であることを諒恕され度い。——昭和十七年七月末）

矯正図書館所蔵

「和」の精神と日本行刑（三）

東邦彦

五

眞正なる意義に於ける日本行刑の建設の爲には、日本行刑道の確立されることが要望せられる。日本行刑道とは何か。それは行刑のプラグマチズムやユーティリタリアニズムに對立する意味に於ける精神主義であり、行的實踐主義である。而してその指導精神が「和」の精神にあることは謂ふ迄も無い。それは行刑管掌者たる刑務官の歩むべき道であると同時に行刑の對象者たる受刑者の進むべき道である。

近世に於ける我が國の行刑制度は、その行刑技術の方面に於てめざましい躍進を遂げたにも拘らず、その精神的方面に於ける發展が遲々たりし點に於て跛行的であつたと謂ひ得る。卽ち從來の行刑思潮に於ける普遍妥當な行刑技術の探究は、我が國の行刑をば技術的に高度化し、それは宛かも精巧を極めた近代兵器にも擬すべき制度や組織や方法が案出せられた。その代表的なものは「行刑累進處遇令」として制度化された累進制であつて、これは技術的に觀て我が國の行刑に劃期的な躍進を齎したものであつた。行刑技術の粹を集めて構成されたこの精巧な組織は、受刑者の發奮努力を促し、その眠れる意志を奮起せしむると同時にその歪められた感情に人間的な潤ひを與へた點に於ては確かに効果的であつたと謂ひ得る。利益を約束されることに依つて發奮努力すると謂ふことは人間に共通した心理であ

る。殊に人間生活の最低限とも謂ふべき拘禁生活に呻吟する受刑者にとつて、上級階級への進級に伴ふ各種の優遇、殊に假釋放の約束せらるゝことが如何に大なる魅力であるかは言語の他である。さればこそ沈滯してゐた刑務所の居房にも工場にも、はた又病舍にも突如として生氣が滿ち溢れ、希望の光りが彼等の眼から燦然と輝いたのも當然である。しかし我々はこの制度の確立されたこと——もとより現行制度にも幾多の技術的缺點があり、之れは漸次改正せられ完全なものに是正せらるゝものと豫想して——に依つて能事畢れりと速斷してはならぬ。この功利的思考の所産たる行刑最大の武器は、又同樣の功利的考へ方そのものを論據として批判せられつゝあるのである。ナチスの行刑學者アルフレッド・レッシュは『刑の累進的執行、既往の回顧と將來の見込』に於て、『利益を約束することを餌にして、法の要求した行狀を達成しようとするのは、倫理的に到底是認することの出來ない所である。是は服役中の囚人の行狀について云ひ得られることであつて、若し囚人の受ける特典を囚人が所內規則を遵奉すること、卽ち囚人が自分の義務、責務を果すことに對する褒賞として與へるのであるなら、それは刑罰の緩和と云ふことの精神を誤認するものに外ならない。若し囚人に律義な行狀は何時でも何等かの形式での褒賞を與へられるに間違ひないものであると云ふ確信を植ゑ付けたならば、此の囚人は其の釋放された後、大抵の場合監內に於けるよりも遙に困難な、免囚の意思の力と堅忍とに到底比較にならない程の强烈な負擔を課する狀況の下に於て、必ずや同じ要望を懷くに相違なく、其の曉には此の囚人の敎へ込まれた功利主義的の道德は、自由な身分に於ては必ずしも常に同じ丈の具體的な收獲を齎さないから、難破の悲運に陷らざるを得ないであらう。蓋し囚人は其の適法な處世の唯一の動因が、多くの場合に於て效果を擧げず、卽ち畢竟價値のないものであると云ふ幻滅を痛切に意識させられることゝなるからである。卽ち此の唯

矯正図書館所蔵

物觀的思辨に立脚する方式の唯一の成果は、囚人は一定の特典を期待することが出來るからこそ、監内で善行を積むのであると云ふ點に存する。卽ち此の方式は云はゞ僞善を奬勵し、監内でのお上手者」を養成することゝなつて、倫理道德の上から見て非常に好ましからぬ結果を及ぼすものである。僞善者や監内での舉措のこつを呑込んで居る者は行刑上には非常に存在する。併し成功の爲に手段を選ばない倫理も其の旗幟上に標榜する方式を奉ずることに依つて、將來さなきだに之を增加せしむべきではないのである』（一）と謂つてゐる。わたくしはかゝる非難をある程度肯定しつゝも、累進制の持つ打算的優秀性を否定する者でもなければ、又それが近代行刑最大の利器たることを否定する者でも無い。何故なれば、かゝる非難に對しては累進制の技術的修正に依り之れを救濟し得るからである。

問題はもつと根本的な處に在る。技術のもつ功利性を全面的に否定することは、結局科學そのものを否定することになる。技術の特異性、科學性はこれを尊重しなければならぬ。しかし技術を技術として生かすもの、科學を科學として生かすものは精神である。技術は遂に技術以上の何ものでも無い。技術そのものから精神は生れて來ないのであるし、又技術の優秀を以て精神の貧困を補ふことも出來ないのである。行刑技術の粹を集めた累進制と雖も、之れが眞に技術的に日本行刑に偉大な貢獻を果さんが爲には、日本行刑の精神的方面たる日本行刑道が確立されなければならないのである。その道たるや實に受刑者と共に刑務官自身が「和」の精神に徹しその職域をば皇運扶翼、天業翼贊の大信大行者錬成の實踐道場たらしむるの道である。それは受刑者に功利打算の觀念以上の日本臣民としての「つとめ」を努め勵ましむるの道であると共に、その指導者たる刑務官自身が大楠公の忠誠の意義の何たるかに徹して先づ自らを滅し、受刑者に奉仕することに依つて國家に奉仕するの道である。指導者と被指導者とがお互に自らを滅し、

自律精神に生きる處に、兩者の共同體的な人格の一體關係が成立するものであり、所謂一圓融合の眞實の「和」の世界を現出し得るのである。正木亮博士は「行刑は人と人との關係なり」と喝破せられたが、この關係とは實にこの人格的一體關係を意味するものと解すべきである。

自律精神が若しも兩者の一に缺如せんか、其處には「和」の世界が生れて來ないことは勿論、却て恐るべき弊害が惹起される。かのジョン・ハワードを鼻祖とする監獄改良運動者の唱導せる人道主義や近世の教育刑理論は、爲政者の反省を促し、刑務官の自律精神を喚起した點に於て啓蒙的には不滅の偉功を樹立したものである。しかし犯罪人殊に受刑者の自律精神を閑却した點に於て片面的であつたとの譏りを免れ難い。言葉を換へて謂へば、教育刑論の根底をなす社會的責任論は、フェリーやガロファロ等の刑事實證學派の偉大な業績を礎石とするものであるだけに科學的眞實性の點に於て觀念的な應報刑論に對し、遙かに高き價値と妥當性を持つものであり、又それが故に過去の盲目的な刑罰萬能の刑事政策を啓蒙して、賢明にして知性豐かな犯罪豫防政策に進展せしめた許りではなく、世人の犯罪人に對する理解と同情を啓蒙して一般人をして社會問題に對し眞摯なる熱情と努力とを捧げしむるに至つたことは、沒却すべからざる功績であつたのである。

しかしながら玆に最も注意すべきことは、「何が彼をさうさせたか」と謂ふ考へ方それ自身は誠に貴きものであつても、それは兎もすれば、「彼をさうさせたものは彼自身ではない。彼以外の或ものである」と謂ふマルクス流の唯物史觀的考へ方となり、或は自分をお留守にして他に訴へる個人主義的な考へ方に墮し易いことである。殊にそれが一方的に徹底化され押し進められてゆくときには、人間の自律的自覺は破壞せられ、その道義的責任感は棄却せられる危險

矯正図書館所蔵

がある。この危險はかゝる考へ方を客觀的な社會觀察に用ひられ、「何が彼を」と考へられる限度に於ては決して恐るべきものでなく、却て人々の社會的熱情を高揚するに役立つものであるが、一度この考へ方が主觀的な考へ方に適用され、「何が自分をさうさせたか」にまで發展するとき、極めて恐るべき事態を招來するのである。人間は自分の如何なる行爲に對しても道德的な責任を負はなければならぬ。決してこれを對岸の火災視することを許されない。犯罪者は自分の犯したる過誤に對し、よしや世間では非難しなくとも自ら自分を責め、國家に對し社會に對し罪を詫びなければならぬ。教育刑論は、行刑の世界に於て、刑務官に自律精神を喚起し受刑者を人間として取扱ふべきことを教へた點に於て、彼の人道主義者と共に偉大なる啓蒙的役割を演じたことは確かであるが、一方受刑者をしてこの刑務官の自律的態度の恩寵に狎れしめ、自己の自律精神を忘却せしむるに至つた傾向のあることを否定し得ない。これはしかし教育刑論に誤謬のあつた譯では決して無い。否、その運營に當つた刑務官の態度や心構へに幾多反省せらるべき點が無かつたとは謂へないのではなからうか。

我が國に於ける明治末葉以降の行刑實務家の大部分は、ジョン・ハワードの仁愛の精神を繼承實踐された點に於て、正當な人道主義者であつたと謂ひ得る。而してかゝる行刑實務家の實踐的活動こそ特別豫防作用に重點を置く刑法理論殊に教育刑論の母胎となつたのであつた。從つて我が國に於ける行刑實務家の傳統的精神は實に國家の公僕として受刑者を　陛下の赤子として、又己が子として慈悲仁愛に滿ち溢れて取扱ふことにあつたのであり、これはまさしく教育刑論以前よりのものである。教育刑理論はかゝる傳統的精神に理論的基礎付けをなすと共にかゝる刑務官の自律的態度に一層の拍車をかけたのである。その反面に於て受刑者の地位は益々向上せしめられ、殊に自由主義的、

法治主義的人權擁護論が刑務所の塀の中に流れ込むと同時に、受刑者の地位は法律的に牢固として侵すべからざる强固なものと成つた。これはしかし權威國家の行刑として誠に喜ぶべき成果であつたと謂ふべきである。然るに行刑實務家はその傳統的精神をかゝる行刑の進步發展に隨順せしむることを忘り、その自律的態度の故に、受刑者に對して著しく軟弱となり、斷乎たる嚴父の態度を次第に喪失し、受刑者の取扱上惹起する紛爭を免れんが爲め、行政上の便宜主義、事勿れ主義に墮することゝなつた。その顯著なる事例は各所に於ける作業督勵規程や作業科程等に看取し得られる。作業科程の如き受刑者の大多數が科程外二十五割、三十割の成績を示す刑務所も決して尠くない。如何に作業督勵が巧妙であつたとしてもかゝる好成績を現出する根柢は何と謂つても受刑者の作業科程が社會一般の水準に比し遙かに低いことにあるのである。又刑務所によつては剩餘製品の翌月廻しと稱して受刑者が累進處遇令施行細則の規定する最高作業點數に達する科程以上の製品を生產した場合に、この餘剩製品を其月に成工せず翌月の分に廻し、時には擔當看守より、或は雜役夫より借用證を受刑者に渡してゐた所もあつた。又累進處遇令に規定する處の集團散步に假託して受刑者をお花見に連れ步いた刑務所もあると謂ふことである。しかしかゝる弊風は行刑當局の嚴重な示達により現在は各所から一掃されるに至つた。殊に當局が最近各所の作業科程の一齊引上を斷行されたことは極めて適切な措置であつた。

刑務官には親心が必要である。しかもその親心たるや可愛い子供に旅をさせる嚴父の心でなければならぬ。拘禁生活中に受刑者に與へる一時的の愉悅は彼等を墮落せしめこそすれ、彼等をしてその多難な自分の運命を開拓せしむる戰士とするものでない。謂はんや彼等を「天皇陛下萬歲」によつて總ての功利打算の觀念から解脫し得る皇國臣民に

矯正図書館所蔵

錬成するに於てをや。

刑務所は實に皇民錬成の道場であらねばならないと同時に日本行刑道は受刑者の自律精神を鍛錬する爲の難行道でなければならぬ。權威に對する隨順・歸依・奉仕こそ受刑生活の一切であらねばならぬ。受刑者は刑務官に依つて陛下の赤子として取扱はれなければならぬが、同時に又自ら　陛下の赤子としての臣道實踐に生き拔かなければならぬ（二）。

一、アルフレッド・レッシュ『刑の累進的執行、既往の回顧と將來の見込』（司法資料、第二百十七號、二六二頁以下）。尚、この非難に對するわたくしの見解に就ては、拙稿『行刑制度論』一七五頁以下參照。

二、横濱刑務所に於ては、毎朝起床後食事前に天地神明に對し「臣道實踐ノ誓」を全受刑者に誓唱せしめてゐる。それは次の如きものである。

一、我等ハ皇國臣民ナリ、大御心ヲ奉體シ以テ臣道ヲ全フセンコトヲ誓フ、
一、我等ハ皇國臣民ナリ、四恩ヲ感謝シ以テ報恩行ノ實踐ヲ誓フ、
一、我等ハ皇國臣民ナリ、進ンデ規律ヲ遵守シ以テ秩序ヲ確保センコトヲ誓フ
一、我等ハ皇國臣民ナリ、至誠勤勞以テ職域ニ奉公センコトヲ誓フ
一、我等ハ皇國臣民ナリ、日本人タルノ面目ヲ自覺シ以テ更生ニ全力ヲ盡サンコトヲ誓フ

六

「和」の精神を基調とする日本行刑道は正木博士の謂はれる「人と人との關係」、殊に「和」の世界現出に最重點を置くの道である。從つて其處では權利義務と謂つた法律關係は第二義的若くは第三義的のものとならなければならぬ。刑務所の理想は刑務官と受刑者が對立的權力關係をば精神的に止揚して、權威ある指導者と被指導者の關係、否

寧ろ親子家族の如き一圓融合の日本の「家」を構成することに在る。刑務官は前述の如く、權威ある指導者として日本の「家」に於ける嚴父の役割を演ずべきものである。然し其處には慈母の役割を演ずべきものが不可缺である。何故なれば、日本の「家」に於て「日本の母」たる家婦の「つとめ」こそ、日本の家をして皇民錬成の道場たらしめるにつき、實に偉大な働を爲してゐるからである。

そもそも日本の「家」とは如何なるものであるか。日本の「家」は單なる慰安の場所ではない。それは一の道場である。それは實に皇國臣民錬成の道場である。何故なれば皇國臣民の持つべき精神が「和」の精神であるとするならば、日本の「家」程「和」の精神で組織されてゐるものは無く、この「家」に人となると謂ふことは、「家」に溢れる和の精神に陶冶されて自ら（おのづか）「和」の精神の持ち主、即ち皇國臣民として錬成されるからである。既に神武天皇建國の御理想は、「あめのしたをおほひていへとせむ」と謂ふこと、即ち「家」のもつ「和」の精神を理想として「家」の如き國家を建設されんとする處にあつたのである。從て日本の家は日本國家の縮圖であるとも謂ひ得る。紀平博士も、『家には家系が尊ばれ、神道によるにせよ、佛教によるにせよ、祖先の祭を主として、縱（時）の統一を主眼とする。そしてその爲の各自の位置とつとめとが定められて居るので、いはば國の組織の縮圖である。而もそれが特別の知によつてのものでなしに、自然的のものであるといふ特色を保有する』（一）と謂つてゐられる。歐米にも家はある。けれどもそれは國の縮圖でも無ければ、道場でもない。夫婦中心の慰安の場所であり、享樂場所たるに過ぎない。日本の「家」に於ては親は子を愛する。けれどもそれは單に自分の子に對する肉親の愛だけでない。自分の尊敬する祖先の延長であるとして敬愛するのである。子も同樣であつて親に對しては祖先の延長として隨順歸依

矯正図書館所蔵

奉仕するのである。そして家族の各員がそれぞれ自分の「つとめ」をつとめ勵んで家の爲に盡すことに依り、其處に一圓融和の世界を現出してゐる。殊に最も大きな働きをしてゐるのは家婦である「日本の母」程己れを空しうして他に奉仕してゐるものはない。夫に奉仕し、舅姑に仕へ、自分の子にも奉仕してゐるのである。この無我の奉仕の實踐こそ子供達を「化」して「和」の精神を體得せしめる處の最も大きな感化力となつてゐる。「天皇陛下萬歳」を叫んで死んで行く戰場の兵士の心に必ず浮び出て來るものは母親の懐かしい姿であると謂はれてゐる（二）。それ程無我に終始する日本女性の感化力は偉大である。武士道が我が國の封建制度の確立と共に、明かに概念せられるやうになつてからは、武士の「家」は一般に武士道修練の自然的道場であつたのであるが、この場合に最も重要な役割を果したものは、家婦であつた。新渡戸博士は『女子がその夫、家庭並に家族の爲めに身を棄つるは、男子が主君と國との爲めに身を棄つると同樣に、喜んで且つ立派に爲された。自己否定――之なくしては何等人生の謎は解決せられない――は男子の忠義に於けると同樣、女子の家庭性の基調であつた。女子が男子の奴隷でなかつたことは、彼女の夫が封建君主の奴隷でなかつたと同樣である。女子の果したる役割は、內助（ないじょ）即ち「內側の助け」であつた。奉仕の上昇階段に立ちて女子は男子の爲めに己を棄て、之により男子をして主君の爲めに己を棄つるを得しめ、主君はまた之によつて天に從はんが爲めであつた』（三）と謂つてゐられるが、封建制度の子たる武士道の光が、その母たる制度の死滅せし後にも生き殘つて、今尙我々の道德の道を照してゐるのは、日本の母性こそ永遠の女性たることを物語るものである。

日本の「家」の擴大されたものとしての刑務所に於て、この「日本の母」の役割を演ずべきものは、實に教誨師と保健技師とである。「醫は仁術」の眞精神を體得せる保健技師の人格が如何に受刑者の感化上偉大な働を爲しつゝ

あるかを、わたくしは餘りにも良く知り過ぎてゐる。それは無言の教誨である。この意味に於て刑務所醫師の職務は實に崇高なものである。又受刑者と辛苦を分ち合ひ眞に彼等の人生難行路の好伴侶たらんことを念願せる教誨師の心こそ正に慈母の心である。この點に於て私は從前から眞宗教徒たる教誨師に特別の敬意を拂つてゐる。この人達はその宗祖親鸞が自らを「愚禿」と呼び、「親鸞は弟子一人ももたず」（歎異鈔）、「なにごとをおしへて弟子といふべきぞや、みな如來の御弟子なれば、みなともに同行なり」（口傳鈔）と謂はれた精神、卽ち人間と共に惱み人間と共に苦しみ、自分に背くものの裏切るものをも同朋と呼び同行と呼ぶ精神を精神として、囹圄の不幸な人々の同朋同行として、彼等の指導に獻身されつゝあるからである。明治維新前後の國情騷然として廢佛棄釋の聲盛なりし頃の眞宗教徒の中には宗祖に恥づべきアンティノミアンが在つたが（四）、現在の教誨師諸氏は、敷異鈔の『善人なをもて往生をとぐ、いはんや惡人をや』と謂ふ惡人正機の教への眞精神を良く把握し、この言葉の中にも躍動してゐる處の、善人よりもまづ惡人を抱きあげずにおれない情熱に燃えて、自己を律すること飽く迄も嚴にして、而かも受刑者に對しては何處迄も之を救濟せずんば已まざる熱意を以て、之の指導に當られつゝあるからである。惡人正機は決して惡の肯定では無い。この信條こそは眞に信仰を獲ち得た人、殊に眞宗に所謂善惡攝取本願他力の境地に達した人の絕對愛の心境でなければならぬ。しかるに本願寺覺如の拾遺古德傳にある耳四郎の傳說（五）の如き稍々ともすれば世人から誤解され、受刑者の如きも自分の惡行に對する自責の恐怖に對する逃避所を之に求むる者も全然無いとは謂はれない。從て惡人正機の信條は教誨師の胸底深く秘められた、如何なる惡人にも失望することなく、彼等をも奈落の底から救ひ上げやうとする絕對慈悲の信條として始めて尊いものとなることに注意されなければならぬ。

矯正図書館所蔵

刑務所に於ける教誨師が慈母の心を心として無我奉仕する姿こそ、眞宗教徒が刑務教誨を獨占するに至つた歴史的現實の必然性を物語るものと謂ふべきである。但私個人としては眞宗の教義に對して幾多の疑問を持つてゐる。殊にその眞俗二諦の教に於て所謂「信前行後」の報恩主義の倫理觀（六）を強調することは尊ぶべきであるが前行に於ける無戒破戒主義の容認の如き、又信前の自力作善を聖道門として拒否するが如き教義に就ては不幸にして正當なる把握に苦しむものであり、わたくしにとつては眞宗は決して「易行道」では無く、寧ろ「難行道」たるを思はせるものがある。しかも日本國民の信念としての「天皇歸命」の消息は淨土門の教を通じてのみ最も明確に把握し得ることを思ふとき、私は常に親鸞の尊さに畏敬の念を禁じ得ないのである。「厭離穢土欣求淨土」と謂つた觀念論は彼の日本的現實主義に依つて立派に克服された。故ある哉。幕末より王政維新に及ぶ國情騒然たる時、王事に東奔西走した僧侶の多くは眞宗教徒であつた。かの護法運動なるものは、單なる排佛棄釋に對する法城護持の消極的運動であつたとのみ解すべきものではなからう。本願寺の廣如、德如、明如の各上人を始めとし、周防の月性、安藝の默霖、其他智洞、德龍、章達等の活動は實に親鸞精神の實踐にあつたのである。時局が教誨師に要望する處のものも亦この親鸞精神の實踐にあるのである。

教誨師や保健技師の慈母的立場に對し、刑務官の嚴父的立場は如何なる意義を有するものであらうか。日本の「家」に於ける慈母の無我奉仕は嚴父の訓育的態度を待つて初めて光り輝く。「家」に於ける嚴格なる訓育を強調したのは鍋島論語と稱せられる山本常朝の『葉隱』である。常朝曰く『男子の育て樣、先づ勇氣をすゝめ、幼稚の時より親を主君に准じ、不斷の時宜、作法、給仕、口上、堪忍、道歩みなど迄、仕習ひ候樣いたすべし。古老斯くの如く致され

候由。無精に候時は叱り候て、一日も食をくはせ申さず候。これも奉公の稽古にて候』（七）と。『葉隱』に依れば、武士たるものは『我が身を主君に奉り、速かに死に切つて幽靈になりて、二六時中主君の御事を歎き、事を整へて進上申し、御國家を堅むると云ふ所に眼を着けねば、奉公人とは言はれぬ』（八）とされてゐたのであるが、武士の「家」は實に君の爲に死ぬといふ覺悟の修練場であつたのである。これは今日の「家」に於ても同樣であつて、嚴父慈母の訓育に依つてのみ、皇國臣民は錬成され得るのである。これと同樣に刑務所にあつても刑務官の嚴父的態度は刑務所をして皇民錬成の道場たらしむる上に不可缺のものである。その任務は受刑者の「しつけ」である。禮儀作法はもとより、規律、行狀、作業等彼等の日常生活の動作に就ては嚴格に「しつけ」をしなければならぬ。其處に小乘的な愛情は許されない。受刑者の歡心を求めざるも彼等の耳にいたき忠言を遠慮するが如きは父親の心ではない。それかと謂つて反抗する者に對し一時の感情に驅られて打擲するが如きも亦父親の心ではない。眞に受刑者の將來を案じ、その將來の爲に出來るだけの訓育を嚴格に行はなければならぬ。

しかしながら、嚴父たると慈母たるとを問はず、人を指導せんとする者は先づ己れに强ひなければならぬ。佛教に所謂「自行化他」である。紀平博士は『周易』の山水蒙に教化の本質を見て居られる。周易彖傳に『彖ニ曰ク、蒙、山ノ下ニ有レ險、險而止ルハ蒙ナリ。蒙ハ亨ル、以レ亨行ヒ、時中スル也、匪ズ我ニ求ムルニ童蒙ニ、童蒙ハ求ムトハ我ニ、志應ズル也、初筮ハ告グ、以ニ剛ガ中スル也、再三スレバ瀆ルレバ、則チ不レ告ゲ、瀆スレバ蒙ハ也、蒙ハ以養レ正シ、聖ノ功也。』とあるに對し、博士は曰く、『童蒙が自己を普遍化せんとし、而も其處に險あり止らざるを得ないとき、彼は助けを求めるのである。故にその求に應じ（志應）てやれば、既に立たんとして立ち能はざるとき、歩まんとして歩み得ざるとき、大人がその志に應じて、補助を與ふると

矯正図書館所蔵

き、童蒙は滿悦するのである。これは卽ち正當なる意義にての「敎」である。敎に先だつて大人の立ち且歩むといふ「化」のあることに注意せよ。』と。指導者が實踐躬行すれば敢て人に呼びかけなくても「化」し得ることは、日本の「家」に於ける母親の場合を見ても良く了解出來るのである。受刑者に一の實踐を求めんとするときは刑務官は二の實踐を敢てせよ。彼等に五を求めんと欲すれば自らは十の實踐を先行しなければならぬ。最近刑務官中に不正事件の續發することは慨嘆に耐えない。滅私奉公の空念佛は馬の耳に風以上の何ものでもない。この意味に於て、行刑の本質たるべき、「敎育」なるものは「敎化」と謂ふ意味に於ける敎育でなければならぬ。それは社會敎育にあらずして、一の家庭敎育でなければならぬ。

一、紀平正美博士、「我が邦に於ける家と國」、五五頁以下。

二、上田廣氏「戰場より歸りて」、一八八頁以下に曰く、『私たちは、戰場に於きまして、故國の上に思ひ至るとき、誰れでも直ちに家族や親しい友人や或ひは同僚のことなどを思ひ浮べますが、同時に最も屢々、そして感慨深く思はれるのは、やはり母のことであります。それは直ちに、母の愛情に連なつて考へられるからでありまして、戰場の狀況が困難なときであればあるほど、戰鬪やその他の仕事が激しければ激しいほど、そして離れてをれば居るほど、不思議に切實であります。（中略）今考へてみましても、激しい困難な戰鬪中にあつては、母の優しい愛情に滿ちた心は、彈丸や食糧と共に絕對に必要な兵隊への力であります。力の源泉のひとつがその中にあると言つても決して私は過言でないやうに思はれます。よく戰ひ、そして壯烈な戰死に際して、母の名を呼んだとか、或ひは又看護婦の手を握つて母の腕に抱かれたかのやうな錯覺の中に安らかに息をひきとつた兵隊の話などが相當たくさんありますが、このやうな氣持はお國のため生命を潔く捨てゝかゝる兵隊自身にとりましても絕對だと言つて差支へないのではないでせうか。（中略）兵隊は皆樣の御考へになつて居られます以上に母の姿を描きつゝ生活いたして居ります。それは、母の胸はその子にとつてその心の故里であるとの言葉のやうに全く切實なものであります。（中略）內

地に歸還いたしました今日、二箇年餘の戰線生活を思ひ返しますとき、更に一層そのやうなことを考へさせられるのでありまして、母親の心の流れとか、愛情の昂りとかが士氣を鼓舞し激勵する上に何物にも增して大きな力を持つものであることを確信いたす次第であります。』（AKより放送）と。

三、新渡戶稻造博士、「武士道」（岩波文庫）、一一二頁、

四、明治維新前後に排佛棄釋の風潮が盛となつた一つの原因が「僧徒流弊風」故」にあつたことは、佛敎徒自ら認むる所であり、慶應元年佛法護持の所謂「護法運動」に蹶起した眞宗大谷派香山院龍溫師の如きも、眞宗敎徒を戒めて、その「總斥排佛辨」の中に「門徒ノ法ヲ立ルニ、他宗ニ異ルハ肉食妻帶ノ二ツノミ。餘ハ大乘四十八戒ヲ守ルベキナリ。乃至、女肉ノ二犯ハ、他宗ニカハリテ許サルレバ、猶餘戒ヲ愼ムベキニ餘罪ハ他宗ニマサリテアリトミユ。他宗ノ僧モ門徒ヲウラヤミ、自然ト墮落ス。門徒起ラザル已前ハ、今ノ樣ニハアルマヒト思ハル、。（以上は平田篤胤の所謂を引用せるもの）是甚非理ノ難論ナレドモ、此等ノ言ニヨリテ、イヨ〳〵憤怒リ、行狀修學勵マズンバアルベカラズ。如レ是誹リヲ受ルハ、スナハチ僧徒ノ過失ヨリ、恐レ多クモ宗祖マデモ誹謗セシムルニ至ル。（中略）總ジテ僧徒ノ惡事ヲ擧グルニ、ソノ大ナルモノハ、驕リト酒色ト奕トナリ。田家ナドニハ賭奕ナドノハヤルトコロアリ。堅ク愼マズンバアルベカラズ云々」と謂はれてゐる。當時の僧侶の墮落が惡人正機の誤解から來たものとは斷言出來ないが、中にはアンティノミアンもあつたことゝ思はれる。惡人正機の一條は歎異鈔の編者の謂へる如く、「外見あるべからず」のものではなからうか。

五、法然上人在世のころ、攝津の幣島（みてぐらしま）に梟惡にして獰猛なる耳四郎なるものがあつた。彼は山賊、海賊、强盜、竊盜、放火、殺害等の惡行を朝夕の能事と爲し、殊に殺害に於ては殆ど無數、この耳四郎、あるとき都にのぼり、法然の說法せる白河の禪房の床下にしのび、息をころして人の靜まるを待ち受けた。たま〳〵床の上よりもれ來る說法の聲に耳をそばだてゝ、彼は忽然として同心したのである。かくして、彼は立派に同心はしたものゝ、日頃の常習は相變らず止むことなく、依然として山賊、海賊、强盜、竊盜、放火、殺害等の惡行をつゞけて妻子を養つてゐた。然るにかくまで耳四郎の惡事に長じたるを妬む朋輩があつて、彼を無きものにせんと思ひ立ち、彼と酒を汲み杯を重ねて沈醉せしめ、彼は終に物を引きかつぎて先後不覺に熟

矯正図書館所蔵

睡したのである。折りこそよけれと朋輩は刀を抜いてまづ彼のかつぎたるものを引き除けみれば、こはそもいかに、在るものは耳四郎にあらずして金色の光明を放てる佛體ではないか。あまつさへ、その出る息も入る息も、醉漢の高鼾にあらずして南無阿彌陀佛〳〵といへる念佛ではないか。言ふまでもなく、朋輩はこの不思議の光景に肝をつぶして恐れ入り、髻を切つて念佛の徒となつたと云ふのである。

六、 本願たのむ決定心を得た信者は、彌陀の本願に歡喜し、自己の憍慢と懈怠を慚愧し、自分の生活を感謝し、その信仰を基礎として阿彌陀佛の理想を實現することに努力し、修身齊家治國平天下の道義的生活を實踐すべきものとなす。而かも、かゝる信後の倫理活動をも內觀的にはいさゝかも自負する處なく、唯如來の成さしめ給ふ所と感謝せよと謂ふのであり、結局俗諦門は報恩主義の倫理に歸する。この信後生活をも絕對他力とする處に、淨土門の特色があり、倫理的優秀性がある。

七 山本常朝述、田代陳基編、大木陽堂解說、鍋島論語「葉隱全書」下、四五三頁、

八 山本常朝、同上、上卷、四二頁、

結　語

山本常朝曰く、『上下萬民の心を入れ直し、不忠不義の者一人もこれなく、悉く御用に立て、面々安堵仕り候樣仕なすべしと、大誓願を起すべし。伊尹が志の如し。大忠節、大慈悲なり。人の僻を直すは我が僻を直すよりは仕にくきものなり。（中略）何程の惡人にても、直さずに置くまじきと思ふべし。不了簡の者程不憫の事なり。色々工夫して直せば直らぬといふ事なし。ならぬといふは、成し樣足らざる故なり』（葉隱、第二卷）と。然り、刑務官にはこの氣魄がなければならぬ。敎化は技術にあらずして氣魄である。それは實に天皇の大御心に隨順・歸依・奉仕する大信大行者の氣魄であり、「和」の精神の實踐者の氣魄である。

ドイツ戰時刑法と實體的正義の原理（一）

——戰時行刑とも關聯して——

市川秀雄

一 はしがき
二 戰時刑法と實體的正義（以上本號）
三 戰時刑事手續法と實體的正義
四 戰時行刑と實體的正義
五 餘　言

一

戰時下におけるナチス・ドイツの刑事諸立法は、これを概括して、ドイツの學者から『戰時刑法』Kriegsstrafrecht と呼ばれてゐる（一）。この『戰時刑法』の中には戰時刑事實體法及び戰時刑事手續法が包含されてゐる。しかし、學者に依つては、戰時刑事實體法のみを『戰時刑法』と呼び、戰時における刑事手續の法については、これを『戰時刑事手續法』Kriegsstrafverfahrensrecht といふ稱呼を用ひてゐるのがある（二）。わたくしは、今玆では、多くのドイツ刑法諸家の用語例に倣つて、刑事實體法と刑事手續法との兩者を總括して『戰時刑法』と呼ぶことにしたい。但し、便宜上、『戰時刑法』なる呼稱の外に、特にその手續法についての

矯正図書館所蔵

み『戰時刑事手續法』なる名辭を用ひる場合もある。さうして、『戰時刑法』には、いはゆる『不純正戰時刑法』das echte Kriegsstrafrecht といはゆる『不純正戰時刑法』das unechte Kriegsstrafrecht との兩つのものがある（三）。その前者は、戰時狀態と直接に深い關聯に在る犯罪に對し、その特殊なる犯罪形態と意義とを具有する犯罪たるの點を顧慮して、それを戰時における特別なる刑法の對象として規定を見ることになつた刑罰法規がそれである。しかし、これと深い關聯に在る犯罪として、同樣にその特殊なる犯罪形態と意義とを具有する犯罪たるの點を顧慮して、戰時における特別なる刑法の對象として規定を見ることになつた刑罰法規がそれである。しかし、この兩者は、概念的には兎もあれ、具體的には、之を絶對的に且つ正確明瞭に區別することは非常に困難なる事情にあるので、ドイツの刑法家と雖も兩つを峻別してゐない（四）。しかも、どうしても『不純正戰時刑法』であるでもあらうとおもはれるやうな一群の戰時刑法が新たに制定せられたのであるが、しかし、その一つ一つが戰時において格別に重要な意義を有つてゐるので、わたくしも、亦、この兩者を峻別しないことにしたのを豫めことわつておかねばならぬ。

又、『戰時刑法』を呼ぶのに、『國防刑法』なる稱呼をもつてする者がある。しかし、廣義の高度國防といふ見地からこれを觀るならば、ひとり戰時刑法のみならず、一般に平常時において制定せられた刑事法と雖も、亦、『國防刑法』といはるべきものであらう。それ故に、わたくしは、敢て戰時刑法のみを指稱して『國防刑法』といふの稱呼には倣はないことにした。しかし、戰時刑法が『國防刑法』の一種であることは勿論であり、さうして又、戰時刑法がいはゆる非常時法であることも固よりのこととせねばならぬところである。

序ながら、『戰時刑法』中の實體法に關するものは、大抵、『國防參議院』Ministerrat für die Reichsverteidigung に依つて制定公布されたもので、それは、命令の形式において公布されてゐるのであるが、しかし、全部『法律たるの效力』Gesetzeskraft を有つてゐるものであることを注意せねばならぬ。さうして、これは、一九三九年八月三十日の『國防の爲の參議院の構成に關する指導者の命令』Erlass des Führers über die Bildung eines Ministerrats für die Reichsverteidigung vom 30. August 1939 (RGBl. I S. 1539) の第二條の規定に基づいてしかるのである。しかし、その詳しきは、本稿と直接に深い係はりがないので、玆では省略することとする（五）。

（一） Vgl. Graf Gleispach, Entwicklungsrichtungen im Kriegsstrafrecht. Der Gerichtssaal, 1940, Bd. 114, Heft 1-3.; Nagler, Kriegsstrafrecht. Deutsches Strafrecht, 1941, Heft 1-2.; Nagler, Kriegsstrafrecht, 1940. etc.

（二） Vgl. Willi Schafer, Das Kriegsstrafrecht und Kriegsstrafverfahrensrecht. Akademie für Deutsches Recht Jahrbuch 1939/40.

（三） Graf Gleispach, a. a. O. S. 1.

（四） Graf Gleispach, ibid.

（五） これについて詳しくは拙稿『戰時におけるナチス・ドイツの刑事諸立法』「法學新報」第五一卷（昭和十六年）第八號第八九頁以下參照。

二 さて、今、ナチス刑事法一般に亙つて、『實體的正義』materielle Gerechtigkeit とふことが高調され、

矯正図書館所蔵

それは刑事法一般に亙つての標語とされてゐるところである。抑も、この『實體的正義』といふ思想は、ナチスすなはち國民社會主義の精神に基づいてゐるのである。蓋し、ナチスの世界觀に從へば、國民の全生活の個個の場合に對し、この『實體的正義』が徹底的に貫徹されねばならぬ、とせられるのである。さうして、『實體的正義』の觀念は、特に刑事法一般に亙つて、それが實現され、確保されねばならぬとされるのである。それで、この『實體的正義』の觀念は、抽象的形式的な正義の觀念に對するものであつて、從來世に行はれた抽象的形式的な正義の觀念をもつてしては、國民生活を、公平に、圓滑に、摩擦なく、妥當に進展せしめてゆくわけにゆかぬ、とされるのである。十九世紀から最近まで自由主義個人主義の時代においても、正義が高調されたのではあるが、それは、徒らに抽象的、形式的なものに過ぎなかつたのである。その正義にもかかはらず、實生活上正義の完うされなかつたことを想起するだけで事は當然に明かにされるのである。

それで、この『實體的正義』といふ標語が、はじめてナチス刑法において揚言されたのは、國民社會主義勞働黨（ナチ黨）の『刑法綱領』――これは、一九三五年三月十一日から十五日までのナチ黨法律部の刑法委員會が決議したところとして發表されたものである――においてであり、爾來、ナチス刑法においてしばしば高調せられるところのものである。さうして、このことは、既に、牧野博士が明かにせられてゐるところである（一）。右のナチ黨の『刑法綱領』には、この『實體的正義』の觀念について次のやうに揚言され、それが高調されてゐる。すなはち、その綱領第九に曰く、『國民社會主義刑法においては形式的なる正不正なし。實體的正義といふ思想が存するだけである』と。その第十一に曰く、『時に關する刑法の效力は實體的正義に依つて定まるべきである』と。その第十二に曰く、『場所に關する刑法の效力も亦實體的正義に依つて定まるべきである』と。さうして、更にその第二十六に曰く、『時效は實體的正義の原則から分離せらるべきでない』と。

抑も、十九世紀の人權思想は、法律と道德とを峻別するの結果、法律を甚しく形式的なものとして理解せしめるに至つたのであり、罪刑法定主義の結果、それが刑法に及んでゐるのである。しかし、今や、一定の行爲が何故に犯罪とせられるのであるかは、常に實體的の正不正といふ觀點から考察されねばならぬものとされるに至つたのである。從來の刑法論においては、法律そのものとその表現としての法規とが同一視されてゐたといふことにならう。それで、法規をひたすら形式的に理解して有罪無罪を論ずることになつてゐるのである。これは、傳統的な罪刑法定主義のしからしめたところであるのであるが、しかし、今や、それが批判されねばならぬのである。刑法は實體的に理解されねばならぬので、一方には、いはゆる免れて恥づるなき者なからしめねばならぬのであるし、他方には、罰すべきでない者が罰せられてはならぬはずである。すなはち、犯罪行爲は、一方において、形式的な法規をたどりつつも、他方において、常に實體的に評價されねばならぬものとされるのである。さて、今、ナチス・ドイツの刑法においては、實體的正義といふことが强調されることになつたのである。さうして、この實體的正義の觀念は、刑事手續法においても、亦、痛切に必要とせられてゐるのであり、その指標とまでされるに至つたのである（二）。これは、フライスラーをはじめ、エルンスト・シェーファーやジーゲルトやヒニューベルやテグトマイエルやの諸家が特に論じてゐるところであり、これに基づいて、わたくしも、亦、最近に『法學新報』誌上に之を論じたことである（三）（四）。更に、私見に依れば、實體的正義の思想は、今や、ナチス・ドイツの行刑法においてもそれが一貫して指導精神とせら

矯正図書館所蔵

れてゐるところではなからうかとおもはれる。それで、わたくしは、ナチスの世界觀から流れ出てゐる『實體的正義』の思想が、法律においてナチスの世界觀が最も徹底的に表現せられてゐるとせられるその戰時刑法と戰時行刑法とにおいて、そこにいかに實現され、それが實踐せられてゐるかについてを、わたくしのこの論文において少しばかり考察してみたいとおもふのである。

（一）牧野博士『改正刑法假案とナチス刑法綱領』第一五七頁

（二）牧野博士前揭第一五七頁以下

（三）Freisler, Grundzüge des kommenden Strafverfahrensrechts. Zur Neugestaltung des Strafverfahrens und Strafvollzuges, 1935. S. 11.

E. Schäfer, Die Auflockerung des Verfahrens im künftigen Strafprozess und der Gedanke der materiellen Gerechtigkeit. Zur Neugestaltung des Strafverfahrens und Strafvollzuges, S. 23 ff.

K. Siegert, Die Rechtskraftwirkungen im künftigen Strafprozess. Zur Neugestaltung des Strafverfahrens und Strafvollzuges, S. 63.

v. Hiniüber und W. Tegtmeyer, Strafverfahrensrecht seit Kriegsbeginn, 1940, S. 16.

（四）拙稿『ドイツ戰時刑法と主觀主義』「法學新報」第五二卷（昭和十七年）第三號第五七頁以下。

三 ドイツ戰時刑法は、上に述べたやうに、その制定を見たはじめから、徹底してナチスの世界觀、ナチスの精神に依つて充たされてゐる。いふまでもなく、ナチス・ドイツにおいて今日行はれてゐる刑法は、一八七一年五月十五

日に『ドイツ刑法典』として公布されたものであつて、それがナチス政權確立以前の制定にかかるものであることは言を俟たない。この現行ドイツ刑法典には、ナチス政權確立とともに、詳密な附屬法が附加せられた外に、又、刑法典自身の中にナチスの精神に基づく新規定の多くのものが修正として挿入されたことに因つて、現行刑法典がナチス的なのに變更せられたのではあるけれども、しかし、それは、始源的に根本的にナチスの世界觀から創造されたものといふことは出來ないものとせねばならぬ。別に、ナチス政權確立後に作られた多くのいはゆるナチス刑法綱領や草案がある。これ等がナチス的世界觀からの創造にかかるものであることは疑を容れないのであるが、しかし、これは綱領であり草案であるに止まつて、未だ現行の法規となるまでに至らない。さうして、ドイツの現行陸軍刑法は、七十年戰爭の經驗に基づいてモルトケ將軍が古プロイセンの軍紀の精神を核子として一八七二年にこれを作り、同年六月二十日に公布されたものである。これは、第一次世界大戰の敗戰後のワイマール憲法下の沈滯時代を經て殆ど變更されるところなくして過ぎて來たのであり、ドイツにおいては敗戰の經驗に因つて得たところに依り陸軍刑法を改革せねばならぬといふことには氣づかれてゐたのであるが、それは停頓のままになつてゐるのである。それで、かやうな事情が考慮されて、陸軍刑法に對しては、一九三八年八月十七日の『戰時及び特別進駐の場合における特別刑法に關する命令』Verordnung über das Sonderstrafrecht im Kriege und bei besonderem Einsatz vom 17. August 1938——この命令は、通常略して『戰時特別刑法令』Kriegssonderstrafrechts-Verordnung と呼ばれてゐる——が制定されたのである。しかし、ドイツの陸軍刑法は、上のやうな事情の次第から、やはり、始源的、根本的にナチス的精神から導かれてゐるとはいひ得ないところである。

矯正図書館所蔵

しかるに、ドイツの銃後を確守するために制定せられた『戰時刑法』にあつては、第一次大戰における苦い敗戰の經驗――その敗戰の原因は、當時、ドイツの銃後が確守せられてゐなかつたのに基づくといはれてゐるのである。ドイツの軍隊は連戰連勝であり、敗戰の最後の日に至るまで國外に進擊してゐたことをナチ黨の人々は强調してゐるに因つて、事のはじめから根本的に且つ徹底的にナチスの世界觀に基づいて創作されてゐるのである（一）。それは、實體的なる法規においてしかり、手續的なる法規において亦しかるのである。されば、戰時刑法は眞にナチス的法律であり、眞のナチス的刑事法であるといふことが出來るのである。それ故に、ナチス・ドイツの『戰時刑法』においてこそ、最もよく『實體的正義』の原理が具現されてゐるものとせられねばならぬ。これ、敢てわたくしが『實體的正義』と關聯して、特に、『戰時刑法』を考察の對象として選んだわけであるのである。

さて、以下にそれを考察するに方つて、まづ、戰時刑法の實體的なものについてのことから始めることとする。

（一） これについて詳しくは拙稿『ドイツ戰時刑法と主觀主義』前掲第一號第五二頁以下參照。

二

一 ナチスの世界觀から出てゐる『實體的正義』の思想は、ナチスが政權を確立し、刑法の改正事業に著手した當時において既に强調されてゐたところで、『實體刑法の改正に際して、その貫徹と形成とに努めつつあるところの指導精神の裡で、第一位に置かるべきものは、嚴格に實體的に規制された不法の概念をもつて形式的不法の概念を克服することである。換言すれば、わが國の刑事司法を實體的正義の思想の上に徹底的に置き替へるといふことである』いはれてゐた（一）。さうして、その後、『實體的正義』といふことは、ナチス刑法の標語として、上に擧げたナチ黨の『刑法綱領』において公然と揚言されるに至り、更に、その思想は、一九三五年六月二十八日の刑法の改正法に依つて實現を見ることになつたのである。それはドイツ刑法新第二條の規定においてである。すなはち、『實體的正義の思想は、類推の許容を求める要求において明瞭にその沈澱物を見出したのである』（二）。

抑々、ドイツ刑法新第二條の規定は、いはゆる類推の可能を許容した法規として傳統的な罪刑法定主義を動搖せしめ、さうして更にそれを新たに展開せしめるの機緣をなしたものとして知られてゐるのである。すなはち、ナチス・ドイツにおいては、從來ドイツ刑法において罪刑法定主義の原則を規定してゐた舊第二條を、上に擧げた一九三五年六月二十八日の刑法改正に關する法律をもつて改正し、『刑罰法規の類推的適用に依るの法律創造』といふ標題の下に、『法律上罰すべきものと明規せられたる行爲又は刑罰法規の基礎觀念及び健全なる國民感想に依り處罰に値ひするとせらるる行爲は之を罰す。行爲に付直接適用すべき一定の刑罰法規なきときは、其の行爲は其の基礎觀念が之に最もよく適合する法規に依つて處罰せらるべし』といふ新第二條の規定を設けて新たに刑法における類推の可能を許容したのである。さうして、このことは、『刑法委員會が明示的な法律の命令の外に、刑罰法規の基礎であり、支柱となつてゐる精神にも、健全なる國民感想と關聯して平等の權能を有する第二の法源たるの意義と力とを認められねばならぬ、といふ要求を提出したのは、嚴格に形式的な考察方法をことさらに捨てて、嚴格に實體的に規制された基本觀念のために道を拓き、形式的不法の概念に代へるのに實體的不法の概念を以てしようとするものに外ならない』のである（三）。それで、この規定は、刑罰を健全なる國民感想と一致せしめて、いはゆる免れて恥づるなきの徒からしめむとするのに出でた規定であるとされるのであるが、この新規定において、犯罪に關する形式的な考察方法

矯正図書館所蔵

が捨て去られ、嚴格に實體的に規制された基本觀念が導入され、形式的不法の概念に代へて實體的の不法の概念が採り容れられたことは、爾後の刑法上の革新が『實體的正義』を強調するの方向においてなさるべきことを力強く、さうして適切に表明したものとせねばならぬのである。

抑も、從來の刑法論においては、法規をひたすら形式的に理解して有罪無罪を論ずることになつてゐた。これは、傳統的な罪刑法定主義のしからしめたところであるのであるが、この法規をひたすら形式的に理解して有罪か無罪かを論定することになつてゐた結果、刑法論上、いはゆる犯罪構成要件の學說が生じ、これが非常に有力視されることになつたのである。否、これは、刑法論上、犯罪の成立不成立に對しては殆ど獨裁的權威あるものとされ、いはゆる『構成要件の獨裁』Alleinherrschaft der Tatbestände の名辭をもつてすら呼ばれるに至つたのである。犯罪構成要件の學說は、犯罪の成立不成立を論定するに當つて非常に便利なる判定の標準を與ふるものであるけれども、しかし、それは法規を形式的、機械的に理解せしめる傾向を有つものであつて、犯罪を實體的に理解せしめるものでなく、有罪無罪をその實體に卽して論定せしめるものでない。それは、むしろ、犯罪の成立不成立を、形式的、機械的に結論せしめるものといはねばならぬのである。それで、かやうな構成要件論に依據するときは、一方において、必然的に、いはゆる免れて恥づるなき者あることが免れざることとなるとともに、又、他方において、當然に、罰せらるべからざる者が罰せられることあるを免れざるの結果を生ずることになるわけであるのである。かやうにして『實體的正義』の思想が刑法上擡頭する契機が存在した。蓋し、『實體的正義』は、ひとり無罪の者又は十分に罪ありと認められざる者の釋放を要求するのみに止まらず、又、同樣に、罪ある者の處罰と國民協同體の保安とを力强く要求す

る』のである（四）。

それで、『實體的正義』の思想が高調せられるに至つたのに相伴れて、さうして、それに影響せられて、今や、ナチス・ドイツにおいては、かやうな構成要件獨裁の思想は深刻に批判せられねばならぬことになつたのである。それで、先づ、構成要件論に依つて生ずることのあるべき免れて恥づるなき者なからしめるために、上の新第二條においては、犯罪の範圍を健全なる國民感想と相一致せしめて類推の可能の許容が規定せられることになつたのである。蓋し、戰時においては、平和な時におけるよりも秩序は嚴重に守られ、維持されねばならぬのであるが故に、戰時においては平時におけるよりも一層免れて恥づるなき者の徒輩が脫法行爲や法を回避するの行爲やに依つて秩序を紊すことしばしばなるにおいては、いかにその戰時刑法の徒輩が脫法行爲や法を回避するの行爲やに依つて秩序を紊すことしばしばなるにおいては、いかにその戰時刑法に依つて科刑をきびしくし、刑の執行を峻嚴ならしめても、それは結局徒勞に終るものといはねばならぬのである。しかも、戰時の國民生活は一般にその正常なる保護を缺くこと平時の比較ではなく、法律秩序は保護を喪へる人人に向けられる侵害に對して法に依るの保護の强化を必要とするのである。されば、ナチスの法律觀においては、刑法は不正と犯罪 Unrecht und Verbrechen ——特に不正といふ語が併せ用ひられて、犯罪のみでないことを注意せねばならぬ——とを鎭壓し防止することに因つて、健全なる國民生活を營むための基礎條件とならねばならぬのであり、全法的秩序を維持すべき重要な職能を負荷されてゐるとされてゐる。それで、戰時にあつては、刑法新第二條の規定における法の精神は、平時におけるよりも一層徹底的に實踐せられねばならぬのである。

かやうなところからこれを觀れば、この新第二條の規定は、犯罪の範圍を健全なる國民感想と一致せしめて、いは

矯正図書館所蔵

ゆる免れて恥づるなき者なからしむるとともに、又、『構成要件の獨裁』すなはち構成要件至上主義の思想を或程度まで否定したものといはねばならぬのである。

（一） E.Schäfer, Zur Neugestaltung, S. 23.

（二） E.Schäfer, ibid.

（三） E.Schäfer, ibid.

（四） E.Schäfer, a. a. O. S. 24.

二　しかし、構成要件論、とりわけ構成要件獨裁の思想は、ナチス・ドイツにおいては、今、戰時刑法に依つて更に別な見地から、又、深刻に批判を受けねばならぬことになつた。それは戰時刑法におけるいはゆる『行爲者類型』又は『犯罪人定型』の思想 Tätertyp-Gedanke に依つてである（一）。

抑々、行爲者類型に關する思想は、必しも戰時刑法において現はれたものでない。又、これに關する學理も亦戰時刑法の發展とともにはじめて唱へられるに至つたものでもない。行爲者類型に關する規定がはじめて立法者に依つて採り容れられたのは、ナチス・ドイツにあつては、その戰時刑法の制定を見る以前において、刑法第百八十一條 a に『娼婦に養はれる代りにその保護をする男』すなはち „Zuhälter" なる行爲者類型がその構成要件に附加されたのにはじまるのである（二）。さうして、行爲者類型論が學理として論ぜられたのも、亦、戰時刑法の制定を見る以前においてのことである（三）。しかし、この行爲者類型が眞にしばしば法規の裡に現はれるやうになつたのは、何といつても戰時刑法においてのことであり、學者が行爲者類型の思想について多くを論ずるやうになつたのも亦戰時刑法

の制定を見るに至つた後のことであるとせねばならぬ（四）。それで、ナチス・ドイツにあつては、その戰時刑法を通じて、行爲者類型論は、今、盛んに刑法學界において論議せられてゐるところである。現に一九四〇年九月にワイマールで開かれた『ドイツ刑法教授會議』Arbeitsgemeinschaft der deutschen Strafrechtslehrer においては、この行爲者類型說に對する根本的な意見が決定されたといふのであるが、しかし、その後も學界から行爲者類型說はしばしば論爭の標的とせられ、多くの刑法家から論議の對象とせられてゐるのを見るのである。さうして、行爲者類型論については、グライスパッハ教授が說いてゐるやうに、『ドイツ刑法學における行爲者類型の學說は、その反對者に比較してその支持者の方が遙かに多いといふことは、今や、ますます確言することが許されるだらう』といふことを得るまでに至つてゐるのである（五）。されば、行爲者類型論が、ドイツ刑法學上、格別に重要視されねばならぬことになつたのである。

さて、行爲者類型には、『規範的（一般的）行爲者類型』normativer (genereller) Tätertypus と『刑事學的行爲者類型』kriminologischer Tätertypus との二つがあつて、兩者を峻別しなければならぬのであるが、玆に、わたくしが『行爲者類型』といふのはその前者を指稱してゐるのであることを、特に豫めことわつておかねばならぬ。

（一）『行爲者類型』の思想について詳しくは拙稿『戰時におけるナチス・ドイツの刑事諸立法』前掲第五一卷第十號第五六頁以下、第八六頁以下參照。

（二） Freisler, Deutsche Justiz, 1939, S. 1451; vgl. Entscheidungen des Reichsgerichts in Strafsachen, Bd. 74, S. 199 ff., besonders S. 202.

矯正図書館所蔵

（Ⅲ） Mezger, Die Straftat als Ganzes, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Bd. 57. (1938), S. 675 ff., besonders S. 688 f.

（四） 戰時刑法の制定後に發表せられた論文の主なるもの次の如し。

(1) Bockermann, Studien zum Täterstrafrecht, Teil II. Abh. d. Krim. Inst. Berlin, 1940.

(2) Dahm, Der Tätertyp im Strafrecht, 1940.

(3) Bockermann, Der Tätergedanke im Strafrecht. Bemerkungen zu dem Buch von Dahm. Zeitschrift der Akademie für deutsches Recht, 1940, S. 311 ff.

(4) Nagler, Kriegsstrafrecht. Der Gerichtssaal, 1940, Bd. 114, Heft 1-2. S. 140 ff.

(5) Gallas Referat auf der Weimarer Tagung deutscher Strafrechtlehrer. Zeitschrift für die gesammte Strafrechtswissenschaft, Bd. 60. (1941)

（五） Graf Gleispach, Entwicklungsrichtungen im Kriegsstrafrecht, S. 3.

三 構成要件論に依つてのみ事案が審査されるときには、屢説いたやうに、一方には、罰せられざるべからざる者が罰せられざることあるに至るのであるし、又、他方には、罰すべからざる者が罰せられることあるを免れない結果を生ずるのである。さうして、罰すべからざる者を罰するといふことは、特に、決して法の尊嚴を保ち刑の威信を高めるゆゑんでなく、又、社會の秩序を維持するところでない。これは平時たると戰時たるとを問はずしかりとされねばならぬ。しかも、戰時刑法においては、科刑は特に加重せられ、それにおいては死刑の規定を見ること、實に、しばしばなのであり、いはゆる『死刑の洪水』といはれてゐるほどであるのである（一）。されば、ナチス・ドイツに對して好意を寄せぬ諸外國は、戰時刑法中にしばしば數多くの死刑の規定を見るのについて、『ナチス・ドイツはその內敵に對する戰ひを血の海に依つて遂行した。ナチス・ドイツの戰時刑法は屍の野 Leichenfelder である』として非難を浴びせてゐる有樣である（二）。かやうに、ナチス・ドイツの戰時刑法においては一般に科刑が加重され、苛酷峻嚴なものとなつてゐるのである上に、なほ戰時中にあつては、しばしば、社會の保護を强化する必要として無辜が罰せられ、又、一時的の過誤に出でた行爲が罰せられるのである。これは、構成要件獨裁の思想が支配的であればあるほど、その弊害が多いとされるところである。

抑も、ナチス・ドイツにおいては、未曾有の大なる戰爭の遂行とともに、一方、個人の生命の價値を尊ぶことはさることながら、他方、それにも增して遙かにドイツ民族の純潔性と優秀性とが價値あるものとせられるの結果、惡質者の民族からの淘汰、すなはち民族體の負擔の輕減及び淨化といふことを目標として死刑のしばしば規定せられるを見るのである。しかし、ナチス・ドイツにおいては、その死刑の規定の氾濫に鑑みて死刑の執行には節度を守るべきことを自覺してゐるとされてゐる（三）。これに關して、グライスパッハ教授は、上の諸外國からの非難の當らざるものであることについて、ナチス・ドイツにおいてはその戰時刑法を運用するのに死刑の氾濫に節度を守つてゐればこそ、まさに、一貫して重い科刑を特に種種の行爲者類型と結合せしめてゐるのであり、又、その他にいろいろの制度——例へば少年禁錮の制、等、等——を創定したのであり、なほ、一九四〇年七月二十二日の新らしい刑執行命令を見るに至つた、といふ意味のことを强調して之を反駁してゐるのである（四）。すなはち、かやうに戰時刑法にお

矯正図書館所蔵

いて科刑が汎く一般に加重され、特に死刑のやうなのがしばしば規定されたのに對して、構成要件理論に依るの弊害を妥當に調節せむがために、實體的正義の思想と相伴つて行爲者類型の觀念が法規の裡にまで導入されるに至つたのである。されば、グライス・パッハ教授は、又、行爲者類型說の反對者の非難に答へて次のやうにいつてゐる。曰く、

『わたくしは、ライヒ裁判所が行爲者類型の學說に殆んど追隨してゐるのを見て非常に愉快なことに考へるのである。し、又、その結果、戰時刑法の峻嚴さを弱めたといふの非難を怖れるものでない。何となれば、事實は正に反對であるからである。行爲者類型說が、國民の害賊に非ざる者、暴力犯人に非ざる者、金屬獻納のサボタージュを爲したるに非ざる者、等、等の人人に嚴刑を宣告されるのを防止するならば、行爲者類型說は、法規の不正なる適用に因つて鈍くなるにちがひない戰時刑法の峻嚴さと效驗とを確保するわけである』と（五）。かやうにして、ライヒ裁判所も、今や、行爲者類型說を信奉するに至つてゐるのである（六）。

かやうにして、ナチス・ドイツに在つては、その戰時刑法において、構成要件獨裁の思想は、二つの方面、すなはち、刑法新第二條の精神及び行爲者類型の思想から批判せられることに因つて、今、その動搖を示しつつあるのである。さうして、刑法新第二條における類推の可能の許容が極端に行はれるときには、又、實體的正義といふの觀念から遠ざかるの結果となることから、その弊を控制するのが行爲者類型の思想でもあるのである。

さて、實體的正義は斯く行爲者類型の觀念に依つて展開されるのであるが、その行爲者類型の思想は、主觀主義の思想に立脚してゐるのであるので、今、ナチス戰時刑法は、ますます、主觀主義化されつつあるのであり、それ故に、刑法上の理念は、行爲刑法から行爲者刑法への展開とされてゐるのである（七）。

序ながら、行爲者類型はナチス・ドイツの戰時刑法の裡において、いかに規定されてゐるかの一例を明かにするならば、それは、一九三九年九月五日の『國民の害賊に對する命令』Verordnung gegen Volksschädlinge vom 5. September 1939, の第一條に規定されてゐる『掠奪者』Plünderer や一九三九年十二月五日の『暴力犯人に對する命令』Verordnung gegen Gewaltverbrecher vom 5. Dezember 1939 における『暴力犯人』Gewaltverbrecher や一九三九年十月四日の『少年重罪犯人に對する保護の爲の命令』Verordnung zum Schutz gegen jugendliche Schwerverbrecher vom 4. Oktober 1939 における『少年重罪犯人』jugendliche Schwerverbrecher や一九四〇年三月二十九日の『ドイツ國民の金屬回收の保護の爲の命令』Verordnung zum Schutz der Metallsammlung des deutschen Volkes vom 29. März 1940 における金屬獻納のサボタージュを爲したる者やがそれである。わたくしは、此等の行爲者類型については、既に、別に詳細に論じたものがあるので、今、茲では省略することにする（八）。

要するに、ナチス・ドイツでは、今、戰時刑法において實體的正義の原理はいよいよ貫徹せられて、その結果、從來の概念的な刑法論が排斥され、實體的に理解されることになつた。すなはち、傳統的な概念的刑法論において中心視された構成要件が徒に形式的に分離され、機械的に理解されてゐたのが非難され、それは更に綜合的に實體的に考察されねばならぬといはれるに至つたのである。かやうにして、戰時刑法においては『綜合構成要件』Auffangtatbestand なる概念が形成され、（これは、例へば上の『國民の害賊に對する命令』第四條において示されてゐる）、從來の構成要件の客觀的なところに價値的な主觀的要件が新たに附加せられ、兩者の相交錯するところを更に綜合して考察するを要することになつた（九）。學者はかやうなのを稱して『構成要件の軟化』Auflockerung des Tatbestand-

矯正図書館所蔵

es といふのであるが、かかる軟化現象も、實は、實體的正義の思想に強く影響せられてゐるのである（一〇）。かやうに、構成要件は軟化せしめられ、構成要件獨裁の思想は後退せしめられ、今や、戰時刑法においては、實體的正義の思想が、その思想原理から出てゐるところの刑法新第二條の精神と行爲者類型の概念とを新らしく刑法理論の中心的なものとすることになつたのである。

（一）ドイツ戰時刑法中における死刑について詳しくは拙稿『ドイツ戰時刑法と主觀主義』前掲第二號第八三頁以下參照。

（一）Graf Gleispach, a. a. O. S. 4.

（二）Graf Gleispach, ibid.

（四）Graf Gleispach, ibid.

（五）Graf Gleispach, a. a. O. S. 3.

（六）行爲者類型說をライヒ裁判所がいかに判決の中に採り容れてゐるかに關して、わたくしは、具體的に拙稿『戰時におけるナチス・ドイツの刑事諸立法』中の諸箇所において之を明かにしておいた。就いて見られたい。

（七）ドイツ戰時刑法がいかに主觀主義を强化徹底してゐるかに關する事の次第を、わたくしは拙稿『ドイツ戰時刑法と主觀主義』において明かにしておいた。

（八）拙稿『戰時におけるナチス・ドイツの刑事諸立法』參照。

（九）『綜合構成要件』につき詳細は拙稿『戰時におけるナチス・ドイツの刑事諸立法』前掲第五一卷第一一號第六七頁以下特に第六九頁參照。

（一〇）『構成要件の軟化』につき牧野博士『スイスの新統一刑法典』警察研究第一〇卷第七號第一六頁及び第二一頁參照。

資料

ボンディーの少年教育刑論

高橋正己

はしがき

リープマン教授を主班とする獨逸の教育刑論はナチス政權の確立以來、獨逸に於ては多く顧られなくなつてゐるが、教育刑の精神は事實上ナチス行刑の中に攝取されてゐるのであつて、この點に於てナチス行刑は理論的撞着に陷つてゐると一部の學者から非難される理由があるのである。併し事物はしかく二律背反的に考ふべきものではない。國民各自を訓育して其の最後の一人に至るまでそれぞれの能力を最高度に發揮せしめ、以て民族共同體の爲に奉仕せしめることは、ナチス的精神の第一義に屬するものであつて、行刑も亦此の原則の例外を成すものではないのである。唯刑は懲罰を以て其の本質とするが故に、この限度に於て訓育の手段方法も亦特殊化せられざるを得ないといふに止まる。

此の理は我が國現時の行刑にも其のまま妥當するのであつ

——目　次——

はしがき
一　少年行刑の目的
二　少年囚教育の目標
三　少年囚の心理
四　集團的教育の必要
五　雜居拘禁
六　囚人自治制
七　意志教育
八　學　課
九　刑務作業
一〇　懲　罰
一一　累進制と不定期刑
むすび

て、懲肅と教育とは行刑に於ては渾然一如たることを要するであらう。從來、鬼角、懲罰の一方にのみ偏した行刑に訓育の精神を吹き込んだ點に於て、近代の教育刑論は多大の價値を有するものであり、その主張には今日と雖も傾聽すべき幾多の眞理を含んでゐるのである。

この意味に於て玆に紹介せんとするボンディーの「少年行刑に於ける教育問題」（Bondy, Padagogische Probleme im Jugendstrafvollzug, 1925）も亦今尚は注目に値する著書たるを失はぬのであらう。固より彼の所說には容認し難い點も多々あるのであるが、併し問題を少年囚に限つてゐる點に於て一應首肯し得るのであり、成人犯の行刑に付てさへ示唆を受ける點が少くないのである。以下この書の內容の大要を紹介して、行刑の實務的及び理論的な研究に携はる人々の參考に供したいと思ふ。尚ボンディーの本著の成立の由來に付ては拙稿「少年に對する教育行刑の一例」（「少年保護」卷　號所載）の「はしがき」を參考されたい。

一　少年行刑の目的

少年行刑の目的、從つて亦少年刑務所の意義は何處に求めらるべきであるか。之に關して吾人に指針を與ふるものは少年福祉法（Reichsjugendwohlfahrtsgesetz）の第一條である。曰く「少年ハ總テ肉體的・精神的・社會的ナ有能者ニ教育セラルル權利ヲ有ス」と。此の原則は少年犯人にも亦當然適用ぜらるべきである。蓋し精神身體的及び社會的無能力の故に罪に陷りし彼等こそ、最も多く教育を必要とする者であるからである。尚少年裁判所法には「行刑ハ教育ヲ促進スルモノタルベシ」と規定されて居り、又一般囚に關する行刑原則（Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen）の中にも未成年囚人に付ては特に教育に留意すべき旨の規定がある。されば少年行刑の主たる目的は疑もなく少年を教育して有能者たらしめる點に在り、從つて亦少年刑務所は當然教育施設たる意義を有する。刑罰は唯教育目的に適合する限度に於てのみ其の存在價値を有するものである。

然らば、行刑制度と教育とは兩立し得るものなりや。エルゲル（Elger）の如く、行刑の目的を法の維持（Legalität）に在りと說けば、一見行刑と教育とは相容れざる如くであるが、法の前提たるものは道義に他ならぬ故に、兩者の向ふ所は行刑の實際上同一に歸するのである。而して刑罰と教育との一致は自由刑に於て特に顯著なるものがある。蓋し犯人は自己に許された自由を惡用して社會を害した者なるが故に、彼等に對する教育の重點は、何を措いても先づ、自由を善用することを教へ、以て社會有益者たらしむるに在るのであり、而して自由刑の本質たる自由の剝奪こそは自由教育の第一步であり、自由刑の消極的效果たる社會

隔離は社會復歸の手段であると考へ得るからである。されば自由刑と教育とは完全に一致するものであり、監獄教育學の大使命も亦玆に存するのである。

次に自由刑執行中の秩序罰たる懲罰は果して教育手段として適當なものであらうか。最近の教育學は、罰なき教育の可能を說いてゐるが、フェルステル（Foerster）及びシュライエルマッヘルは之に反對して、懲罰を以て少年の道德的教育に必要不可缺の條件なりとし、「教育の主眼は衝動的奔放性に對抗して强固なる抑止表象を設定するに在り、懲罰は之が最適の手段である」と說いてゐる。この說は或る限度まで少年行刑に適用され得るのであり、殊に刑務所內に於ける共同生活を規律し、强制的教育を可能ならしめる爲には、懲罰は必要缺くべからざる教育手段の一である。

扨て然らば、國家は何によつて刑を科する權利を有するのであるか。フェルステルは亦論じて曰く「國家の刑罰權を正當ならしめるものは、犯人自身の心裡に存する贖罪要求である」と。されど斯の如き贖罪欲が一般に存するか否かは大なる疑問であり、殊に少年犯には行爲の道義的非難性を解せざる者が多く、從つて、贖罪要求の如きものは發生する餘地がないのである。況んや又縱令自己の行爲に付いて良心の苛責を受けることがあるにもせよ、之から免れる手段は何も受刑のみに限られざるをやである。然らば國家の刑罰權の本據は何處に求めらるべきであるか。惟ふに國家の少年を罰する權利は、國家が少年に對し、教育の義務を負ふ結果として生ずるものであり、從つて教育目的に反する限度に至つては、國家の少年刑罰權も亦消滅するものと謂はねばならぬ。

斯の如く少年行刑の主要目的は教育に在り、刑罰は教育手段たり得る限度に於てのみ意義を有する。然らば刑罰は教育以外にも目的を有するであらうか。ありとせば、其の目的は少年行刑に於て如何なる意義を有し、如何なる變更を受けるであらうか。

一般に刑罰の目的は應報に在りとされてゐる。併し、應報を以て被害者又は社會人の報復本能の充足なりとする限り、應報は、一般行刑の目的としても否認さるべきである。況んや少年行刑に於てをやである。今日の國家が、刑罰を必要とする所以は、決して應報を是認するに在るのではなく、公訴權の發動も、親告罪及び私訴を除いては、全く國家的見地に出づるものであり、又犯罪構成要件も量刑も共に應報の必要を顧慮するものではないのである。よしや科刑乃至行刑によつて、應報要求が事實上滿足せしめられるにしても、之は單なる隨伴效果たるに止まり、到底國家が刑罰によつて意識的に達成ぜんとする目標たり得ないのである。

次に目的刑論によれば、刑の目的は國家及び私人の法益の保護に在りとされるが、少年行刑に於ては、これ亦第二義的目標

矯正図書館所蔵

たるに止まる。蓋し最近の學界は刑事無責任年齢を高めんとする傾向に在り、且又少年は先づ教育せらるべきであつて、重罪犯に非ざる限り、法益保護の必要は教育の必要の下に立つべきであるからである。

第三に刑罰の威嚇力の點であるが、少年行刑に於ても亦之を必要とすること言を俟たぬ。一般に教育刑は、兎角刑の威嚇力を減殺するものの如く考へ易いが、自由の剝奪が既に絶大なる苦痛であるのみならず、教育行刑こそは一層嚴格なる規律を要求するものなるが故に、刑の威嚇的效果は教育刑に於て從來の行刑に於けるより一層確實となるのである。

第四に刑の隔離作用であるが、之は定期刑制度の下に於ては不完全なるを免れぬ。併し少年犯に付ては滿廿一歳まで之を保護教育院に拘置し得るが故に、この限度に於て刑の隔離作用も成人犯人に對するよりは强大であるといへる。

最後に改善不能犯に對する無害化（Schadlosmachung）の點であるが、之は少年が教育を必要とする者なる性質上、多く問題とならぬであらう。殊に、少年裁判所法第三條によつて、「行爲ノ時ニ於テ行爲ノ違法性ヲ知リ又ハ之ニ從ッテ意志ヲ制御シ得ル程度ノ道德的、精神的發育ニ到ラザル少年」は罰し得ざることになつてゐる故に、少年犯にして刑の言渡を受ける者は當然教育可能者であると考へられるのであり、從つて無害化の問題も生ずる餘地がないのである。

以上を要するに、少年行刑の目的は教育に在りて應報に非ず、威嚇、隔離、法益保護等は何れも刑の附隨的效果たるに止まる。而して教育の爲には懲罰も必要であるが、之は少年に權力と價値との尊重すべきことを教へる手段たるに止まるものである。

右の如く少年刑務所を以て教育施設なりと結論するときは、之と保護教育院との差別が問題となる。吾人は兩者間に本質上の差別を認めぬものであつて、國家の教育施設は下は託兒所、幼稚園より、上は學校・教育院・刑務所に至るまで、一貫せる統一的な教育機關たるべきであると主張するものである。唯小學校が一般的な少年教育施設であるのに對し、教育院はより强力な特殊的教育機關であり、少年刑務所は更に一層强力なる最後的な教育施設であるといふだけの差があるに止まる。然るに現行法が年齡、前科等によつて、この最終的教育の適用に制限を設けてゐるのは、甚だ不合理であつて、宜しく此等の制限を廢し、成人囚にも、少年囚と同樣の不定期刑を採用すべきである。

最後に一言すべきはフェルステルが、「先づ罰し然る後教育」といふことを主張してゐる點である。之は彼の贖罪欲說から理解されるのであるが、前述の如くこの欲求自體は少くとも少年犯に付ては否定さるべきであり、その上過度なる刑罰は教化を害する處がある故に、吾人の如く一度教育を以て少年行刑

の主たる目的となす以上は、教育に必要なる凡ゆる手段を講ずるに臆する必要はないのであり、行刑に於ける二元說は實際上及び理論上共に不可であり、一切の行刑は單一の教育目的に向つて集中統合さるべきである。

二　少年囚教育の目標

少年囚教育の目標を論議するに當つては、先づ教育一般の目的及び方法を明かにし、之が少年囚の社會的・年齡的・殊に心理的特殊性によつて、如何なる變化を受くべきかを考究すべきであらう。然し乍ら現今の教育學は、其の目標及び研究法に關して諸說紛々として歸一する所を知らぬ狀態に在り、從つて吾人はここに教育學の一般理論を試み、之より監獄教育學を誘導し得ない狀況に在るのである。故にここでは當初より具體的な特殊論から出發することとする。

先づ從來の監獄教育を見るに、其が主として宗教家に委されてゐた結果として、自然宗教々育が其の主要なる任務であるかの觀を呈した。併し現代の社會は極端なる物質主義、享樂主義に墮し、殊に無產少年に於て沒理想の甚だしきものあることはデーン（Denn）の研究によつて明かにされた所である。斯の如き少年に對して宗教を說くことは馬耳に念佛にも異らぬであらう。

斯く言へばとて放肆無涯なる相對主義を主張するものではない。吾人は唯少年囚に於ける教育の可能性は甚だ低度に止まることを知るが故に、最初から高き目標を與へることは全く無意義であると主張するものである。吾人の囚人教育の最後、最高の目標は各囚人をして其の人的能力を最高限にまで發揮せしむるに在り、而して之に到達する爲には、最初は當該囚人に最も近い極く卑近な目標から始めねばならぬのである。即ち高遠なる倫理は、囚人に對し何の制御力をも有せぬ故に、吾人は先づ食欲によつて彼等を統制するに努め、又再犯の可否の如きも其が彼等自身の幸福に反するといふ物質的な損得を了解せしむる外はないのである。友情とか協力心とかを起さしめ得れば既に數段の進歩であつて、この共同生活的德義から漸次社會的な道德則を教へ込まねばならぬのである。

然し囚人に道義的價値判斷を教へることは果して可能であらうか。吾人は囚人にも良心あるものと認定せざるを得ぬ。唯其が之に反する心的衝動の抗爭によつて一時壓伏せられてゐるだけであり、吾人の教育はこの反對衝動を弱め、眠れる良心を目覺ましめんとするものである。而して、良心を目覺ますに成功した後に於ても、この良心は未だ確乎たるものではなく、兎角動搖し勝ちである故に、彼等を最初から自治的決斷に放任するは危險であり、彼等の良心的活動は當に多分の支援を必要とするものであり、而して少年刑務所に於ける共同生活はこの必要なる支援を與ふるに適するのであつて、其の向上的雰圍氣

矯正図書館所蔵

は彼等の良心的勇氣を鼓舞するに恰好な溫床であらう。故に共同生活乃至團體的行刑制度は囚人教育に不可缺の要素である。

三　少年囚の心理

前述した如く少年囚に於ける教育可能性は甚だ低いのであるが、之は彼等の心理能力が低級である爲と考へられる。然し乍ら現在のところ直接少年囚の心理を研究したものはなく、唯一般の不良少年乃至強制教育兒童等に關する研究によつて、少年囚の心理狀態を推測するに止まるのである。クラーメル（Kramer）に從へば、伯林の中央區裁判所取扱の少年被告人に付ては其の約五〇%は心理異常者なりといふ。併しこの心理異常者中には刑罰處分を受けない者が多數に含まれてゐるから、少年受刑者中には心理平常者が比較的に多いことと推測される。勿論心理平常者といつても道德的平常者を指すものではないが、併し心理に異常なき者の道德的教育は比較的に有望であると考へられる。

次に心理異常者を心神耗弱者（愚鈍者及び痴愚者）と異常性格者とに分つて考察するに、痴愚者は殆ど受刑することなく、又愚鈍者も少年裁判所法第三條によつて、多くは教育處分を受ける。從つて刑事處分を受ける愚鈍者は少數であるが、此等の者は刺激なき農村にやり、適當なる保護の下に簡單な仕事を習得せしめるときは、比較的容易に改善し得る。之に反し異常性格者又は精神病的人格者に至つては、其の病的性格が犯罪の原因となつてゐると否とを問はず、之が教育は常に相當に困難である。この種の者が果して少年囚の何%を占めてゐるかに付ては遺憾乍ら未だ信頼すべき研究がないが、而も心理的性狀の如何により、教育方法に多大の相違を生ずる故に、この方面の研究は目下の急務である。尙病的性格に付て特に注意すべき點は、其が生來的若は生理的缺陷に基くか、又は出生後の特異な生活體驗に由來するかの別である。この點に關し一道の光明を投ずるものはフロイド一派の心理分析學と、アードレル一派の個性心理學とであり、又ヒーリー、スミス等の米國學者の研究も注目に値する。吾人は少年囚中に屢々其の心理能力又は生理的缺陷のみによつては到底理解出來ぬ特異な强情、盜癖、易激性、反抗、嫌忌、注意散漫、虛言癖等を見ることがあり、之が教育には全く手を燒くのであるが、心理分析により一度その眞因を確め得れば、容易に之を改善し得るものである。この意味に於て、心理分析的研究乃至は個性心理學が、囚人殊に少年囚の教育に必要不可缺の前提たることは多言を要せぬ。

次に少年犯罪の原因が一般の少年に共通の思春期的な心理特性に出づることも少くない。この間の關係を明かにする爲には、先づ一般少年の心理的特性を究はめねばならぬ。幸に此の方面の研究は比較的豐富であり、殊にシャルロット・ビューレ

ル（Charlotte Bühler）は心理發育の遲延者が往々にして不良傾向を帶び易いことを明かにしてゐる。而して一面に於て少年犯の心理も、一般の少年的心理の極端化した場合と考へ得る故に、少年犯罪の心理を明かにすることは、同時に亦一般の少年教育にも大なる貢獻を齎らすものと考へられる。この見地からしても小學教員の全部を、少くとも最初の二三ヶ月間少年刑務所に勤務させる必要があらう。

斯の如く少年囚に關する心理的研究の、少年教育學に貢獻する所は多大なるものがあるにも拘はらず、直接少年囚の心理的研究を試みた業績は甚だ不足なるが故に、吾人は何を措いても刑務所内に心理學的研究を設置すべきこと、及び少年囚の教育者に十分なる心理分析學的、個性心理學的素養を與へんことを要望するものである。

四　集團的教育の必要

最近の教育界は集團教育（Gemeinschaftserziehung）の重要性を强調するに至つてゐるが、之は囚人の教育にも應用さるべきである。而して之が爲には從來の行刑組織殊に刑務官と囚人との關係は一新されねばならぬ。即ち、兩者の關係は先生と生徒との關係となるべきであり、而して、先生と生徒との關係は最近の教育學の教ふる所によれば、當然友人關係たるべく權力關係たるべきではない。而して友人關係の前提たるものは相互の尊敬と信頼と愛とである。この故に先づ刑務官は、囚人の尊敬を受くるに足る者でなければならぬ。若し刑務官が囚人を友として遇することにより、彼等の尊敬を失ふ様であれば——即ち親しむことが馴るることを招致する様であれば——其の刑務官は未だ教育者たる資格を有せぬ者である。囚人は尊敬する人の命には良く從ふものであつて、强制を用ひずとも權威は良く保たれるのである。

次に信頼關係であるが、一たび囚人と交りしことある者ならば、彼等の信頼を得ることの如何に困難なるかを熟知するであらう。彼等は何人からも信頼されず、從つて何人をも信頼しなかつた者である。彼等は自己に顧みて好意の裏には常に陷穽あるを思ふのである。何となれば、彼等は未だ嘗つて他人の爲に盡さうと思つた事はなく、從つて他人が眞に自分の爲に好意を持たうとは夢にも思はぬからである。かかる困難を排して彼等の信頼を得る方法は、從來と全く逆な行き方でなければならぬ。即ち信頼するに足る事を示した囚人に人間らしき待遇を與へるのではなく、先づ彼等を正直な人間として扱ふ事により、彼等の信頼を得ねばならぬのである。

次に愛であるが、之には二種ある。一は高き者より低き者に與へる神的な慈愛、キリスト教の所謂カリタスであり、その二は人的な愛情即ち對等者間の情愛である。カリタスが囚人教育に當つて重要なる意義を有することは言ふ迄もないが、後者即

矯正図書館所蔵

ち人的情愛も決して輕視することは出來ない。人的情愛は偏愛又は不公平に陷る處れがあり、免もすれば性的愛情に化する處れがある爲に、從來人々は極力之を壓伏しようと努めて來たのであるが、之は誤りである。人である以上如何に抑制しようとしたからとて、愛情に厚薄の別を生ずることは避け難いが、それかと云つて愛の教育的效果を葬り去ることは不可である。寧ろ教育者は愛情を自認し、より多く愛情を感ずる者により多くの義務を課し、より薄い愛情しか感ぜぬ者に對しては、意識的に特に多くの面倒を見てやる樣に努めるならば、却つて公平を期し得よう。併し眞の愛情に基かぬ世話は敏感なる少年に對しては結局大なる效果を擧げ得ない故に、出來得べくんば囚人及び指導官をして、相互に其の好む人を選擇せしめ、相愛し相敬し相信ずる者のみを以て一團を結成せしめるならば、最も多くの教育的效果を期待し得よう。斯の如き主張は何も新奇なものではなく、一八四一年にリーケは早くも囚人の個性に最も適した教育者を與ふべしと說いてゐる。かくても尙信愛の念に差等を生ずることは避け得られない故に、英米の教育界で廣く行はれてゐる Faggingsystem を應用することも一考に値する。之は教師が最も信愛する生徒を通じて、他の者に影響するといふ遣り方であつて、獨逸でもアンドレーゼン（Andreesen）の如きも「教師と二三の生徒とが特別に密接な關係に立つことは教育の效果を擧げるに不可缺の條件である」とさへ說いてゐる。

扨て斯の如き信頼、尊敬、愛情を基礎とする刑務官と囚人との共同生活によつて、果して如何なる道德教育が可能であるか。先づ注意すべきは互に信愛する一團に在つては、容易に共同心、團結心を生ぜしめ得べく、又敎へずとも自ら正直を貴ぶに至ることである。元來少年は團體心に富む者であり、彼等をして反社會的な犯罪團を結合せしめたと同一の情熱は積極的に價値ある團體を結成せしめるにも與つて力あるものである。さて一團に屬する者の間に於て正直を尊重する心を體得したならば、更に之を意識的なものたらしめ、之を廣く社會全體に及ぼすことを敎へねばならぬ。之を體得せしめることは不能ではあるが、敎育者は適當なる機會を捕へ、實例によつて、社會全體に對しても正直が必要且つ有益なる所以を敎へるに努めねばならぬ。「正直」に付て述べたことは亦「責任感」「共助心」又は「盜む可からず」等の道德律に付ても妥當する。かくして一團の集團生活に於て體驗した德義を社會全體に及ぼさしめ得るのである。

固より人格敎育は德性敎育のみを以て足るものではない。更に情操敎育を必要とする。殊に少年の德性が如何に感情によつて支配さるること大なるかは、夙にシャルロット・ビューレルも明かにした所であつて、彼は「感情の支持を受けざるときは意志も智能も發動せぬ」と言つてゐる。吾人は情操敎育の中で

も特に美的情操（音樂、美術等に對する）と宗敎心と眞理愛（科學に對する情操）とを重視するが、斯の如き情操への教育も亦、教育者と生徒とが密接な信愛關係に立つことによつて初めて可能である。卽ち教育者の理解を通じて少年はより高き價値を理解するのである。

人或は言はん「斯の如く常に教師との結合に於てのみ教育するときは、少年の獨立心は消滅し、敎師なきところ德義も眞理愛も社會愛も失はれるであらう」と。寔に然りである。故に吾人は漸次教師を離れた價値自體に對する理解をも與へんことに努力する必要がある。併し生來精神的に缺陷を有する者にとつては完全なる獨立は全く不可能であり、又望ましいものでもない。故に釋放後も連絡をとり良く面倒を見てやり、之を適當なる共同生活に入らしめることが絶對に必要である。

最後に婦人の教育者を用ふることの可否であるが、少年囚の多くが家庭愛殊に母性愛に飢えてゐる者である點から見て、婦人教育者は遙かに多く男子教育者を凌ぐ效果を擧げ得るであらう。されば少年刑務所には成る可く多く女性の刑務官を採用する必要がある。

以上を要するに團體教育法は相互の信賴、尊敬、愛情を基礎とすべく、而して教師たる刑務官は先づ自ら囚人を愛し、信じ敬することによつて彼等の信愛敬を獲得せねばならぬ。先づ彼等の固き心を解き、然る後に信愛敬の教育雰圍氣の中に於て、

五 雜居拘禁

獨居拘禁と雜居拘禁との利害得失に關する爭は十九世紀初頭に於けるペンシルバニア制とオーバーン制とを繞つて最高潮に達したが、それ以後雜居制論は漸く聲を潛め、獨居拘禁の必要を疑ふ者なきに至つた如くであつた。併し、最近團體教育の有用性が强調さるるに及んで局面は更に一轉して、今や雜居拘禁は教育行刑の必然的前提たらんとしてゐる。

勿論獨居拘禁が囚人に沈思默考の機會を與ふる點に於て多大の教育的價値を有することは否めない。併し、之と共に極度の單調、意志力の損耗、非現實化等の弊害の存することも看過し難い所である。さればこそ、近代の行刑は獨居拘禁を成るべく

矯正図書館所蔵

短期間に止めようとしてゐるのである。而して從來の雜居拘禁の弊害の根元は夜間雜居に在りと認められる故に、吾人は晝間雜居、夜間獨居を採用せんとするものである。之は一見オーバーン制に復歸するものの如く考へられるが、其の精神に於ては大いに之と異り、晝間雜居中の交談を禁ぜざるのみか、教育者と囚人又は囚人相互間の談話に多大の教育的價値を認むるものである。

この方法によつて、一面晝夜獨居の弊害を防遏し得ると同時に、他面不斷雜居の弊害たる相互嫌惡感の發生及び性的墮落の危險を最小限に止め得べく、更に進んで積極的に向上心を高め共同心を體得せしめ、以て社會性の圓滿なる發達を期し得るであらう。

固より例外なく晝間雜居を强制すべしと主張するものではない。個性、人種、宗教、社會階級等から見て著るしく共同生活に適せざる者は依然獨居拘禁に付する外はないが、併し集團の構成を巧みにし、之に個別的な取扱ひを加味するならば、此の種の者は極く少數に止まるであらう。

要するに吾人は累進行刑の最初期及び特殊の例外的な場合を除いては晝間の共同作業と自由交談、夜間の獨居拘禁の制を徹底せしむべき事を要求するものである。

六 囚人自治制

囚人自治制の濫觴は一八二四年にカーティスが紐育の House of Refuge に於て收容少年に懲罰權を認めたに在り、次いで一八二八年にはウェルスによりボストンの House of Reformation に於て稍完全なる自治制が行はれたが、近代の囚人自治制に最も大なる刺激を與へたのはウィリアム・R・ヂョージが一八九五年に紐育州フリーヴィルの Junior Republic に於て行つた自治制であつた。之は米國の共和政體を少年刑務所內に移し行つたものであつて、凡ての事務は少年によつて行はれたのである。

獨逸に於て此の制を最初に試みた者は、ヴィッヘルンであつて、彼は一八三三年に不良少年の救護を目的とする Rauhe Haus を創設し、收容少年をして Friedenskinder を選擧せしめ、之をして諸種の事務を補助せしめたのであつた。最近に於て自治制を行つてゐるものは伯林の Lindenhof 少年刑務所及びハムブルグ市外の Hahnöfersand 少年刑務所の二つである。前者に於ては少年中より選擧された Jungenrat (Vertrauensjungen とも云ふ) 後者に於ては指導者より任命された Innenring が特定範圍の刑務行政に參與してゐるのである。此等の獨逸に於ける自治制が米國の夫れと本質的に異る點は、少年に眞に獨立した自主的決定權を認むることなく、常に大人たる刑務官の指導下に立たせてゐる事である。之は蓋し國情の相違によるもので、米國に於ける如き自治制を獨逸に於て行ふ事は單に其の

效果の疑はしきに止まらず、如何はしき遊戲に化する處が多分に存するのである。

扨て斯の如き自治制が少年囚の教育上果して如何なる效果ありや、其の有效なる限界如何を考ふるに、先づ之に依つて少年の名譽心を滿たし、之によつて自尊心を高め得ることは否めない。又責任感を强化し、規律を正しくし、勞働の快を知らしむる效もあるであらう。特に重視すべきものは、少年の中に眠れる精神力を呼び覺まし、共同生活に盡す能力を有することを知らしむることによつて、從來蓑はれ來つた劣弱感を治し得る點である。又自治は少年に特有なる團體形式の一つである故に、教育者が團員の一人として指導し協力し利用するときは、少年等の反抗心を消滅させその反社會化を防止し得るのみならず、進んで服從心、協同心を助成する效がある。但し斯の如き教育的效果を活潑ならしめる爲には、自治形式を絕えず變化して、始終新鮮の氣を導入し沈滯を一掃するに努めねばならぬ。

囚人自治に付て最も問題とされるのは、懲罰權を認むることの可否であつて、今尙ほ贊否相半ばしてゐる。惟ふに此の自治的裁判權の得失の決は制度自體の性質に存するものではなく、裁判員の組合せ、少年相互間の關係、少年と指導者との關係、刑務所內の雰圍氣等の如何にかかるものである。されば一刑務所に於ける成功、不成功を以て他を測ることは出來ないのである。之は自治制全般に付て言へることであつて、囚人の個性、國民性、國情等の相違を顧慮せずして他國に行ふ所を直譯的に輸入しても決して效果を擧げ得ないのである。特に重視すべきは人的要素であつて、最善の制度なりとも之を實施するに當り其の人を得なければ、內は囚人の輕侮を招き、外は世人の物嗤ひとなるであらう。囚人自治制を非難して、之を以て阿諛追從の惡風を助長するものとなす人もあるが、之は如何なる制度に於ても避け難い所であつて、自治制に於て特に之を增惡すべき理由はないと信ずる。最も手痛い非難は「自由社會に於て自ら律し得なかつた故にこそ罪を犯した者が、刑務所內に於て正しく自らを律し併せて他を律し得る筈がない。假令囚人の自治が可能なるにもせよ、其の共同生活は自由社會に於ける一般人のそれより遙かに低級ならざるを得ない故に、之によつて社會的向上が達成せられる筈がない」といふのである。誠にその言の如くである。さればこそ吾人は適當なる指導者の下に於てのみ囚人の自治を許すべしと主張するものである。

七 意志教育

嘗つて犯罪者を以て意志强固な能働的な性格者であると考へてゐた當時に在つては、行刑の任務は强力なる壓迫と强制とによつて、この能働的なる犯罪意志を挫折せしむるに在つた。然し乍ら近時の研究によつて犯罪者の大部分が意志薄弱な受働的な劣弱者なることが明かにせらるるに從つて、行刑の任務はこ

矯正図書館所蔵

こに一變し、囚人の意志力の强化を其の主要なる目的とするに到つた。然らば如何にして意志强化を效果せんとするか、ボンディーは之が爲に必要乃至有用なるものとして、累進處遇、思考力と目的意識とによる自制心の養成、心理分析等を擧げてゐる。以下順次此等の方法による意志力强化の效果に付て述べよう。

(1)累進處遇＝前述の如く絶對的なる强制は意志力を枯死せしむるものであるが、之を累進制に於て用ふるときは意志强化の手段となし得る。殊に少年教育に於ては或る程度の强制は重要なる意義を有するものであつて、シュライエルマッヘルも「最初は權力が教育の全部であり、最後は自由意志が教育の全部である」と云つてゐる。況してや不軌放縱に流れ易い不良少年に關しては、最初は强制を用ふることが絶對に必要であり、而してこの全面的强制も一定期間を經、一定の善行あるときは、漸次弛められるものなることを、最初から少年に理解せしめて之を用ふるときは、大いに彼等の克己心、向上心を鼓舞し、意志力の强化を助成し得るのである。茲に注意すべきは希望は恐怖よりも遙かに强力な教育手段であること、換言せば害惡を以て强制するよりは賞遇を以て强制する方が遙に教育上有效であるといふ事實である。卽ち善行ある者に賞遇を與へ、惡行あるときは賞遇の一部又は全部を停止する方法が最も好ましいのである。斯くすれば服從は不快なる體驗たる性質を失ひ、遂には規律遵守自體に快を覺えるに至るのである。故に吾人は累進制の教育的效果は廣汎なる賞遇を考慮することによつて、最も良く達成し得べしと信ずるものである。

（私見） 爰に疑問を生ずる點は、累進の條件たる善行は必ずしも內心の改善を意味せぬといふ點である。表面を裝ほへば賞遇が得られるとすれば、其の事自體が已に虛僞を囚人に教へることとなるのみならず、內的改善を伴はぬ善行は單純なる利害算段の外に出ないものであつて、一度刑務所より自由社會に出で、善行必ずしも利益を齎らさず、惡行必ずしも罰せられず、否、差し當り惡行によつて利益を得ることすら可能なる如き事態に直面しては、當然同じ利害算段から罪を犯すに至るのである。換言せば囚人をして模範囚たらしめたと同一の心理的性狀が彼等をして出所後直ちに罪に陷らしめるものであるとも考へられる。惟ふに犯罪者程利己心に驅使せられる者はない。さればこの利己心に訴へて刑務所內の秩序を保ち作業能率を擧げんとするは寔に賢明の策といふべきである。然し乍ら之によつて彼等の道義的意志を强化せしめ得ると考へるのは恐らく錯誤であらう。憂ふらくは唯囚人の利己心を强化するに止まるものならんかである。かくて只さへ自己中心的なる彼等は一層我欲的となり、利己の爲には何事をも强行する性癖が養はれる危險がある。此の非難に對しては習慣の效力を說く學者もある。例へばエルゲルの如きは「假令刑務所內での善行が虛僞なものであつたとしても、三年間表面的善行・假面的勤勉を維持遂行し得た者は、全生涯を通じてこの僞善を繼續し得るであらう。最初は强制により規律に慣らされた者も、一旦之が習慣となれば、自ら規律生活を好むに至るであらう」と說いてゐる。この種の習慣說は習慣が一朝一夕にして形成され得ることを豫想するものであつて、其れ自體矛盾を含むものである。何となれば出生以來十數年乃至數十年の間に形成せられた習慣も僅か二三年間に變更し得ると言ひ乍ら、其の變更された習慣が生涯維持せられ得ると說くからである。

(2)思考力と目的意識とによる自制心の養成＝次に注意すべきは犯罪者の多くは衝動的な性格の所有者であつて、衝動と行爲との間に何等の思考をも挾まざるを常とすることである。例へば目前に脫走の機會を得れば其の成否と結果とを顧ずして直ちに行動に出づる如きものである。されば之に對應する教育方法としては此の間に思考による自制心を介在せしむるを得策とする。「先づ考へ然る後行ふ」ことを教へるのが意志教育の第一步である。而して「先づ考へる」ことを教へるには判斷力卽ち論理的思惟の能力を與へ、思考に慣らす必要がある。この意味に於て智育も亦德育の重要なる前提となるのである。

然し乍ら單に考慮することを教へることは——目前の利害得失が明かなる場合の外は——必ずしも惡行を自制せしめる結果とならぬのみならず、却つて計畫的に犯罪を熟慮、斷行せしめる危險を藏する。茲に於て道德的意志力を養成する必要が生ずる。ボンディーは此の點に關して高尙なる目的乃至動機の設定が最も有效なりと說いてゐる。リンドウォルスキーによれば「本來意志薄弱なる者と雖も高き目的を有するときは、時として意志强固者にして初めて成し得る如き英雄的なる行爲を實現し得る」と。又曰く「目的あり價値あり動機ある所に初めて意志力あり」と。之は少年犯にも亦當然適用され得べき法則であり、謬まれる社會觀・倫理觀を去り、より高き價値と目標とを與へることは、教育行刑の主眼たるべきものである。元來如何なる人間も愛情・友情・正義感・藝術心・眞理愛等を有するものである。囚人の性格中に潛在するこの種の情操を捉へて、之をより高き動機と結合するときは、凡ゆる欲念はこの高き目的の下に統制され規律せらるるに至るのであつて、茲に至れば最早强制も賞遇も其の必要がなくなり、意志力は完全に其の道德的效果を發揮し得るのである。

(3)心理分析＝扨て右の如き意志教育法にも自ら到達し得べき限界がある。其の第一障碍は現代社會相の汲理想であり、折角の理想教育も自由社會の混亂裏に在つては遂に消滅する處れがある。これ教育行刑のみの問題ではなく、實に社會一般に對する道德教育の最大の難問である。その第二の障碍は犯罪者の多くが精神低格者なるか、又は心理特異者なるかである點にある。精神低格者に在つては、眞に强固なる意志の定立は望まれ

矯正図書館所蔵

ず、又心理的に特異なる者に在つては、凡ゆる教育的方法は反抗と偏屈とを齎らすことのみ多く、人をして遂に改善不能者又は生來性犯罪人なりと判定するの餘儀なきに至らしめるものである。この方面に僅かに光明を投ずるものは心理分析法であつて、今日の所尚ほ未だ其の方法や效果範圍等に付て多くの疑問を存するのであるが、然し從來の總ての教育法が失敗に歸した後に於ても、尚且つ之を救治し得べき唯一の可能なる手段として、充分推奨に値するものたるを失はぬであらう。

八 學 課

智育と思考力の養成とが德育の前提となることは前述した所である。元來囚人特に少年囚の大部分は驚くべく無智な階級に屬し、思惟能力にも著しい缺陷があり、從つて亦その道德的判斷力も甚だ不足であつて、この三者が相寄つて彼等の犯行の一原因を成してゐることは爭へぬ事實である。從つて刑務所內に於ける授業の目的も亦智識教育、思惟教育、道德教育の三者を出ないのである。併し德育は教育行刑全般の問題であつて、學科教育の特別任務は知識教育及び思惟教育であり、就中前者を主とするものである。

課目は大體國民學校及び補習學校の教程に據るを可とし、又囚人の能力に應じ特殊の學課を設ける必要もある。學級は基礎科、補習科、職業科の三とするを便とすべく、又修了期間は各三箇月位を適當とする。但し現在の如く一日平均一時間程度の授業時間では大なる效果を擧げる見込はない。尚授業時間は成るべく精神的疲勞の少い時期を撰ぶべきである。次に授業への出席を強制すべきやの問題がある。一見智育と強制とは兩立せぬ如く感ぜられるが、事實は然らず、概して移り氣な放逸怠惰な囚人の自由意志に委ねるときは到底授業の繼續を期し難い故に、強制的に出席させる必要がある。其の方法としては一週間內に受くべき授業時間數を規定し、課目の選擇だけを囚人の好むところに委し、一旦選定した課目の授業には強制的に連續出席せしむべきである。又授業擔任者としては刑務官又は專任の教師を以て之に充つべきであらう。囚人中に智識又は技能の勝れたる者がある場合に於ても、之をして授業を擔當せしむるは不可である。但し特定囚をして教官を補助せしむる方法、即ち謂ゆるランカスター制は一考に値する。以上の外、囚人に對する授業の種類、方法等に付ては考慮すべき幾多の問題があり、將來の研究に俟つ點が大である。

九 刑 務 作 業

刑務作業の目的が果して教育に在りや經濟に在りやは大なる疑問である。ボンディーは刑務作業の經濟的目的を承認しつつも、之と並ぶ否之に優る重要なる目的は教育に在りとし、先づ勞働と教育との本質的一致を認め、次に各種の勞働に付き其の

教育的意義を論じてゐる。

(1)刑務勞働の教育的意義＝之を勞働への教育、勞働に依る教育及び職業教育（zur Arbeit, durch Arbeit und zum Beruf zu erziehen）の三つに分け、後二者は比較的好望であるが、前者は困難であるとしてゐる。

先づ勞働による教育であるが、勞働が縱令積極的に人格を陶冶し德性を高める效果を有せぬにしても、無爲にして不善を想ひ或は健康を損ひ或は勞働能力を喪失若は低下せしむるに比すれば、遙かに優れた教育手段であると認めねばならぬ。

次に職業教育であるが、刑務作業によつて手に職を付けてやることが出來れば、之によつて犯罪原因の少からぬ部分が除かれ得るのであり、この方面に於ける刑務作業の教育的意義は甚だ大であると謂ふべきである。勿論ドリェールヌーの謂ひし如く、「囚人に職を與ふるのみでは社會に順應せしむるに足らぬ。寧ろ道德的再教育こそ望ましき限である」には相違ないが、道德的低落の根源が自己の天分乃至天職を知らざりしに發すること少からざるを思へば、囚人に潛んでゐた特殊才能を發見して之に適する職業を教へ得れば、刑務作業の教育的意義も亦偉なる哉と言はねばならぬ。但し之が爲には現在の如き劃一的作業は不可であり、又刑務所內に囚人の適性檢査を行ふ施設を有することが望ましい。

第三に勞働への教育即ち勤勞心の養成であるが、囚人殊に少年囚の多くは働らくことを知らなかつた者なる點から見て、彼等に勤勞生活の快を知らしめることも刑務作業の主要目的の一である。"Make men deligent, and they will be honest" とはホワードの名言であり、寔に勤勞を好む者に惡人は居ないのである、然し遺憾乍ら强制勞働によつて勞働の快を知らしむることは難事中の難事である。さればラウも强制教育兒に付て「彼等には勞働の選擇なく勞働習得の意志がない。彼等に對しより高き見地より勞働の快を知らしめんとする如きは不可能事である」と云ひ、又曰く「彼等には勞役（Arbeit）あれども天職（Beruf）なく、勞働の價値は一に賃銀の高によつてのみ決せらる」と。眞に然りである。さればボンディーも勞働の快は勞働自體より生ずるものではなく、之によつて意識的又は無意識的に或る滿足が得られる場合にのみ勤勞心が生ずるものなることを認め、有形無形の動機を導入することに依つて勞働の快を知らしむべしと說くのである。併し刑務作業の性質上多額の勞銀を與へることも、創作者としての快とか自己の優れた技能に對する矜などを感ぜしむることも困難であり、要するに强制勞働によつて勤勞心を養はしめることは不能であつて、刑務所內で能率を擧げた者は一度自由社會に出づれば、反動的怠惰に陷ることなきを保せぬのである。

玆に於てボンディーは刑務作業の强制的性格を能ふ限り撤廢すべきことを提案し、作業の監督は囚人の自治に委すべく、作

矯正図書館所蔵

業科程の高に付ても囚人の自治的決定を許容すべしと說き、更に進んで作業賞與金の高も亦自由社會に於ける勞働賃銀より衣食住費を控除したものに等しからしめ、且つ之に對し民法的な請求權を認むべしと論じてゐる。尤も最初より斯かる急進策を採用し得ない故に、少くとも之を累進行刑の最高段階に於て實施すべしと說くのである。

(2)各種の作業の教育的意義＝ここには獨房作業と農業作業と工場作業と家内勞働との四種に大別して其の利害得失を論ずるに止まる。

先づ獨房作業としては麻つむぎ、袋貼、編細工等が行はれてゐるが、此等は何れも單調無趣味であつて、教育上から見ても又經濟上から見ても積極的價値に乏しいものである。併し獨居拘禁が全廢不能であり、獨房内の危險なき作業の種類が限られてゐる以上、此等の作業も無爲に放置するよりは增しであるといふ意味に於て消極的價値を有するものと云へよう。

次に農耕作業であるが、之は甚だ健康的であり、少年囚には特に好適のものであつて、ケルレルの如きは之が教育的價値を高唱して「農民なると否とを問はず又出所後從事すべき職業の如何を問はず、凡て農業を習得せしむるを可とす」と說いてゐる。但し栽培農業を主とすべきであつて、荒蕪地の開墾、治水埋立等の土木的勞働は——如何に國家的見地から有益であらうとも——教育行刑の立場からは歡迎し難いものである。尚農耕作業の教育的價値として、都會的不良兒に對しても之に土地に親しむことを教へ、出所後之を誘惑多き都會から農村に移住せしめ得るかの如く說く者もあるが、實際の經驗に徵するに、この試みは到底成功し得ない如くである。

第三に工場勞働に付てであるが、之は經濟的に歡迎さるべきものなるに止まらず、教育上も亦大なる意義を有する。ハムブルクの統計によれば失業者の七一%は不熟練勞働者であるといふ。されば刑務所内に於て熟練工となり或は自己に適する手職を獲た者は、自由社會に出ても生活上の不安が減ずるのであり、特に都會兒に付ては工場勞働は教育上最適の刑務作業であらう。

最後に家内勞働例へば炊事、掃除、書籍管理等は其の性質上職業教育としての價値には乏しいが、併し此等は一種の信賴的地位たる關係上、之を累進處遇と關連せしめて應用するときは、教育上相當の價値を有するものである。

一〇 懲罰

懲罰も亦刑罰の一種であつて、一般の刑と同樣必要不可缺の制度ではあるが、其の目的は飽くまで教育に在り、從つて教育目的に合致する限度に於てのみ之を使用すべきことは、已に本稿の冒頭に刑の目的論に關して述べた所である。故にここでは一般論を試みることなく、直ちに各個の懲罰の教育的效果に付

て述べることとする。固より懲罰の各個の囚人に及ぼす影響は各人の個性によつて異るものなるが故に、個性を度外視して懲罰の效を論ずることは不可であるが、遺憾乍ら今日までの所、個性別の懲罰心理の研究が乏しいので、玆では結局抽象論に墮ちる嫌ひがないではない。

(1)笞刑＝之は現在も尚比較的に多く用ひられてゐるが（合法的又は非合法的に）之は囚人に少し乍らも殘存する自負心、名譽心を根柢から拂拭し、當該受刑者のみならず全囚人の刑務官に對する反抗、憎惡、否國家社會全體に對する憤怒の情を燃え立たせる處れがある。加之、笞刑執行者の品性をも下落せしめ、其の神經を針金の如からしめ、微妙なる教育行刑の當局者たる能力を消失せしめるものである。故に笞刑は百害あつて一利なき懲罰法であり、之が全廢は、教育行刑必至の要求である。

最近グレゴールは少年囚に對する笞刑の存置論を試みて曰く「吾人と雖も笞刑なき教育の可能なるを信ずる。されど何が故にこの最も簡便なる捷路を避けねばならぬのか、何が故に一般の兒童が些細な惡戲の故に科されてゐる笞刑を保護教育兒に加へてはならぬのか、之を諒解するに苦しむものである」と。然れども教育院等に於ける笞刑と一般家庭内の笞刑とでは、其の用法、科刑者共に同日の談ではないのである。況んや教育に到る最捷徑は笞刑に限らざるをや。

(2)屛禁＝之は大體に於て囚人に沈思默考の機會を與へ、他人の影響に對する感受性を高める點に於て教育上有效である。殊に晝夜雜居の囚人にとつては、之が最初の反省の機會となることが少くない。されどこの沈思反省の效果は多くは最初の數時間に止まり、其れ以後は却つて妄想、不安、不眠、自瀆、精神鈍麻等の危險を伴ふものなる故に、屛禁の時日は短きを良しとする。それ故に秩序罰としての嚴格性を維持する必要上長い時日に亙る必要あるときと雖も、一日數回刑務官、教誨師等をして監房を訪れしめ、教育的效果を强化するに努めねばならぬ。重屛禁例へば暗室屛禁、寢具剝離、作業禁止、減食等を伴ふものは衞生上有害なるのみならず、教育上も逆效果を生ずる處なしとしない故に、能ふ限り之を避くべきである。但し屛禁の心理的效果は受刑者の個性に從つて多大の差異がある故に、この方面の心理學的研究は屛禁の教育的效果を論ずる爲には缺くべからざる前提であらう。

(3)賞遇停止＝面會、通信、讀書、自由食、運動等の禁止又は其の他の賞遇の停止は、之を適當に使用するときは、多大の教育的效果を擧げ得る。特に少年囚にとつては、罰と稱するに足らぬ程のもの、例へば唱歌禁止、遊戲除外、朝夕の缺禮等のことも、豫想外に大なる苦痛であり、これ亦有效なる教育手段たるを失はない。

尚最近行刑に累進處遇が採用せらるるに及んで教育上甚だ有

矯正図書館所蔵

效なる懲罰手段が生じた。それは進級の停止、進級期間の延長、降段等であつて、之は囚人の名譽心を傷ける危險はなく、而も囚人にとり最も苦痛なる刑罰たるを失はぬのである。

(4)懲罰手續＝之れ亦懲罰の教育的效果を左右する重大要素である。擅斷を避ける意味に於て懲罰の決定權を刑務委員會の手に移すことも賢明な方法であらう。又一般の刑事裁判に於けると同樣、裁斷の公平、情狀の酌量、個人的適應、執行猶豫等の問題に付ても懲罰手續に於て悉く之を考慮すべきであらう。

一一 累進制と不定期刑

教育行刑の目的は囚人をして社會生活に復歸せしむるに在る。從つて囚人は受刑中より既に自由なる自己決定權による責任的生活に慣らされねばならぬ。この目的に最も良く適合する行刑制度は累進制であり、累進制の運用は必然的に不定期刑を要求する。以下累進制の沿革一班と組織問題に付てボンディーの所說を略述しよう。

(1)沿革＝累進制は何等目新しいものではなく、已に十九世紀の初頭からイングランドに行はれてゐたが、之を教育の目的に使用したものはクロフトンの試みたアイルランド制を以て嚆矢とする。この制度は米國に輸入されてエルマイラ矯正監獄となり、不定期刑、點數制及び假釋放を以て其の根本をなし、近代の累進制の模範となつた。

獨逸に於ては今日も尙累進制に對する反對論が少くなく、之を以て單に「刑の寬和」を招來するに過ぎず、之による道德的改善の如きは夢想に過ぎぬと論ずる者もあり、未だ一般刑務所には此の制を實施するに至つてゐないが、少年刑務所に付ては最近之を採用してゐるのである。其の一例としてヴィットリッヒ少年刑務所に行はるる所を見るに、累進の段階は三級に分けられて居り、第三級は獨居拘禁で期間は四箇月、新入監者は全部之に編入する。無事に此の四箇月を經過すれば第二級に進み、更に無事に四箇月を過ぎれば第一級に進む。この進級は自動的であつて、點數制は單に進級を遲延せしむる效果を有するに止まる。而して第一級の者のみが假釋放の恩典を受け得るのである。

(2)組織＝累進制に付て今日最も問題となる點は其の組織を如何にすべきかであり、就中刑期と累進期間との調和は困難な問題である。

先づ刑期何月以上の者に累進制を行ふべきかに付て考ふるに、エルゲルは少くとも一年以上の受刑者なることを要求してゐるが、かくては囚人の半數以上は累進制の恩惠に浴することが出來なくなる。さればとて一年未滿の短期囚に付て之を適用せんには充分に人物、性行、行刑成績等を考査すべき時間的餘裕がないのである。

次に累進の各段階の滯留期間を刑期の長短に比例せしむべきか の問題がある。ハムブルクの行刑規則は累進期間を刑期の長短と無關係ならしめてゐるが、之には三つの危險がある。先づ短期囚は累進段階の中途に於て出獄することとなり、累進制の教育的目的を全からしむる能はず、且つ亦輕い犯罪者が却つて比較的嚴重な刑を受けるといふ矛盾を生ずる。次に累進段階の最上級は長期刑囚によつて占められ、重罪者が最も長く寬刑を受ける結果となり、亦他面に於て最上級が惡質の犯罪者によつて占められる危險を生ずる。第三の缺陷は技術的な困難であつて、最上級に長期刑囚が充滿する結果として、刑務所施設の最上級者收容豫定人員を遙かに超過するに至るべく、かくては第二級者を進級せしむること能はず、この困難を脫せんとせば過當に假釋放を斷行し、未だ改悛の實なき者を多數に社會に送り出すといふ危險を敢へてせねばならなくなる。

右の如き困難を一擧に解決して累進制を合理的ならしめる根本的方策は不定期刑の採用に在る。之に對しては應報刑論の立場から反對する學者も少くないが、然し米國での實績に徵するに、其の教育的價値は明かであつて、今日では最早議論の餘地はない。全力を擧げて之が採用に邁進すべきである。勿論不定期刑に付ても困難な問題がある。それは囚人の累進及び釋放の審査權を如何なる機關の手に委すべきかである。慾意、擅斷、不公平を防ぎ、囚人をして如何なる成績を擧げれば如何なる時期に進級し若くは釋放せられるかを豫期し得る如くしなければ、到底累進制の教育的效果を期待し得ないのである。故に累進及び釋放の條件を明定し、之を入監の初に囚人に訓示し、之が審査權を刑務委員會の手に委するを可とする。

むすび

以上に述べ來つた如き精神に於て刑務所を教育所たらしめる爲には尙幾多の年月と困難とを豫想せねばならぬ。又縱令刑務所が完全なる教育所となり、囚人の社會的復歸が刑務所内に於て完成し得られるにしても、釋放後の彼等の運命に關しては尙幾多の憂ふべき問題がある。殊に唯さへ平らかならぬ世上の風波は刑餘者に對しては特に無情なるものがあらう。折角更生の熱意に燃えて出所した者も餘りにも苛烈なる社會の冷眼視に遭つて、遂に自暴自棄となる例も少くない。茲に於て刑餘者保護の必要が生ずるのであつて、其の第一は物質的安住の地位を與ふるに在り、其の第二に甦生意志を保持强化せしむるに在る。前者に付ては職業紹介が最も必要な保護方法であり、後者に付ては相勵まし相扶くる如き共助的團體に屬せしむるを最適とする。而して最後に最も望ましきは、社會全體が刑餘者を理解し之を抱擁し保護する如き用意を有することである。この點に關し吾人は少年保護運動の益々盛んならんことを祈つて止まぬものである。

（完）

矯正図書館所蔵

累犯に關する調査第二（府中）(二)

枇杷田源介

第二章　假釋放者に就て

第一項　假釋放者數と再犯率
第二項　年齡犯數及累犯着手時期
第三項　罪質と累犯の關係
第四項　刑期と累犯の關係
第五項　犯罪原因と累犯の關係
第六項　作業の種類と累犯との關係
第七項　作業賞與金と累犯の關係
第八項　行刑成績と累犯との關係
第九項　保護關係と累犯との關係
第十項　累犯者の累犯入所迄の職業竝該職業と作業との關係

第二章　假釋放者に就て

第一項　假釋放者數と再犯率

一、昭和八年一月以降同十二年十二月末迄の五年間に假釋放により同刑務所を出所したる者は、合計七百九十四名にして左表の如く出所者百名中五名乃至十四名平均九名弱の割合なり。

	釋放總數	假釋放數	比率
昭和八年釋放者	一、四〇九人	一三五人	九・五一%
同　九年釋放者	二、〇三一	三〇〇	一四・七七
同　十年釋放者	一、七四九	一四五	八・二九
同十一年釋放者	一、八五一	一〇三	五・五一
同十二年釋放者	一、九九二	一一三	五・六二
合計	九、〇三三	七九四	八・七八

二、而して右假釋放者中出所後更に犯罪を累ねて處斷せられたる者は

昭和八年釋放者　八八名
同　九年釋放者　二一一名
同　十年釋放者　七七名
同十一年釋放者　四六名
同十二年釋放者　三〇名
合　計　四五二名

にして、之を同一年度假釋放者總數の百分比に求むれば

昭和八年假釋放の再犯者　六五・一九%
同　九年假釋放の再犯者　七〇・三三%
同　十年假釋放の再犯者　五三・一〇%
同十一年假釋放の再犯者　四五・一〇%
同十二年假釋放の再犯者　二六・七九%
平　均　五二・一〇%

となり、總釋放者の平均累犯率六九・八七%に比し其率遙に低きのみならず、假釋放自體に就て見るも其累犯率は次第に低下し、昭和十二年度假釋放者の累犯率の如き其率極めて低を知り得べし。右は出所後の在社會期間の長短に基く當然の結果なるが如きも、假釋放後の犯罪も亦其大多數は出所後の一年間に行はれ、而かも此の期間は各年度假釋放者が既に經過したる日時なるを以て、此の期間に於ける累犯率を見るも左表の如く、其率低下の傾向にあること明かなれば、假釋放者も一般釋放者と同樣に累犯減少の傾向にありと謂ふを得べし。

	出所後三ヶ月以内累犯	出所後六月以内累犯	出所後一年以内累犯	合計
昭和八年假釋放者	二一・四八	一三・五九	一四・〇七	四八・一四
同　九年假釋放者	一四・六九	一二・〇〇	一四・〇〇	五〇・六七
同　十年假釋放者	二一・三八	一三・七九	六・二一	四一・三八
同十一年假釋放者	一五・六九	五・八八	七・八四	二九・四一
同十二年假釋放者	一〇・七一	七・一四	八・〇四	二五・八九

註　右表は各年度假釋放者數に對する百分比なり。

三、右再犯者四百五十二名中同刑務所に再入したる者は

昭和八年釋放者　五四名
同　九年釋放者　一三七名
同　十年釋放者　五四名
同十一年釋放者　三一名
同十二年釋放者　一六名
計　二九二名

矯正図書館所蔵

にして假釋放者總數に對して三六・七一%再犯總數に對して六四・六〇%なり。

第二項　年齢犯數及累犯着手時期

一、假釋放者の年齢と再犯の關係を見れば、二十一歳以上三十歳以下の者の累犯率最も高く、三十六歳以上四十歳以下の者之に次ぎ、大體に於て一般釋放者の累犯率と異ならず、只二十歳以下の假釋放者には再犯無しと雖も、斯の如き年少者の假釋放は昭和九年に一名あるのみなれば、此一名の行爲を基本として少年假釋放者の累犯傾向を斷ずること能はざるべし。

二、假釋放者の犯數に付て見れば其犯數は一犯乃至十八犯にして

一犯（釋放當時の犯數）	六八名	
二犯（同）	三七三名	
三犯（同）	一五九名	
四犯（同）	八一名	
五犯（同）	五三名	
六犯（同）	二〇名	
七犯（同）	一七名	
八犯（同）	七名	
九犯（同）	二名	
十犯（同）	七名	
十一犯（同）	二名	
十二犯（同）	一名	
十四犯（同）	二名	
十五犯（同）	一名	
十八犯（同）	一名	
合計	七九四名	

なり。而して是等の犯數中四犯乃至七犯の者の累犯率は六〇%前後にして其率最も高く、二犯三犯初犯之に次ぎ、之亦一般釋放者の犯數と累犯の關係とに類似す。然れ共犯數多き者の累犯率は一般釋放者に反し其率低し。

三、假釋放者にして假釋放期間中に更に罪を犯したる爲、假釋放の取消を受けたる者皆無なれども、出所後一年以内の犯罪は前記の如く累犯總數の七割七分平均に當り、釋放後短期間に行はるゝ犯罪多し。然れども右期間内の一般釋放者の累犯が累犯總數の八割七分弱平均なるに比すれば其率低し。

第三項　罪質と累犯の關係

一、假釋放者の入所當時の犯罪も種々雜多にして、其數五十種に近く之を單一罪名に依て分類するもなほ三十餘種の多きに達す。是等の罪名中再犯を出さざりしものは

（一）常習賭博　（二）賭場開帳
（三）瀆　職　（四）公文書僞造行使
（五）犯人藏匿　（六）通貨僞造行使
（七）兌換銀行券僞造行使　（八）不法逮捕及監禁
（九）暴力行爲　（十）業務防害
（十一）强盜豫備　（十二）强　姦
（十三）爆發物取締法違反　（十四）阿片煙

の十四種なり。而して再犯を出したる罪名は二十一種にして五年間の同一罪名釋放者數及再犯數を擧ぐれば左表の如し

	假釋放數	再犯數	比率
	人	人	%
竊盜	三六八	二六四	六四・〇
强盜	二四	二	四五・八三
詐欺	一〇七	四四	四一・一二
恐喝	四三	九	二一・四三
橫領	二八	二	七・一四
業務上橫領	一二	三	二七・二七
住居侵入	一九	四	二一・〇五
贓物牙保	三	一	三三・三三
同收受	二	一	五〇・〇〇
脅迫	三	一	三三・三三
傷害致死	一四	一	七・一四
强盜傷人	一四	六	四二・八五
强姦致傷	三	一	三三・三三
殺人	二	一	五〇・〇〇
嘱託殺人	一	一	一〇〇・〇〇
放火	九	三	三三・三三
誓利誘拐	一	一	一〇〇・〇〇
私文書僞造行使	九	一	一一・一一
有價證券僞造變造行使交付	一三	四	三三・三三

註一、牽連犯又は併合罪は之を分ち夫々該當する罪名に加算して右表を作成したり、例之「竊盜詐欺」は「竊盜」と「詐欺」に分ち「竊盜」及「詐欺」に加算したり。

二、本項の他表も此例に做ひたり。

之に依て見るも明かなる如く、假釋放に於ても財產罪を犯したる者は出所後更に犯罪を重ね易きが如し。

二、次に是等再犯者の累犯罪名を調査するに、其罪名十七種に減少し、其主たるものは竊盜、詐欺、恐喝、强盜、橫領、傷害の六罪にして竊盜罪最も多く再犯總數の八九割に相當す。

三、更に是等の再犯罪名と前犯罪名とを比較するに、兩者必ずしも一致せずと雖も、前犯と後犯とに同一犯罪あるものを擧ぐれば左表の如し

矯正図書館所蔵

	數		比	
	前犯後犯同一ノモノ	後犯異ナルモノ	前犯後犯同一ノモノ	後犯異ナルモノ
竊盜	三四一人	三三人	九三・六六%	六・三三%
詐欺	三三	三三	五〇・〇〇	五〇・〇〇
恐喝	七	二	七七・七八	二二・二二
住居侵入	一	三	二五・〇〇	七五・〇〇
傷害	四	二	六六・六七	三三・三三
有價證券僞造變造行使交付	一	三	二五・〇〇	七五・〇〇

住居侵入罪中後犯罪名異なるものは悉く竊盜罪なるを以て、之に牽連したる住居侵入罪ありたるに拘らず、其起訴なかりしものもあるべし。又强盜罪の假釋放者にして出所後再び强盜罪を犯したる者無しと雖も、其再犯者十一名中の十名は竊盜罪を犯し一名は傷害罪を犯し居れり。之を要するに假釋放者に於ても竊盜、詐欺、恐喝等の財產罪は刑期滿了に依る釋放者と同樣に出所後同一罪を犯す傾向著しく、其習癖は容易に脫却せざるもの、如し。

第四項　刑期と累犯の關係

一、假釋放者の入所當時の刑期も區々にして、三月乃至十五年の有期懲役及無期懲役に分れ居れども、各年度を通じ七月以上二年以下の有期刑の者最も多し。昭和八年以降同十二年迄の假釋放者に付入所當時の刑期と其員數を示さば

六	月以下	三〇名	
一	年以下	二七七名	
一年六月以下		一八九名	
二	年以下	一〇二名	
二年六月以下		三六名	
三	年以下	五七名	
三年六月以下		一一名	
四	年以下	二五名	
五	年以下	三六名	
六	年以下	一一名	
七	年以下	七名	
八	年以下	八名	
十五年以下		四名	
無	期	一名	

なり。而して右釋放者中の累犯者に對する累犯刑期も亦一樣ならずして、二月以上七年の有期懲役に分れ居れども其刑期は一年以上二年以下の者最も多く卽ち左の如し、

六	月以下	一七名
一	年以下	一〇七名
一年六月以下		一一八名
二	年以下	七八名

二年六月以下		三七名
三	年以下	四四名
三年六月以下		四名
四	年以下	二一名
五	年以下	二一名
六	年以下	二名
七	年以下	三名

二、右累犯者の前刑刑期と累犯刑期を比較すれば、累犯加重の爲累犯刑期が前刑刑期より重き者多しと雖も、累犯刑期が前刑より輕き者も尠なからず、之を各年度假釋放者中の累犯數に對する百分比に求むれば

昭和八年釋放者	二二・七二%
同　九年釋放者	二八・五三%
同　十年釋放者	二三・三七%
同十一年釋放者	一三・〇四%
同十二年釋放者	二六・六七%
平　均	二二・八七%

にして過つて再び罪を犯すも罪質情狀輕かりし爲前刑よりも輕き刑に處せられたる者平均二割三分となり、總釋放者中の累犯者の累犯刑期の前刑期より輕きもの二割三分五厘平均と略々同樣なり。

三、假釋放者の刑期と累犯率との關係を見れば、五年間の平均累犯率は「八年」の刑期の者其率最も高く「六月以下」の者最も低し、各刑期の五年間平均累犯率を示さば

六	月以下	二六・九八%
一	年以下	五〇・九七%
一年六月以下		五四・四〇%
二	年以下	五三・八六%
二年六月以下		五二・八六%
三	年以下	四五・五一%
三年六月以下		六〇・〇〇%
四	年以下	五九・八三%
五	年以下	四六・六四%
六	年	三〇・〇〇%
七	年	四五・八三%
八	年	九一・六七%
十	一年	〇%
十	二年	一〇〇・〇〇%
十	五年	一〇〇・〇〇%
無	期	〇%

なり。之に依て見れば「十二年」及「十五年」の刑期の者の累犯率最高なれども、此刑期の假釋放者數は極めて僅少なるを以て、之を標準として、斯かる刑期の累犯率を定むること能はざるべし。而して假釋放に於ても七月以上四年以下の刑期の者の累犯率は何れも高率にして平均累犯率五二・一〇%を超へ居るに拘らず、六月以下の短期刑の者の累犯率は平均累犯率より遙

矯正図書館所蔵

に低きのみならず長期刑の者の累犯率の二分の一なることは一般釋放者に就て逃べたると同樣に注意すべき點なりと思料す。

第五項　犯罪原因と累犯の關係

一、假釋放者の犯罪原因と累犯の調査も身分帳又再入簿の記載に基きたるものなるが本調査の對象たる假釋放者の犯罪原因は

（一）懶惰　（二）利慾
（三）射倖心　（四）貧困
（五）疾苦　（六）遊蕩
（七）酒色　（八）酒慾
（九）女色　（十）刑餘の不信用
（十一）虛榮　（十二）嫉樂
（十三）誘惑　（十四）友誼
（十五）憤怒　（十六）公憤
（十七）復讐　（十八）怨恨
（十九）出來心　（二十）輕率
（廿一）不用意　（廿二）失業
（廿三）營業失敗　（廿四）就職難
（廿五）負債　（廿六）家庭不良
（廿七）不良交際　（廿八）自暴自棄

の二十八種に分れ居れども、其數多きものは利慾、懶惰、貧困、酒色、酒慾、女色、疾苦、刑餘の不信用なり。之が一覽表を作成すれば左の如し

	利慾	懶惰	貧困	酒色	酒慾	女色	疾苦	刑餘不信用	合計	假釋放數
昭和八年釋放者	三五人	二四人	三〇人	一三人	六人	七人	一人	二人	一〇八人	（一三五人）
同　九年釋放者	六四	四五	二六	二八	一五	一〇	五	一	一七〇	（二〇〇）
同　十年釋放者	三四	一九	三五	八	四	六	三	二	八〇	（一四五）
同十一年釋放者	二七	三	三五	五	三	三	三	一	八〇	（一〇二）
同十二年釋放者	二	三	二五	七	二	七	四	二	八〇	（一一二）
合計	一八二	一一三	一一三	六二	四七	四三	一六	一四	五五五	（七九四）

而して此數を假釋放者總數に比較すれば

利慾　二二・八〇%
懶惰　一四・一一%
貧困　一五・二四%
酒色　七・六八%
酒慾　五・九二%

女色　五・四二%
疾苦　二・〇二%
刑餘の不信用　一・七六%

となり、其合計は犯罪總數の七割五分を占め居れり。

二、是等を原因としたる犯罪者が出所後再び犯罪を累ねたるや否やを標準として、犯罪原因と累犯の關係を取調ぶれば右の原因中累犯無き者は

（一）遊蕩　（二）憤怒
（三）公憤　（四）復讐
（五）輕率　（六）失業
（七）營業失敗　（八）就職難
（九）負債　（十）不良交際
（十一）自暴自棄

の十一種なり。而して累犯を出したる主たる犯罪原因にして累犯率高きものを擧ぐれば

	刑餘不信用	酒色	懶惰	酒慾	女色	虛榮
	七三・三四%	六六・〇七%	六二・八三%	五九・〇〇%	五六・〇〇%	五〇・〇〇%

	懶惰	利慾	貧困	酒色	酒慾	女色	刑餘不信用	疾苦	合計	累犯總數
貧困	四五・二九%									
利慾	四一・九〇%									
射倖心	四〇・〇〇%									
疾苦	三八・三三%									

なり。此累犯率は前犯の原因と後犯の原因との異同に關係なきものなるが、一般釋放者の犯罪原因の累犯率と比較するに其率に於て多少の差違無きに非ざれ共累犯率高きものは大體に於て兩者一致せり。

三、累犯者の累犯原因も亦多數にして

（一）懶惰　（二）利慾
（三）射倖心　（四）貧困
（五）酒色　（六）酒慾
（七）女色　（八）疾苦
（九）刑餘の不信用　（十）誘惑
（十一）嫉樂　（十二）友誼
（十三）憤怒　（十四）不用意
（十五）家庭不良　（十六）自暴自棄

の十六種に達し、之を前犯の原因と比較すれば其順序同一ならざれども數多きものは大體に於て一致す。其主なるものを前同樣表に示さば左の如し

矯正図書館所蔵

	人	人	人	人
昭和八年釋放者	一七	三	一四	一〇
同　九年釋放者	三六	三九	三三	二六
向　十年釋放者	一五	三五	二	一
同十一年釋放者	二	一〇	五	三
同十二年釋放者	七	九	一	二
合　計	一〇六	一〇四	六四	三三

	人	人	人	人	人
昭和八年釋放者	二四	二	一	五	一
同　九年釋放者	一五	一〇	二	四	一
向　十年釋放者	一	一	三	一	二
同十一年釋放者	二	一	二	一	一
同十二年釋放者	一	一	一	二	一
合　計	二四	一五	八	一三	六

	人	人	人	人	人
昭和八年釋放者	一〇	一四	三五	一	（八）
同　九年釋放者	二六	一七	三三	一	（一一）
向　十年釋放者	一	三	六三	一	（七）
同十一年釋放者	二	一	三	一	（四）
同十二年釋放者	一	二	三	一	（三）
合　計	三三	三六	一三五	四	（四五二）

而して是等の數を累犯總數の比に求むれば

懶　惰　二三・四五%
利　慾　二三・〇一%
貧　困　一四・一七%
酒　色　七・〇九%
酒　慾　五・三一%
女　色　三・三二%
刑餘不信用　二・四三%
疾　苦　一・七七%

となり、其合計は累犯總數の八割を占め、前犯後犯の別なく假釋放者の犯罪も其大部分が是等を原因として行はれ居ることを認め得べし。茲に注意すべきは、一般犯罪に付て述べたると同樣に懶惰を原因とする犯罪の比率が增加し居ること之なり。

四、累犯者の前犯原因と後犯原因とを比較するに、兩者必ずしも同一ならず後犯原因と前犯原因とに一致したるもの無きは

（一）虛　榮　（二）嫉　樂
（三）誘　惑　（四）友　誼
（五）憤　怒　（六）怨　恨
（七）出來心　（八）不用意
（九）家庭不良　（十）射倖心

の十種なり。而して前犯と同一の原因によりて後犯が行はれたるもの〻數を前犯原因を同一とする後犯全數の百分比に求め之か一覽表を作成すれば左の如し

	昭和八年釋放者	同九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者
利　慾	一八・五五	二六・一九	五〇・〇〇	四四・四四	六六・六七
懶　惰	二九・四一	三三・三三	五〇・〇〇	四三・八六	三三・三三
貧　困	二七・二七	二六・三三	八・一八	八・三三	五〇・〇〇
酒　色	三六・三六	一五・七九	三三・三三		
酒　慾	一六・六七	三三・〇八	四〇・〇〇		
女　色	五〇・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇		
刑餘不信用					五〇・〇〇
疾　苦					

之に依て見れば、利慾、懶惰等を原因とする犯罪は出所後に於ても亦同一原因に依る犯罪行はれ易きが如し。

第六項　作業の種類と累犯との關係

一、本調査も假釋放者が入所中に課せられたる主たる作業を採り、其作業と累犯の關係を調査したるものなるが、假釋放者が入所中に課せられたる作業の種類甚だ多しと雖も五年間に三十名以上の釋放者を出したる作業は

（一）木　工　（二）裁縫工
（三）官傭夫　（四）紙　工
（五）土　工　（六）莫大小工
（九）機織工　（八）鍛冶工
（九）麻　工　（十）人　夫
（十一）印刷工　（十二）藥　工

の十二種なり。

二、而して未だ累犯を出さざる作業は

木挽　革工　防具　疊工
鉛管　製茶　營繕工

の諸工にして、前記十二種の作業は悉く累犯を出し居れるが五年間の平均累犯率を高きものより順次記載すれば

土　工	七七・四四八%
官傭夫	六三・四八六%
印刷工	六三・二九二%
裁縫工	六一・九七八%
鍛冶工	六〇・八二二%
木　工	五八・七一六%
藥　工	四八・〇九六%
人　夫	四七・七二五%
莫大小工	四六・五五二%
機織工	四四・五二二%
紙　工	三四・九三六%
麻　工	一六・二二四%

なり。之に依て見るも紙工及麻工の累犯率甚だ低きは一般釋放者の作業に付て述べたる如く留意すべき點と思料せらる。

三、假釋放者中の累犯者にして、前刑出所後累犯入所迄の職業と右作業との關係に付ては本章第十項に於て說明するを便宜と思料するを以て本項に於ては其說明を省略す。

第七項　作業賞與金と累犯の關係

一、假釋放者の作業賞與金と累犯との關係は、出所時に於ける賞與金を基本として調査したるものなるが其賞與金と員數とを一覽表に依て示さば左の如し。

	昭和八年釋放者	同九年釋放者	同十年釋放者	同十一年釋放者	同十二年釋放者	合　計
無	人 一六	人 一七	人 六	人 六	人 五	人
五圓以下	三	七	二〇	一九	三	一三
二十圓以下	二八	九二	五三	三	二九	二三三

五十圓以下	二八	六二	二六	二七	二〇	一六三					
百圓以下	一〇	二六	二〇	一三	九	八					
百五十圓以下	三	一〇	一五	九	一〇	四七					
二百圓以下	四	二	四	四	二	一六					
二百五十圓以下	二	五	二	二	二	一三					
三百圓以下		三	二	二	二	五					
三百五十圓以下		一				一					
四百圓以下											
四百五十圓以下	一										
五百圓以下											
合計	一三五	三〇〇	一四五	一〇三	一三	七九四					

右表に依て明かなる如く、假釋放者の作業賞與金も五圓十錢以上二十圓以下の者最も多く、五圓以下の者之に次ぎ、賞與金五十圓以下の者及賞與金無かりし者を合すれば假釋放總數の七割八分に相當す。

二、而して是等の作業賞與金の交付を受けて出所したる者の五年間の平均累犯率を求むれば

賞與金無かりし者	一七・三六%
賞與金五圓以下の者	四六・〇四%
同二十圓以下の者	五八・六〇%
同五十圓以下の者	五〇・九九%
同　百圓以下の者	六〇・三〇%
同百五十圓以下の者	六一・七八%
同二百圓以下の者	四五・〇〇%
同二百五十圓以下の者	四六・〇〇%
同三百圓以下の者	五〇・〇〇%
同三百五十圓以下の者	〇%
同四百圓以下の者	一〇〇・〇〇%
同四百五十圓以下の者	一〇〇・〇〇%
同五百圓以下の者	〇%

となり、賞與金無かりし者の累犯率低く、三百五十圓を超ゆる賞與金受領者の累犯率高きことは總釋放者の場合と同樣なるも、之と比較すれば一般に假釋放者の累犯率低く賞與金無かりし者に於て特に著しきものあり。此點は注意を要すべしと思料せらる。

三、作業賞與金と累犯着手時期との關係は第一章第七項に於て說明したるが、假釋放者に付ても一般釋放者と同樣なり。

第八項　行刑成績と累犯との關係

一、假釋放者の大多數が「改悛情有」との認定を受くべきは當然のことながら、昭和八年一月以降同十二年末迄の假釋放總數七九四名中右の認定を受けたる者は合計六四一名の多數に上り、「改悛情稍有」との認定を受けたる者は一〇八名にして、「改悛情認難」との認定を受けたる者三六名、「改悛情無」との認定を受けたる者九名なり。而して其累犯は「改悛情有」との認定を受けたる者四四八名、「改悛情稍有」との認定を受けたる者二名、「改悛情認難」との認定を受けたる者及「改悛情無」との認定を受けたる者各一名なり。

惟ふに「改悛情有」との認定を受くるに非ざれば假釋放は許容せられざるべきを以て、右の如く「改悛情稍有」「難認」「無」等の認定を受け乍ら假釋放の恩典に浴したる者皆無なるべく、かゝる認定ありたる旨の身分帳等の記載は假釋放當時の認定に非ざるべし。從て行刑成績の如何と累犯の關係に付ては檢討の餘地なかるべし。

第九項　保護關係と累犯との關係

一、本調査も亦第一章第九項に述べたる如く、身分帳及再入調査簿の記載に基きて取調べたるものなるが、保護者無くして出所したる者即ち單獨出所者は滿期出所の者と異り其數少しと雖も

昭和八年釋放者は	七名
同　九年釋放者は	一八名
同　十年釋放者は	八名
同十一年釋放者は	八名
同十二年釋放者は	三名

合計四四名ありて、是等の者が釋放後犯罪を累ねたるや否やを取調ぶれば、

昭和八年釋放者は	五名
同　九年釋放者は	一八名
同　十年釋放者は	七名
同十一年釋放者は	八名
同十二年釋放者は	二名

合計四〇名が累犯者として處罰せられ居り、單獨出所の危險なるは今更の如く其感を深くせり。

二、保護者ありたる假釋放者の保護關係を見れば、其保護者は保護會、親、兄弟・姉妹、妻子、親戚、友人、知人、雇主人及病院等なり。是等の保護關係と累犯との關係左の如し

（イ）保護會

保護會を保護者として出所したる者の數は左表の如く二六二名にして假釋放者の一割五分弱乃至五割八分なり。

	假釋放總數	保護會ヲ保護者トシタル者	比率
	人	人	%
昭和八年假釋放者	一三五	七四	五四・八一
同　九年假釋放者	三〇〇	一五五	五七・五〇
同　十年假釋放者	一四五	二八	一九・三一
同十一年假釋放者	一〇三	一五	一四・七一
同十二年假釋放者	一三	三	二六・九一

而して其累犯率を各年度の總假釋放者累犯率と對比するに、保護會を保護者としたる者の累犯率は二〇・〇〇%乃至八一・〇八%平均五六・四六%にして總假釋放者の平均累犯率五二・一〇%より其率高し。

（ロ）親

親（義父母、養父母、繼父母を含む）を保護者として出所したる者は合計一五五名にして、左表の如く假釋放者の一割一分乃

矯正図書館所蔵

至二割四分に相當す。

	假釋放者總數	親ヲ保護者トシタル者	比率
	人	人	%
昭和八年假釋放者	一三五	一五	一一・一
同　九年假釋放者	三〇〇	五一	一七・〇〇
同　十年假釋放者	一四五	三五	二四・一四
同十一年假釋放者	一〇三	二四	二三・三三
同十二年假釋放者	一一三	三〇	二六・七九

而して其累犯率は一三・三三%乃至六六・六七%平均四二・二四%にして總假釋放者の平均累犯率より低率なり。

（八）兄弟姉妹

兄弟姉妹（義兄弟、義姉妹等を含む）を保護者としたる者は合計一四一名にして左表の如く、總假釋放者に對する割合は大體に於て親と同一なり。

	假釋放者總數	兄弟姉妹ヲ保護者トシタル者	比率
	人	人	%
昭和八年假釋放者	一三五	一六	一一・八五
同　九年假釋放者	三〇〇	五六	一八・六七
同　十年假釋放者	一四五	三五	二四・一四
同十一年假釋放者	一〇三	二〇	一九・六一
同十二年假釋放者	一一三	一四	一三・五〇

而して其累犯率は三〇・〇〇%乃至六四・二九%平均四八・一四%にして、親を保護者としたる者の累犯率より高し。

（ニ）妻

妻を保護者としたる者は左表の如く合計九一名にして假釋放者數の九分弱乃至一割九分弱に相當す。

	假釋放者總數	妻ヲ保護者トシタル者	比率
	人	人	%
昭和八年假釋放者	一三五	一四	一〇・三七
同　九年假釋放者	三〇〇	三〇	一〇・〇〇
同　十年假釋放者	一四五	一三	八・九七
同十一年假釋放者	一〇三	一九	一八・六三
同十二年假釋放者	一一三	一五	一三・二七

而して其累犯率は極めて低く六・六七%乃至三六・六七%平均二一・七七%なり。

（ホ）親戚

親戚を保護者としたる者は左表の如く合計八一名にして、其累犯率甚だ高く三三・三三%乃至九一・六七%平均七二・八六%なり。

	假釋放者總數	親戚ヲ保護者トシタル者	比率
	人	人	%
昭和八年假釋放者	一三五	九	六・六二

同　九年假釋放者	三〇〇	二六	八・六七
同　十年假釋放者	一四五	二四	一六・五五
同十一年假釋放者	一〇三	一三	一二・七五
同十二年假釋放者	一一三	九	八・〇四

（ヘ）舊主人

舊主人を保護者としたる者は僅に九名なるが、其累犯率は高率にして五〇・〇〇乃至一〇〇・〇〇平均八三・三三%なり。

	假釋放者總數	舊主人ヲ保護者トシタル者	比率
	人	人	%
昭和八年假釋放者	一三五	〇	〇
同　九年假釋放者	三〇〇	一	〇・三三
同　十年假釋放者	一四五	二	一・三八
同十一年假釋放者	一〇三	二	一・九六
同十二年假釋放者	一一三	四	三・五七

（ト）子、友人及知人

是等の者を保護者としたる數は少數にして、友人を保護者としたる者一名、子を保護者としたる者三名、知人を保護者としたる者五名なり。而して子及友人を保護者としたる者に累犯無きも、知人を保護者としたる者五名中四名が犯罪を累ねて處罰せられ居れり。之を要するに保護關係ありたる者の累犯率は妻を保護者としたる者最も低率にして舊主人及知人を保護者としたる者最も高率なり。

第十項　累犯者の累犯入所迄の職業竝該職業と作業との關係

一、假釋放者の職業に付ては無再犯者の職業を知ること能はざるに依り、職業と累犯の關係を調査することを得ず。從つて唯累犯者のみに付て出所後の職業を取調べ更に進んで其職業と前刑作業との異同を調査したるが累犯者にして職業無かりし者は

昭和八年釋放者	五一名
同　九年釋放者	一二四名
同　十年釋放者	四五名
同十一年釋放者	一〇名
同十二年釋放者	九名

合計二三九名なり。

二、累犯入所迄に職業有りたる者に付き其職業と前刑作業との關係を取調べたるに

昭和八年釋放者は有職者三七名に對し	一〇名
同　九年釋放者は有職者八七名中	三四名
同　十年釋放者は有職者三二名中	一二名
同十一年釋放者は有職者三六名中	一三名
同十二年釋放者は有職者二一名中	八名

なり。卽ち有職者二一三名中前刑作業と同一又は類似の職業に携りたる者七七名にして、累犯者總數に對する割合は一・一三%乃至二・八二%となり、其率低しと雖も有職者の累犯數に對する割合は二七・〇三%乃至三九・〇八%となりて其率比較的高し。

（完）

矯正図書館所蔵

留置場留置人費に就て

田中茂雄

はしがき

監獄經費支辨の沿革を溫ぬるに、明治十三年までは總て國庫支辨なりしが、同年十一月五日布告第四十八號(一)を以て、地方費支辨に移され翌十四年度より施行せられたのである。

これよりさき、明治十二年四月一日太政官達第十七號を以て、東京府下葛飾郡小菅村と、宮城縣下宮城郡小泉村の兩所に集治監を創設し、內務大臣の直轄とした關係上、集治監に收容せらるべき者が地方費支辨の監獄に拘禁せられたる場合、反對に地方費支辨の監獄に入るべき者が集治監に拘禁せられたる場合、玆に拘禁費の支出を如何に處理すべきかの問題が生じた爲め、明治十四年三月八日布告第十七號を以て、前者の場合は之を國庫より支給し、後者の場合は地方費を以て支辨することとなしたのである。(二)

斯の如く集治監、假留監(三)に關する費用を除いて監獄經費の負擔は、府縣單位であつた關係上、これら府縣相互の間に於ても、被告人が控訴等を爲し、經費の支辨を異にする他府縣所在の上訴裁判所に移審し、最寄の監獄に移送拘禁せられたる場合同樣の間遑が起り、明治十八年四月廿四日內務省達甲第十三號通牒が發せらるるに至つたのである。(四)

かくの如き煩瑣な、經費の償還授受に關する手續は、明治二十二年監獄則改正の際にも其儘徒過せられたが、明治三十三年一月監獄費國庫支辨に關する法律第四號の公布あり、同年十月一日より施行せられ(五)其結果以上述べ來りし如き、費用の償還を繞る手續は自然解消するに至つたのである。

蹰つて警察署內の留置場に拘禁若くは留置せらるる者の費用に就て視ると、明治十四年度以來地方監獄費より直接支辨せられて居り、同一經濟なる關係上極めて圓滑に過ぎ來りしも、右國庫支辨法施行せらるるに當り、これが費用は直接監獄費（國庫）より支辨することとなりしが幾許もなく、明治三十五年二月法律第十一號を以て、この費用は總て警察費を以て支辨し、其結果府縣の負擔に屬するものに限り、監獄費より之を償還することとした。これが現在所謂留置人費の濫觴であり、其費額は同年三月司法省令第四號を以て、一日一人金二十錢と定められたるも、翌三十六年十月省令第二十七號を以て、十五錢に引

下げられ、爾來數回に涉り增減の改正を經、昭和十六年四月司法省令第二十七號を以て金二十錢とせられ現在に及んだのである。又この間明治三十三年四月勅令第百六十六號同第百六十七號を以て、內務、司法兩省の官制改正により監獄事務は內務大臣より司法大臣に移管せられしも、從來の法令、通牒等は凡べて其効力を存續することとせられたのである。(六)以下簡單に留置人費に關する、明治三十五年二月公布の法律第十一號に併せて、同年三月司法省令第四號の解說を試みたいと思ふ。

(一) 明治十三年十一月五日布告第四十八號

第一條（省略）

第二條　同上布告（明一三、四、八布告第十六號）第三條地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目中左ノ三項ヲ增加ス

一　府縣監獄建築修繕費

一　府縣監獄費

一　府縣監獄建築修繕費

第三條（省略）

參照　明治十三年四月八日布告第十六號

明治十一年七月第十九號布告地方稅規則左ノ通改正候條此旨布告候事

第一條　地方稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一、「地租五分ノ一以內」

一、營業稅並雜種稅

一、戶　數　割

第二條　營業稅雜種稅ノ種類【及制限】ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一、監獄費　一、河港道路堤防橋梁建築修繕費

一、府縣會議諸費　一、衞生及病院費

一、府縣立學校費及小學校補助費

一、郡區會議諸費

一、郡區吏員給料旅費及雜費

一、教育費　一、浦役場及難破船諸費

一、管內限リ諸達書及掲示諸費

一、勸　業　費

一、月長以下給料及月長職務取扱諸費

以上費目ニ流用スルコトヲ許サス

一、準備費「豫算外ニ生シタル不足ニ充ツヘキモノヲ云フ」

以下略

內務省內達無號　明治十四年二月四日

客歲第四十八號公布ニ依リ監獄費ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘキニ付其處分方左ノ項目ノ通リ可相心得此旨內達候事

一、監獄費トハ即チ獄署諸費（看守俸給並諸給與共）囚人諸費（懲役人諸費ヲ指シタル者ニシテ該務ニ從事スル官吏列任「等外」ノ月俸其他諸給與（旅費、滿年賜金、勉勵手當宿直賄料ノ類）ハ從前ノ通其關係費中ヨリ支辨スヘシ

一、……以下略

(二) 明治十四年三月八日布告第十七號

集治監ニ入ルヘキ囚徒並ニ其費用ノ區分當分ノ內左ノ通相定メ本年七月ヨリ施行候條此旨布告候事

第一條　集治監ニ入ルヘキ囚徒ハ刑期終身ノ者及ヒ國事犯刑期五年以上ノ者トス其費用（府縣獄ニ拘留中ノ費用並ニ集治監ニ押送ノ費用トモ）ハ國庫ヨリ支給スヘシ

第二條　府縣獄ニ入ルヘキ囚徒ニシテ集治監ニ在ル者ノ費用ハ其刑ヲ宣告セシ地方ノ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

(三) 明治十七年七月七日太政官達第六十二號

兵庫縣下兵庫ニ假留監ヲ設置シテ內務省ノ直轄ト爲シ東京、宮城、三池ノ三集治監中ニ假留監ヲ附設シ北海道集治監ニ發遣スヘキ囚徒ヲ一時拘禁スルノ所ト相定候條此旨相達候事

(四) 明治十八年四月二十四日內務省達甲第十三號

輕罪ニ係ル控訴ノ義ニ付本年第二號ヲ以テ公布相成候付テハ控訴裁判所管轄區域內各地方ヨリ控訴ヲ爲シタル被告人ニ

矯正図書館所蔵

係ル拘禁中ノ諸費ハ總テ最前裁判言渡シアリタル地方ノ地方稅ヲ以テ支辨シ其ノ費用交付方等ハ客年當省乙第二十九號ニ準據シ可取計此旨相達事（參照乙第二九號後揭（三））

但控訴裁決後已決囚ニ屬スル諸費モ本文同樣可心得事

（五）監獄費國庫支辨ニ關スル件（明治三十三年一月法律第四號）

第一條　監獄ニ關スル費用ハ總テ國庫ニ於テ之ヲ支辨ス

第二條　府縣監獄ニ屬スル府縣有土地、建物、器具、器械、素品製品其他ノ物件ハ國庫ニ歸屬ス

附　則

第三條　本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條　本法發布以後施行ノ日マテノ間ニ於テ第二條ニ揭クル土地物件ノ處分ヲ要スルトキハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ノ外內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　本法施行ノ際國庫、地方費ノ區分ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（六）監獄事務ハ司法大臣ノ權限ニ移リタル件（內務省監獄局長通牒　明治三十三年五月監甲第九號）

本年四月勅令第百六十六號同第百六十七號ヲ以テ內務司法兩省ノ官制ヲ改正セラレ從來內務大臣ノ管理ニ屬シタル監獄事務ヲ司法大臣ノ管理ニ移サレタルニ就テハ法律ノ明文ヲ以テ內務大臣ノ權限ニ屬セラレタル事項ニ至ルマテ總テ該官制施行ノ日ヨリ當然司法大臣ノ權限ニ移リ候儀ト御了知相成度此段依命及通牒候也

本　文

○警察署ニ拘禁留置者ノ費用支辨方（明治三十五年二月法律第十一號）

監獄則第一條ニ依リ警察署內ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ニ關スル費用ハ總テ警察費ヲ以テ之ヲ支辨ス但シ其費額ニシテ北海道地方費及府縣ノ負擔ニ屬スル部分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ

附　則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來監獄所屬ノ物品ニシテ警察署內ノ留置場ニ設備セルモノハ本法施行ノ際之ヲ北海道地方費及府縣ノ所屬トス但シ警察

監獄官制施行前ノ令達通牒等ハ依然効力ヲ有スル件（司法總務長官通牒　明治三十六年三月監祕發第二九號）

今般監獄官制發布相成候處監獄ニ關スル從來ノ令達通牒等ハ新官制施行後ト雖モ凡ヘテ其効力ヲ失ハサル儀ト御心得相成度此段爲念及通牒候也

會計ニ關スル事項等從前ノ通リ施行スル件（司法總務長官通牒　明治三十三年七月會檢甲第二六五號）

本年四月勅令第百六十七號ヲ以テ監獄ノ管理ヲ司法省ニ移サレ候ニ付本年度歲入歲出豫算ニ就テハ本日訓第七四二號ヲ以テ內務司法兩大臣ヨリ訓令相成候得共其他從來ノ訓令規定等ニ對シテハ別ニ令達相成候條總テ內務省ヨリノ令達通リ執行スル儀ト御心得相成度此段及通牒候也

本　文

○警察署ニ拘禁留置者ノ費用支辨方（明治三十五年二月法律第十一號）

監獄則第一條ニ依リ警察署內ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ニ關スル費用ハ總テ警察費ヲ以テ之ヲ支辨ス但シ其費額ニシテ北海道地方費及府縣ノ負擔ニ屬スル部分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ

附　則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來監獄所屬ノ物品ニシテ警察署內ノ留置場ニ設備セルモノハ本法施行ノ際之ヲ北海道地方費及府縣ノ所屬トス但シ警察

費ノ國庫支辨ニ屬スル地方ハ此限ニ在ラス

○監獄費ヨリ北海道地方費及府縣ニ償還スヘキ費額（明治三十五年三月司法省令第四號）

明治三十五年法律第十一號ニ依リ監獄費ヨリ北海道地方費及府縣ニ償還スヘキ費額ハ一人一日ニ付金二十錢トス「但シ拘禁又ハ留置ノ初日ハ一日ヲ以テ計算シ出監ノ日ハ之ヲ算入セス」（但シ一日以內ニ於テ出入スル者モ各一日ヲ以テ計算スヘシトアリシヲ明治三十六年十月司法省令第二十七號ヲ以テ改正セラレシモノ）

本法に「監獄則第一條ニ依リ警察署內ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者」即ち收容の客體は如何なるものであらうか、明治五年の監獄則には留置場に關する規定はなく、明治十四年の改正監獄則第一條（七）に揭げられて居るところに依ると、留置場に收容せらるべきものは、（イ）未決者（ロ）拘留の刑に處せられたもので、未決者は一時と云ふ制限が付せられてゐる。本法施行當時の明治二十二年公布の監獄則第一條（八）に依ると、留置場には、刑事被告人を一時留置し、警察署內の留置場には、（イ）刑事被告人（ロ）罰金を禁錮に換ふる者（ハ）拘留の刑に處せられたるものを拘禁することになつてゐる。現行監獄法（明治四十一年法律第二十八號）に至つては、從前監獄の一種なりし留置場は、單に警察行政の一機關となつたのであるが、實際已むを得ざる種々なる場合あるべきを想定し、其第一條末項に於て、警察官署に附屬する留置場は之を監獄に代用し得ることとなしたのである。從つて監獄に收容せらるるものは、懲役、禁錮に處せられたるものを一月以上繼續して拘禁することを得ざる制限を除いては、悉く之が收容の客體なりと解さるるが、かくては行刑の効果の減殺せらるるは勿論、種々の支障伴ふ事を慮り當局は屢々の通牒を以て、拘留刑に處せられたるものを除いては、日沒後日の出前、又は被拘禁者の疾病等に依り、押送不能なるか、或は押送途中若しくは押送後間なく、刑期又は留置期間滿了する等已むを得ざる場合の外は、之を監獄に移送して執行しなければならない事とした。又この監獄代用に關する規定は、前述の如く特殊の場合を想定しての變例なれば、かくしてこそ法の精神に添ふのである。（九）（一）

尙「監獄則第一條ニ依リ云々」とあるものが、現行監獄法（明治四十一年三月法律第二十八號）施行後尙効力を存續するや否や、又監獄法第八條の勞役場が留置場（代用監獄）にも附設せらるるや等當時相當の疑ありし如くなりしも、通牒に依り氷解せられてゐる。（二）

（七）改定監獄則（明治十四年九月十九日太政官達第八十一號）

第一條　監獄ヲ別テ左ノ六種ニ爲ス

一、留置場　裁判所及ヒ警察署ニ屬スルモノニシテ未決者ヲ一時拘留スルノ所トス但時宜ニ由リ拘留ノ刑ニ處セラレタル者ヲ拘留スルコトヲ得

二、……六、略

（八）監獄則（明治二十二年七月十二日勅令第九十三號）

第一條　監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス

矯正図書館所蔵

一、……四、略

五、留置場　刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得

六、（略）

（九） 小河滋次郎博士著監獄法講義第一條解說

留置場ハ警察行政ノ機關ニシテ通例行政處分執行ノ必要ヲ充スガ爲メニ警察官署内ニ附設セルモノヲ指シテ之ヲ稱シ、監獄トハ全然其性質ヲ同フスヘキモノニ非ス。留置場ヲ監獄ニ代用シ得ル本條第三項ノ規定ハ第二項ト同シク、實際已ムヲ得サル事實上ノ必要ニ出テタルモノニシテ例ヘハ監獄ノ設備ナキ區裁判所又ハ警察官署所在地ニ於テ刑事被告人、拘留囚又ハ懲役若クハ禁錮ノ短期受刑者ヲ拘禁シ、或ハ護送途中ニ在ル受刑者若クハ被告人ヲ宿泊セシムル等ノ必要アル場合ニ際シ此規定アルニ非サレハ實際、刑制ノ運用ヲ全フシ能ハサルヲ慮リタレハナリ。然カモ變例ハ成ルヘク其適用ノ範圍ヲ緊縮ナラシメンコトヲ要ス、懲役又ハ禁錮ノ受刑者ニ付キ絶對ニ之ヲ一個月以上繼續シテ拘禁スルヲ許ササルノ規定ヲ設ケタル所以ニシテ一月以上ノ者ハ勿論、設令、一月未滿ノ者ト雖モ已ムヲ得サル事情アル場合ノ外ハ少クトモ初メヨリ懲役又ハ禁錮ノ受刑者ヲ拘禁スル目的ヲ以テ留置場ヲ監獄ニ代用スルカ如キコトナカラシメサルヘカラス……

（一〇） 後掲、（二）參照

（二） 監獄局長　通牒明治四十一年十月監甲第六二五號
民刑局長

刑法及監獄法施行後警察官署ニ附屬スル留置場ヲ監獄ニ代用スル件ニ付別紙ノ通リ通牒置候條右樣御承知相成度此段及通牒候也

（別紙）監獄局長
民刑局長ヨリ臺府縣長官宛

監獄法第一條末項ニ依リ警察官署ニ附屬スル留置場ハ監獄ニ代用シ得ルコトト相成候處右留置場ハ概シテ諸般ノ設備完全ナラス且常ニ狹隘ヲ感シ居候ニ付懲役禁錮若クハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ハ監獄ニ押送前又ハ押送後間モナク其刑期又ハ留置期限ノ終了スルモノ若クハ身體ノ狀況ニ依リ監獄ニ押送シ得サル場合ノ外總テ監獄ニ押送セシメ警察官署ニ附屬スル留置場ニハ拘禁留置セサル樣御取計相成度此段及通牒候也

同上ニ關シ照會回答ノ件（明治四十一年十月監甲第六八三號）

甲號ノ一、警保局長照會（明治四十一年九月内務省警甲第二五號）

新刑法第十八條ノ規定ニ依レハ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一定ノ期間之ヲ勞役場ニ留置スヘク右勞役場ハ監獄法第八條ニ依リ監獄ニ附設スヘキコトニ相成候處各裁判所ニ於テ言渡アリタル罰金科料又ハ警察官署ノ卽決言渡ニ係ル科料ヲ完納セサルカ爲勞役場ニ留置ヲ要スル者少ナカラサルヘシ然ルニ監獄ノ設置ハ裁判所所在地ニ遍ネカラサルヲ以テ留置期間ノ短キ者ニ在リテハ監獄ニ送致スルノ途中ニ於テ滿期ニ至ル場合往々可有之存候警察留置場ハ同法第一條ニ依リ監獄ニ代用シ得レトモ之ニ勞役場ヲ附設シ得ルヤ否疑ノ存スルモノ有之假ニ之レカ附設ヲ爲シ得ルトスルモ其ノ現況ハ到底收容ニ應スル能ハサルノミナラス警察官署内ニ於テ作業ヲ課スルニハ警察力ニ於テ目下其ノ餘裕無之且勞役場ニ關スル經費ハ固ヨリ府縣經濟ニ關係無之樣相考候處右ハ如何御處理可相成御見込ニ候哉法律施行期日之切迫ノ折柄各地方ニ於テ其措置ニ疑ヲ抱ク向往々有之候條至急御回報ニ接シ度此段及照會候也

甲號ノ二、警保局長照會（明治四十一年九月内務省司乙第二五〇號）

警察留置場ヲ監獄ニ代用スルノ件今回當省ニ合議有之候處右ハ豫テ及御協議置候勞役ニ關スル御回答ヲ待テ考究致度存候又懲役及禁錮ハ其刑期ノ短キモノト雖モ總テ監獄ニ於テ刑ヲ執行スルコトニ致度殊ニ懲役囚ノ如キ定役アルモノハ警察留置場ニ於テ收容シ作業ヲ課スルニハ警察力ニ於テ餘裕無之候ニ付テハ一應煩御再考度此段及照會候也

乙號、監獄局長回答（明治四十一年九月司法省監甲第一〇七八條）

九月十二日付警甲第二五號並ニ二十二日付司乙第二五〇號ヲ以テ御照會之趣了承懲役囚禁錮囚並ニ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタルモノハ何レモ原則トシテ監獄ニ拘禁シ若クハ留置スヘキコト勿論ノ儀ニ候得共已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ一時警察官署附屬ノ留置場ヘ拘禁シ若クハ留置スル豫定ニ有之候殊ニ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ曩ニ合議ニ及ヒ候通護送ノ途中留置期間終了スヘキ場合ノ如キ又ハ移監後日ナラス滿期ニ至ル場合ノ如キハ警察官署附屬ノ留置場ニ留置スルヲ相當ト思考致候尤警察官署附屬ノ留置場ニ懲役囚又ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁若クハ留置スルニ於テハ實際作業ヲ課スルコト能ハサル場合多多可有之候得共斯カル場合ニ於テ作業ヲ課セサルハ事實上已ムコトヲ得サルモノト謂フノ外ナカルヘシト思考致候次ニ警察官署附屬ノ留置場ニ於テ作業ヲ課シタル場合ノ經費ハ固ヨリ國庫ニ屬スヘク又勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ留置ニ關スル費用ハ明治三十五年法律第十一號同年司法省令第四號ニ依リ支辨スル筈ニ有之候此段及回答候也

「費用ハ總テ警察費ヲ以テ支辨ス」とあるこの費用とは、右に述べたる者の拘禁又は留置に要する費用であるが其範圍に付ては明示するところがない。明治十四年三月第十七號布告（前揭（二））に依ると（集治監と地方監獄間の償還）府縣獄に拘禁中の費用並に集治監に押送の費用をも國庫より支給すべしとあり、之が具體的支給手續を定めた明治十七年六月内務省達乙第二十九號に依ると、（一）檢束、衣食、一切の費用（從前の獄署費、已決囚諸費、營繕費）として一囚一日に付金二十錢を交付すべしと明記してゐる。これに依つて觀ると文字通り一切の費用で、卽ち獄署費（看守俸給並給與廳費）已決囚諸費（收容費）營繕費（各所修繕其他營繕費）等を包含したものを拘禁中の費用と指稱してゐたのである。尚未決囚が上訴を爲し他の監獄に移送せられた場合その費用も右同樣に解されてゐた事は前述の通りである（前揭（四））

監獄間の償還の場合に於ける拘禁費用は右の如く廣汎であつ

矯正図書館所蔵

た爲め、其償還額に制限が附せられてゐたのであるが、警察留置場に拘禁、留置せらるる者の費用は冒頭に述べた如く同一地方費の監獄費より直接支辨せられて居り、從つて其の費額に付ても何等の指定するところがない爲め、監獄間の償還の場合に於ける拘禁費用の如く廣義に解するときは必然其の負擔の均衡を失するところより、明治二十四年三月内務書記官通牒を以て左の通り區分支辨することとした。

一、勾留狀なき一時の留置人に係る費用は（食費、療養費其他一身上ニ係ルモノ）警察費

一、換刑禁錮囚、勾留囚（拘留）及勾留狀に依り留置する者の費用は　監獄費

一、留置場建築修繕費は　警察費

一、留置場常置の器具及臥具は　監獄費

一、本件に關する事務費は　警察費

而して右通牒第二號の……留置する者の費用の範圍は、第一號（）内に揭記されるものと同樣に解さるゝから、警察留置場に拘禁又は留置さるる者の拘禁費用とは、食費、療養費其他一身上に係るもの並に留置場常置の器具（收容者用）及臥具類等に要するものとなり、之を監獄間償還の場合に於ける拘禁費用と較ぶると極めて狹少なものである。

これは明治三十三年一月法律第四號に依り監獄費を國庫より支辨せらるる樣になつても、同じ範圍に國庫より直接支辨せられてゐたが、翌々三十五年二月本法を以て監獄間の償還に因んで、直接支辨より償還制度に改められ、其の費額も同年司法省令を以て指定せられるに至つたのである。而して其拘禁、留置の費用の範圍は從前直接支辨してゐたそのまゝを襲踏したものの如くである。從つて例へば衞生上の必要より留置場を消毒し、或は之を修繕する等の費用は拘禁費用と云ひ得ぬから、必要に應じ本法指定科目（警察費）と關係なく、府縣當該豫算科目より支辨せらるべきである。（一三）又留置場に拘禁、留置せられた者が作業に就く場合の費用は本費に關係なき故、省令指定の償還費額の外に國庫（刑務所就業費）より別途に支出しなければならない、而してこれに依る收入は國庫（刑務所）の收入となることは勿論である。（前揭（一一）參照）

右費用は總て警察費を以て支辨すと指定してゐるが、警察費とは府縣歲出科目中の「款」を指稱したもので、府縣制施行規則第四十七條に定むる府縣歲入歲出豫算樣式の歲出經常部に依ると第一款神社費、第二款會議費、第三款縣職員費、第四款警察費、第五款警察廳舍修繕費、第六款土木費、第七款敎育費、第八款國民學校職員費、第九款衞生諸費、第十款勸業費、第十一款社會事業費、第十二款史蹟名勝天然記念物調査保存費、第十三款選擧費、第十四款財産費、第十五款縣稅取扱費、第十六款縣廳舍修繕費、第十七款統計費、第十八款收用審査會費、第十九款市町村吏員懲戒審査會及補償鑑定費、第二十款自治振興費、第二十一款給與、第二十二款豫備費とに別れ各款は更に項に細分せられてゐる。第四款警察費は第一項俸給及諸給、第二項廳費、第三項機密費に分れ更に「目」「節」に區分せられてゐて、例へば拘禁、留置に關する費用中主なる食費は警察費の款

廳費の項（第二項）、賄費の目（第五目）、留置人、傳遞人、檢束者賄費の節より支出せられてゐるのである。其他これらに關する費用は何れも本法の指定に依り、警察費の款（廳費の項）中の夫々該當の「目」「節」より支拂整理せらるべきである。

（二）　内務省達乙第二十九號（明治十七年六月二十日）

（前文略）

一、集治監ニ入ルヘキ囚徒ニシテ府縣獄ニ在ル者檢束衣食一切（從前ノ獄署費、已決囚諸費、營繕費）ノ費用トシテ一囚一日ニ付金二十錢ヲ交付スヘシ但朝夕出入アルモ各一日ヲ以テ計算スヘシ

一、……略

（三）　消毒費用（明治四十三年七月二十七日横濱典獄間合發第一二九〇號）

今回神奈川縣伊勢佐木町警察署ヨリ拘留刑執行中疑似赤痢症ニ罹リタル囚人ノ處置方ニ付打合有之候處當監ニ於テモ差向適當ノ設備ナキ趣回答ニ及ヒタルニ同警察署ニ於テハ刑ノ執行停止ヲナシ之ヲ横濱市ニ引渡セリ然ルニ右引渡前ニ要シタル消毒費（左記細目ノ費用）金一圓十二錢五厘ノ仕拂方（横濱市發行、署長宛ノ納額告知書ヲ添ヘ）同警察署長ヨリ請求シ來リ候得共右ハ明治三十八年監獄局長通牒監甲第五八〇號第一項ニ準シ支出差支ナキモノニ候哉若シ差支ナシトセハ何費目ヲ以テ整理スルカ正當ナル儀ニ候哉（左記略）

司法省會計課長回答（明治四十三年八月十三日）

監獄局長通牒（監丙第一〇二五號）

御意見ノ通三十八年監甲第五八〇號監獄局長通牒ニ準據シ支出相成度該費目ハ人夫ハ雜給雜費、傭人料其ノ他ハ在監人費

雜費ヨリ支辨相成可然

追テ若シ該費用ハ留置場其他警察建設物ノ消毒ニ要シタルモノニ有之候ハヽ警察費ノ負擔ニ屬スヘキ儀ニ有之候

「但シ其費額ニシテ北海道地方費及府縣ノ負擔ニ屬スル部分云々」とあり、其の費額とは右警察費を以て支辨した費用金額を謂ひ、北海道地方費及府縣の負擔に屬する部分とは、斯く云ふ反面に、本法附則二項但書にもある通り、警察費の國庫支辨たりし地方、卽ち本費額を直接國庫で支辨して居た地方があつたのである、其地方が何地であつたかは判然としないが、沖繩縣と小笠原島地方とであつたと推定される、（一四）從つてこの地方を除いた他の地方は、本費額は其地方費の警察費を以て支辨することとなるから、命令の定むるところに依つて償還を受くることとなるのである。又警察費の内に國庫で支辨するものと地方費で支辨するものとあり、拘禁費用中で地方費で負擔せし部分を償還を受くるものであると云ふ考へ方もあるが私は前に述べた如く肯定する。

前者の如く解すれば行政機構整備し地方經濟の發達した現在は、警察費國庫支辨の地方はないから、各府縣とも全部本費額の償還を受くることとなるのである。（一五）

（一四）　法律第三十七號（明治二十三年五月廿一日）

沖繩縣及小笠原島ノ地方經濟ニ屬スル費用ハ其地方人民ノ負擔スルモノヲ除クノ外從前ノ通リ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

參照＝明治四十四年九月監獄協會發行監獄法令類纂附錄、科目沿革略元地方監獄の部に「明治三十三年一月法律第四

矯正図書館所蔵

號監獄費國庫支辨法施行以前ヨリ監獄費ノ國庫支辨タニシ地方」として北海道、沖繩縣、小笠原島地方を掲ぐ、この地方は他府縣に比し人口尠く、開發幼稚にして、經濟力乏しき爲め監獄費を負擔するの狀態に至らず國庫にて支辨せしものの如し。

(一五) 府縣ニ於ケル費用ノ府縣負擔ニ關スル件（大正十五年十一月十六日勅令第三三八號）

廢府縣ニ於ケル費用ノ府縣負擔ニ關スル件裁可シ玆ニ公布セシム法律勅令ニ規定アルモノノ外府縣ニ於ケル左ノ費用ハ之ヲ府縣ノ負擔トス

一、警察費　二、警察廳舍建築修繕費　三、土木費　四、衞生及病院費　五、敎育費　六、救育費　七、諸達書及揭示諸費　八、勸業費　九、府縣廳舍建築修繕費

附　則（略）

「命令ノ定ムル所ニ依リ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ」とあるこの命令とは、明治三十五年三月司法省令第四號を指稱するもので、同令に依ると「償還スヘキ費額ハ一人一日金二十錢トス但シ拘禁又ハ留置ノ初日ハ一日ヲ以テ計算シ出監ノ日ハ之ヲ算入セス」とあるのみにて、如何なる場合如何なる者につきそれを爲すべきか明でないから其後の通牒に依るの外はないが前に揭げしものの拘禁並に留置に要した費用の償還たる事は違なく、而して其費額は省令の定められたるところに依り之を爲すべきで、從つて例へば、費用償還の對照たる收容者が疾病に依り、多大の診斷料、藥代等を要する場合に於ても、反對に倉料衣服等を自辨する場合に於ても、省令指定の費額を償還すれば足るのである。(一六但しこれらのものが傳染病罹病せる等特殊の場合に限り、之に關する費用は償還費外として、刑務所歲出豫算該當科目より直接支辨せし事例も存するのである。(一七

通牒等に依り、其費用償還に付て標準の大梗を揭ぐると左の通りである。

(イ) 違警罪卽決例に依る拘留、科料不納留置者の費用は償還す。(一八＝參照(二一)

(ロ) (イ)に揭ぐるものを除いた他の收容者は速に監獄に移送し、其執行を爲すべきものなれば、指定の監獄に押送前留置せし場合の費用は、已むを得ざる事情あるに非ざれば償還せず。(一九)

(ハ) 押送途中留置せし場合の費用は、押送官署の負擔なれば償還せず。(二〇)

(ニ) 日數計算に付き、償還條件を具備する者が收容せられた場合は、縱令數時間にて出所するも一日とし、又これらの者が、一日數箇所の留置場に轉送せらるるも一日として償還爲すべきである。(二一)

裁判所所在地に刑務所若くは刑務支所のない場合、其地の警察留置場に勾留狀に依り關係被告人を拘禁し、國防保安法第二十一條、治安維持法第二十二條(二二)に依り警察留置場に勾留狀に依り被疑者等を拘禁する場合は、其所が勾留狀指定の場所であるから償還を要するも、刑確定に依り執行指揮を受け、又は

監獄に押送指揮を受けたる上は、ロに依り處理たすべきである。又勾引狀、現行犯準現行犯等に依り留置せらるる者の費用は、本法に定むる收容客體に非ざれば、其償還を要しないのである。(二三)

監獄費とは、歲出豫算科目の「款」の名稱で現在は刑務費と改稱せられてゐる、其「項」「目」「節」も一部名稱の變りたるものがあるが大差はない。因に明治三十四年五月司法省令會主甲第七五五號の內、經常歲出科目解疏を便宜表を以て示すと左の通りである。(「節」は略す)

款	項目
監獄費	俸給及諸給（奏任俸給、判任俸給、休職俸給、退官賜金、死亡賜金、賞與）
	廳費（備品費、圖書及印刷費、筆紙墨文具、消耗品、通信運搬費）
	修繕費（各所修繕）
	死傷手當（死傷手當）
	賠償及訴訟費（賠償金、訴訟費）
	旅費（內國旅費押送旅費）
	雜給及雜費（監獄醫以下俸給、給與、傭人料、看守女監取締被服及器具費、傭人被服費、雜費）
	囚人費（食料費、被服費、就役費、押送費、給與、留置人費、療養費、雜費）

諸支出金—諸支出金（目以下略）

斯の如く法律が大科目（款）を指定したのは、「項」以下の科目は常に改廢を免かれざる爲め、其都度種々の不便と手數を要するの煩を避け、恒久的ならしめんが爲めである。

償還方法は監獄費の款＝現在の刑務費、在監人費の項＝現在の收容費、留置人費の目＝現在も同じ、より大正二年迄は一箇月毎に支拂整理をしてゐたが、大正二年十月監甲第五三號に依り、(二四)之を三箇月毎に爲すことと改められたのである。これに關する請求書の提出も府縣廳で一括して爲す所、或は各警察署より直接刑務所に爲し居る所あるも、府縣廳で一括提出せしむる樣なすべきである。(二五)

(一六) 食費自辨ノ留置人費（明治三十九年十一月十日札幌典獄問合監札一第一六二二號）

警察留置場拘禁中ノ刑事被告人ニ對シ自辨食ヲ許可シ該費用ヲ留置人費ヨリ控除請求ノ向有之候處拘禁留置ノ費用ハ單ニ食費ニノミ限リタルニアラサレハ食物ヲ自辨シタルト否トニ拘ラス留置日數ニ應シ相當支辨差支ナキ儀ト被考候得共又該費用ノ主タルモノハ卽食費ナルニ依リ右樣ノ場合ニマテ之ヲ支辨スルハ如何哉ト被存聊カ疑義ヲ生シ候條至急何分御回示相成度

回　答（明治三十九年十一月十九日監丙第一〇五四號）

前段御見解ノ通リト致思考候

病囚死亡ノ節ノ償還費用（明治三十五年十一月一日岡山典獄問合監發第一五九三號）

本年二月法律第十一號ヲ以テ警察署內ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルルモノニ關スル費用支辨方規定相成候處今般刑事被告人某ナルモノ毆打創傷被告事件ニ依リ縣下笠岡警察署ニ於テ逮捕狀執行玉島區裁判所檢事局ヘ引渡シ一時同所警察署ヘ留置中檢事ノ指揮書ニ接シ當監獄署ヘ護送スルニ當リ俄然虎

矯正図書館所蔵

列拉病ニ罹リ遂ニ同場留置中死亡シタリ就テハ償還費金二十錢ノ外之ニ要シタル療養費及火葬費等ハ警察費支辨ニ屬スルモノノ如ク被存候處本件ノ如ク正當留置場ニ留置スヘカラサル身柄ナルモ如何セン同所ニハ拘置監ノ設置ナキ爲メ自然如斯取扱ヲ爲ササルヲ得サル場合ニシテ之カ費用ノ如キハ別途監獄費ヨリ支辨差支無之候哉

回答（明治三十五年十二月一日 監丙第一一八八號）

留置人費ノ例ニ依リ死亡當日迄ノ分ヲ仕拂フノ外別ニ之ニ要シタル費用ヲ償還スヘキモノニ無之ト存候

警察留置場拘禁中ノ刑事被告人ノ治療費ノ件（大正十二年二月 浦和刑務所長問 合發第四六號）

警察署ノ留置場ニ拘禁中ノ刑事被告人又ハ拘留囚ニシテ疾病ニ罹リ其他醫師ノ診療ヲ受ケシメタル場合ニハ右診療費ハ明治三十八年七月二十一日監獄局長通牒監甲第五八〇號ニ準シ監獄費ニテ支辨スヘキモノニ候哉

行刑局長回答（大正十二年二月 會計課長 會甲第四二八號）

明治三十八年七月監獄局長通牒監甲第五八〇號ハ警察署留置場ニ拘禁中ノ者ガ傳染病院其ノ他適宜ノ場所ニ牧容シタル場合ノ費用償還方ニ關スルモノニシテ本件ノ如キト趣ヲ異ニ致シ候從テ本問ノ場合ハ明治三十五年司法省第四號ノ償還額ノ外償還スヘキ限ニ無之ト存候

(一七) 警察留置場ニテ傳染病ニ罹リタル者取扱方ノ件（明治三十八年七月監甲第五八〇號）

警察留置場ニ拘禁又ハ留置中ノ者ニシテ傳染病ニ罹リタルトキ取扱方ノ儀ニ付テハ明治三十三年九月埼玉縣知事伺ニ對スル警保局長監獄局長連名ノ依命通牒ヲ適用シ來リ候處今般本省内務省合議ノ上本件ニ關シ監獄局長警保局長連名ヲ以テ更ニ廳府縣長官ニ及通牒候次第モ有之候條自今左記ノ通御取扱可有之此段及通牒候也

一、監獄若クハ分監所在地ノ警察署ニ於テ拘禁又ハ留置中ノ者ニシテ傳染病ニ罹リタルトキハ其都度豫メ警察署ヨリ監獄ニ打合ヲ爲スヘキニ付監獄内ニ收容差支ナキ場合ニ於テハ直ニ身柄ノ送致ヲ受クル事若シ監獄ニ於テ傳染病者收容ノ設備不完全ニシテ監獄内ニ收容スル能ハス臨時監獄外ニ收容ノ場所ヲ設備スルノ必要アル場合ハ警察官ハ典獄ノ請求ニ依リ市町村ニ協議シ傳染病院又ハ隔離舍ヲ借入ルル等充分ノ斡旋ヲ爲スヘキ筈ニ付收容所ノ準備ヲ整ヘ收容上差支ナキニ至リ身柄ノ送致ヲ受クル事此場合ニ於ケル費用ハ監獄費ノ負擔トス

二、監獄若クハ分監所在地以外ノ警察署ニ拘禁又ハ留置中ノ者ニシテ傳染病ニ罹リ警察署外適宜ノ場所ニ隔離治療ヲ施シタルトキハ其隔離ニ要スル借家料若クハ小屋掛料ハ警察費ヨリ支辨シ醫療手當、藥價、賄費、被服費等ハ監獄費ヨリ支辨スル事此場合ニ於テハ明治三十五年法律第十一號ニ依ル費用ノ償還ヲ要セス

同上ニ關シ照會回答ノ件（明治三十八年十月内務省警保局長ヨリ監獄局長ヘ通報）

拘禁又ハ留置中傳染病ニ罹リタル者ノ措置及費用支辨方ニ付テハ貴官ト連署依命及通牒置候處今回群馬縣知事問合有之別紙ノ通リ回答致置候條御了知相成度此段及通牒候也

（別紙）

拘禁又ハ留置中傳染病ニ罹リタル者ノ措置及費用支辨方ニ付テハ本年七月十九日（中略）司法省監甲第五八〇號第二項ニ所謂「監獄若クハ分監所在地以外ノ警察署ニ拘禁又ハ留置中ノ者ニシテ傳染病ニ罹リ警察署外適宜ノ場所ニ隔離治療ヲ施シタルトキハ其隔離ニ要スル借家料若クハ小屋掛料ハ警察費ヨリ支辨シ醫療手當、藥價、賄費、被服費、器具費等ハ監獄費ヨリ支辨スル事此場合ニ於テハ明治三十五年法律第十一號ニ依ル費用ノ償還ヲ要セス」ト有之候ハ兩局長依命通牒ノ警察署内ノ留置場ヲ拘置場（監獄則第一條第四號）ニ代用シタル場合ノミヲ指ス義ニ有之隨テ留置場（監獄則第一條第五號）ニ拘禁又ハ拘置中ノ者ニ在リテハ其費用ハ總テ警察費ヨリ支辨スヘク尤モ拘留狀若クハ逮捕狀ヲ執行シタル者ニ對スル費用ハ明治三十五年法律第十一號ニ依リ處理スヘキ義ニシテ此等ノ場合ハ監獄局長通牒第二項ニ包含セサル次第ニ候此段及回答候也

(一八) 違警罪科料不假納ニ依ル留置費（明治三十五年十月十日 高知典獄 號外照會）

本件警察部ヨリ違警罪即決例九條ニ依リ留置スル被告人ニシテ科料完納ニ付釋放シタル場合ニ於ケル留置中ノ費用ノ件ニ付別紙ノ通照會ニ接シ候處右ハ償還スヘキモノニ有之候哉（別紙略）

司法省監獄事務官回答（明治三十五年十月十三日 監丙一〇八六號）

警察部照會ノ通償還相成差支無之ト存候

(一九) 令狀執行後押送前ノ留置費用ノ件（大分縣典獄問合 明治三十五年五月監發第九四號）

本年法律第十一號司法省令第四號施行ノ結果左ノ疑義相生候間御意見承知致度

一、拘留狀又ハ逮捕狀ヲ執行シタル警察官署ニ於テ令狀指定ノ監獄署ニ押送途中沿道警察署ニ留置シタルモノノ費用ハ押送規則ニ依リ各押送ヲ爲ス官署即チ警察費ノ支辨ニ屬スルハ勿論ナリト雖モ令狀ヲ執行シタル警察官署ニ於テ押送以前隨時一日若クハ數日間留置スルコトアリ右ハ强チ押送途中ト云フヘカラサルヲ以テ監獄費支辨ニ屬スルヲ至當トスルカ如シ警察費監獄費ノ區分何レヲ以テ分界トスヘキヤ

二、省令第四號ニ依ルトキハ一日内ニ出入アルモ各一日ヲ以テ計算ストアリ前項果シテ監獄費ノ支辨トスルトキハ甲警察署ニ於テ令狀ヲ執行シ一時被告人ヲ留置シ同日内ニ於テ更ニ乙警察署（本縣豆田ノ如キ監獄署ナキ警察留置場ヲ云フ）ニ押送留置スルトキハ一日一人ニ對シ重複ニ費用ヲ償還セサルヘカサルコトナルカ如シ其取扱方如何

監獄事務官回答（明治三十五年五月 監甲第七五八號）

矯正図書館所蔵

一、令狀ヲ執行シタル警察署ニ於テ押送以前隨時一日若クハ數日間留置スル場合ト雖モ同シク令狀指定ノ監獄ニ押送スルノ途中ニ屬スルモノト存候

二、甲警察署ニ於テ令狀ヲ執行スルモ更ニ乙警察署（問豆田ノ如キ處）ニ押送スルハ元來乙警察署ニ押送スヘキモノナルヘケレハ乙警察署ニ押送迄ハ全ク押送途中ニ屬スルモノト存候

同上ノ件（監獄局長通牒明治三十七年四月監甲第二一九號）

愛知縣知事問合ニ對スル監獄局長回答（右同樣趣旨）

警保局長回答（大正六年十二月二十一日福井縣知事問合會丙第二七三號）

押送前一時警察署留置場ニ留置（内務省警保局長通牒明治三十七年四月監甲第二一九號）

本縣管内各警察署留置場ニ於ケル留置人費中勞役場留置者又ハ拘留狀等ニ依リ所定ノ場所ニ押送スヘキ者ニシテ汽車ノ都合ニ依リ直ニ押送スルコト能ハサル場合ハ止ムヲ得ス其筋ノ指揮ヲ受ケ一時（數時間即チ發車時間迄）留置シ其費用ハ明治三十七年四月監甲第二一九號（内務省警保局長ヨリ愛知縣知事宛回答）通牒及同年十一月監丙第七三三號監獄局長ヨリ岡山縣知事宛回答ニ依リ左記解釋ニ基キ天災事變等不可抗力ニ因ルモノハ勿論被押送者ノ身體上又ハ交通機關ノ事故ノ如キ總テ客觀的原因ニ基クモノハ前揭回答等ニ所謂避クヘカラサル事故ナリト解シ當然監獄費ヨリ償還スヘキモノト存シ從來之ヲ請求シ償還ヲ受ケ居候處今回左記ノ事實ニ對シ償還スヘキ限ニアラストノ照會ニ接シ數次折衝ヲ重ネ候得共監獄ニテハ汽車時間ノ都合ニ依リ留置シタルカ如キハ避クヘカラサル事故ニ該當セス之レ主務省ニ於ケル既決ノモノナリトノ理由ヲ以テ本件償還ノ請求ヲ排除致候有ハ留置執行ノ爲メ判檢事ノ發シタル命令ニ依リ引致シ汽車ノ都合ニ依リ押送前ニ於テ代用監獄タル警察署ノ留置場ニ一時拘禁シタルモノニシテ即チ客觀的原因ニ依リ押送ニ附スル能ハサル場合ナルカ故ニ前揭通牒回答書ニ所謂避クヘカラサル事故ニ該當シ當然監獄費ヨリ償還ヲ受クヘキ儀ト存候間御意見承知致度

司法省監獄局長内務省警保局長回答（大正七年二月十九日監丙第四九號）

特殊ノ事情ニ依リ令狀發布ノ權限アル官廳ヨリ特ニ押送時間ヲ指定セラレタル爲メ已ムコトヲ得ス留置シタル場合ハ格別御來示ノ如ク單ニ最近ノ發車ヲ待合中留置シタル場合ハ避クヘカラサル事故ニ因リ拘禁シタルモノト認メ難ク從テ拘禁費用ハ國庫ヨリ償還ヲ受クヘキ筋ニ無之ト存候

(二) 囚人及刑事被告人押送規則（明治三十年十一月勅令第四一五號）

第五號　押送者ノ旅費並ニ囚人及刑事被告人ノ押送費用ハ押送ヲ爲ス各官署ノ區別ニ從ヒ各其ノ經費ヲ以テ支辨ス但シ他廳府縣ヨリ囚人ノ送還ヲ求メタル場合ニ於テハ其押送費用ハ送還ヲ求メタル廳府縣ノ經費ヨリ支辨ス集治監ニ於テ執行スヘキ刑ノ確定判決ヲ受ケタル囚人ニ係ル押送費用ハ在府縣囚徒費ヲ以テ之ヲ充ツ

宮崎縣知事問合ニ對スル司法省監獄局長回答（明治三十五年十月監丙第九〇二號）

七月廿三日付五第四一九一號ヲ以テ本年法律第十一號ニ依リ警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレタル者ニ關スル費用ニシテ監獄費ヨリ償還スヘキモノノ區分方ニ付御問合之趣了承右ハ囚人及刑事被告人ニシテ押送途中警察署ニ留置スル者ニ關スル費用ハ總テ明治三十年勅令第四一五號押送規則ニ依リ當該費途ノ支辨ニ屬シ令狀ナキ一時ノ留置人ニ係ル費用ハ從前通リ警察費ノ支辨ニ屬シ監獄費ヨリ償還スヘキモノニ無之ト存候此段及回答候也

(三) 日數計算（岡山縣知事問合明治三十七年十月十三日警第九七八號）

明治三十六年十月司法省令第二十七號ニ依リ監獄費ヨリ償還ヲ受クヘキ金額ノ日數計算方ハ同令但書ニ依リ拘禁又ハ留置ノ初日ハ一日ヲ以テ計算シ出監ノ日ハ之ヲ算入セサル儀ニ有之然ル處同一人物ヲ朝拘禁シ其日晝後出監セシムル場合（午前十一時拘禁シタル者ヲ同日午前二時檢事ノ指揮ニ依リ岡山監獄ヘ送致）有之入監ノ初日トシテ一日ニ計算スヘキヲ相當ト認メ岡山監獄ヘ償還ヲ求メ候處右ハ出監日ト見做シ償還ニ應セス果シテ監獄ノ意見ノ如クセハ當日ノ食費等支出ノ途ナシ當然入監ノ初日トシテ一日ニ計算可然哉

監獄局長回答（明治三十七年十一月二日監丙第七三三號）

重禁錮ノ刑確定後ハ直ニ監獄ニ押送スヘキモノニ候得共日出前日沒後若クハ避クヘカラサル事故ニ依リ押送前警察署内留置場ニ拘禁シタル者ナルトキハ三十五年法律第十一號ニ準據シ監獄費ヨリ償還スル儀ト存候

島根縣典獄照會ニ對スル監獄局長經理課長回答（明治三十六年三月監丙第四三七號）

一、換刑禁錮囚及拘留囚ヲ警察署ノ留置場ニ於テ執行スル者ニシテ監房其他ノ必要ニ依リ一日内ニ二以上ノ警察署ニ移轉スル場合ハ之ヲ出入トセス一日トシテ計算ノコト

二、拘留狀指定ノ監獄ニ押送スヘキ刑事被告人ニシテ其ノ押送前及治道警察署内ノ留置場ニ留置スル者ノ費用ハ監獄費ヨリ償還ヲ要セサルコト

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレタル者ノ費用償還方（昭和七年八月市ケ谷刑務所長問合發第八四八號）

標記ノ件ニ關シ左ノ場合ニハ留置ノ初日ト見做シ費用償還スヘキモノニ有之候哉或ハ明治三十五年十月内務省警保局長警甲第四六號回答ニ依リ一時ノ留置ト見做シ償還スヘキ限ニ無之候哉聊疑義有之候間何分ノ御回示相煩度候

一、勞役執行ノ爲メ警察署ニ一時留置ノ上即日刑務所ヘ移送シタルトキ其當日分

二、勞役執行ノ爲メ警察署ニ留置セシニ即日罰金又ハ科料ヲ完納シ釋放シタルトキ其當日分

三、違警罪即決例第十條ニ基キ留置セシニ即日保證金ヲ假納セシニ依リ直ニ留置ヲ解キタルトキ其當日分

行刑局長回答（昭和七年八月行丙第一六三八號ノ一）

一、償還スヘキモノニ無之

二、三、償還ヲ要ス

(三) 治安維持法（昭和十六年三月十日法律第五四號）

第二十二條　勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

矯正図書館所蔵

國防保安法（昭和十六年三月七日法律第四九號）

第二十一條（右治安維持法第二十二條ト同文）

(二三) 監獄費ヨリ償還スヘキ費用（北海道長官問合明治三十五年五月八日第一四五二號）

本年法律第十一號ヲ以テ警察署留置場ヘ留置スル刑事被告人竝囚人賄料償還方改正相成候處其費用區分方ニ付テハ別ニ明文無ニ付明治二十四年三月十八日内務書記官通牒ニヨリ從來ノ通リ取扱フ儀ニ候哉又ハ換刑禁錮、拘留ハ勿論凡テ令狀ニ依リ引致シタル者並現行犯準現行犯ニ依リ留置セラルルモノニ對シテハ渾テ監獄費ヨリ償還相成儀ニ候哉

監獄局長回答（明治三十五年五月丙第六一五號）

包留狀ニ依ル刑事被告人、換刑禁錮囚及拘留囚ニ限リ償還可相成儀ト存候

岡山縣知事問合ニ對スル内務省警保局長回答（明治三十五年十月監甲第四六號）

（右同趣旨）

(二四) 償還金額請求方ノ件（大正二年一月監甲第五三號）

明治三十五年法律第十一號ニ依リ監獄費ヨリ償還ヲ要スル警察留置場拘禁費ハ（同年三月監甲第一〇一號司法内務兩總務長官ノ通牒）ニ依リ從來廳府縣ヨリ一箇月毎ニ請求スルコトニ相成居候處事務省略ノ爲メ自今之ヲ三箇月毎ニ取纏メ請求スヘキ樣令般廳府縣長官ニ通牒相成候條右樣御承知相成度此段及通牒候也

(二五) 大正四年刑務所長會同注意事項

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレタル者ニ關スル費用ヲ地方官廳ヨリノ請求ニ應シテ仕拂フニ當リ或ハ一括シテ縣廳ニ償還セルモノアリ或ハ又各警察署ヨリ直接請求ヲ受ケ個々ニ仕拂ヲ爲セルモノアリ各監獄ノ扱區々ニシテ一定セス右ハ地方廳ノ都合ニ依ル結果ナルヘシト雖モ當局者ト交涉ヲ遂ケ可成一括シテ廳府縣ヨリ請求ヲ受ケ一括シテ仕拂ヲ爲ス簡便法ニ依ル手續ヲ採ルヘキコト

（完）

三 月

一日 司法省所管内國旅費規則中改正（三月四日訓令會甲一一七五）—千島國内ノ旅行ニ付旅費定額ヲ增加ス

二日 臨時司法長官會同（控訴院長、檢事長、地方裁判所長及檢事正）裁判所構成法特例等戰時立法ノ運用方針ヲ協議スル爲二日間本省ニ開催セラル

昭和二年訓令第三號刑務所非常時要務規程ヲ廢止シ（訓令二）新ニ行刑非常警備規程（訓令行甲三五三）ヲ制定ス—非常事態ニ對處スル爲全國ヲ數個ノ警備管區ニ分チ指定刑務所長ノ下ニ其ノ警備力ヲ統合强化シ別ニ防空ニ關スル新規定ヲ設ク

三日 戰爭完遂、翼贊選擧貫徹ヲ目標ニ大東亞戰下初ノ地方長官會議五日間ニ亘リ開催セラレ、第二日岩村法相ハ選擧取締ノ對策ニ付訓示ヲ行フ

五日 第三十四回刑務官練習所刑務協會ニ開設セラル入所者總數五十四名

六日 衆議院議院選擧運動等取締規則中改正實施（内務省令九）—戰時下勞力物資ノ濫用ヲ防止スル爲演說會告知用ノビラ等ハ勞務者ニ依ル頒布ヲ禁止シ其ノ大サヲ半減ス

十二日 戰捷第二次祝賀日、東條首相ハ貴衆兩院ニ於テ濠洲及印度ニ對スル帝國ノ態度ヲ闡明ス

十三日 全國警察部長會議、選擧對策ヲ主題トシテ二日間内務省ニ開催セラレ第二日松阪檢事總長ハ選擧取締ニ關スル司法當局ノ訓示ヲ行フ

十五日 本年法律第三十五號及第三十六號陸海軍刑法中改正法律施行（勅令一五五）

十八日 全國經濟保安課長會議、内務省ニ開催セラレ松阪檢事總長ハ經濟統制法令違反事件ノ檢擧及犯罪搜査等ニ付訓示ス

二十一日 裁判所構成法戰時特例、戰時刑事特別法並ニ戰時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ關スル法律施行（勅令一六六、一七一、一七三）（勅令一六七裁判所構成法戰時特例ヲ樺太ニ施行スルノ件、勅令一七二戰時刑事特別法ヲ樺太ニ施行スルノ件、勅令一七七戰時刑事特別法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件、勅令一七八南洋群島ニ於ケル戰時犯罪處罰ノ特例ニ關スル件中改正、制令五昭和十六年制令第三十五號中改正）

刑務所作業統制主任會議

二日間刑務協會ニ開催セラル本省提出ノ協議事項ハ「業種統制ノ實施並實施後ニ於ケル作業經營上考慮スベキ點如何」

二十三日 休職東大教授大内兵衛、元代議士加藤勘十等

矯正図書館所蔵

三十八名ニ係ル所謂人民戰線事件ハ昭和十五年末以來東京刑事地方裁判所ニ於テ審理中第一四五回公判ヲ以テ本日結審

二十五日 朝鮮司法保護施設全面的ニ整備セラレ本日ヨリ左ノ關係法令施行

朝鮮少年令（制令六）朝鮮矯正院令（制令七）朝鮮總督府矯正院官制（勅令一八九）朝鮮司法保護事業令（制令八）朝鮮司法保護委員令（勅令一九三）

三十日 國内革新ヲ期シ重臣其ノ他各界代表者ヲ殺害建造物ノ放火燒燬ヲ企テ決行寸前檢擧セラレタル前田虎雄影山正治等三十名ニ係ル所謂七、五事件ハ東京刑事地方裁判所ニ於テ審理中本日判決言渡

四 月

一日 政府職員共濟組合令中改正（勅令三三八）―組合員ガ支給ヲ受クベキ療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用又ハ療養ニ要スル費用ヨリ命令ヲ以テ定ムル額（司法部政府職員共濟組合事務取扱規程中改正別表―訓令會甲二二四二）ヲ控除シタル額トス

昭和十五年勅令第五二五號臨時家族手當給與ノ件改正（勅令二二一）―其ノ支給範圍ヲ奏任官並同待遇者ニ及シ支給基準ヲ扶養家族一人ニ付月額三圓トシ其ノ最高額制限ヲ廢ス（勅令第二二一號ニ依ル臨時家族手當支給規程―訓令會甲二四七三）

本年法律第七八號及第七九號陸海軍々法會議法中改正實施（勅令二九六）―陸海軍法務官ヲ法務官ト改メ陸軍ノ法務部將校、海軍ノ法務科下士官ヲ以テ之ニ充ツルコトトス

通常郵便物ノ料金値上實施（法律八〇、勅令二〇九）

四日 臨時司法長官會同（控訴院長、檢事長及檢事正）選擧取締ノ對策ヲ協議スル爲二日間本省ニ開催セラル

衆議院議員總選擧執行ニ關スル詔書發布

六日 戰時特別法運用ニ關スル經濟實務家會同（判檢事）三日間ニ亘リ法曹會館及法相官邸會議室ニ開催セラル

諮問事項ハ「裁判所構成法戰時特例並戰時刑事特別法實施ニ伴ヒ經濟事犯ノ裁判並檢察上考慮スヘキ事項如何」

十日 裁判所書記會同―裁判所構成法戰時特例實施ニ伴ヒ控訴院ニ上告部ヲ新設スルコトトナリタル爲同院上告係ヲ本省ニ招集シ二日間ニ亘リ協議會ヲ開催ス

十七日 少年法公布二十周年ニ當リ司法保護協會主催少年保護記念日ヲ催シ全國的ニ記念行事ヲ實施ス 中央ニ於テハ軍人會館ニ少年法全國施行記念式典ヲ擧ゲ同法制定並少年保護事業功勞者ノ表彰ヲ行フ

十八日 敵機帝國本土ニ初來襲セルモ直ニ擊退セラレ被害輕微

二十三日 少年審判所長、矯正院長會同二日間法相官邸會議室ニ開催セラル 諮問事項ハ「少年法全國施行ヲ契機トシテ少年保護事業ノ刷新强化ヲ圖ルベキ具體的方策如何」

二十五日 靖國神社臨時大祭ニ付諸官員ニ休暇ヲ賜リ臨時全國在監者ノ就業ヲ免セラル

二十九日 天長ノ佳節ニ當リ假釋放ノ恩典ニ浴シタルモノ全國ヲ通ジ二二三名（前年比較二二名增）

三十日 第二十一回衆議院議員總選擧執行―棄權率一割七分ノ好成績

五 月

一日 本年法律第三十七號國民體力法中改正施行（勅令四五二）―改正ノ要點ハ(1)被管理者ノ範圍ヲ擴張シ且被管理者以外ノ者ニ對シテモ體力檢查ヲ爲シ得ル途ヲ開キ(2)體力向上ニ關スル指示及療養ニ關スル處置命令ヲ爲ス場合ノ範圍ヲ擴張シ(3)公共團體其ノ他ノ法人等ニ對シ體力向上ニ關スル處置又ハ施設ニ付指示ヲ爲シ得ル規定ヲ設ケタルコト等（關係法令―勅令四五三國民體力法施行令中改正、厚生省令二八國民體力法施行規則中改正）

辯護士法施行五十周年ニ當リ全國各地ニ記念行事實施セラル

國策協力ノ實ヲ擧ゲシメル趣旨ノ下ニ全國刑務所ニ於ケル現行作業科程ノ適度ノ引上ヲ實施ス（三月二十三日行甲五〇四行刑局長通牒）

二日 捕獲審檢令中改正施行（勅令四七三）

十七日 客年十月以降銳意搜查中ノ國際諜報團事件（内外人共產主義者ヲ以テ組織シ永年合法ヲ擬裝シテ諜報活動ヲ展開ス）ハ取調一段落ヲ告ゲ中心分子獨國人リヒアルトゾルゲ等五名ニ對シ東京地方裁判所ニ豫審ヲ請求セラル

恒例全國憲兵隊長會議開催（四日間）

二十日 海軍監獄職員及錄事增員（勅五一三、五一四）

二十三日 憲兵令中改正施行（勅令五二四）―新ニ臺灣憲兵司令部ヲ臺北ニ設置ス

二十五日 總選擧後初ノ臨時議會召集、會期二日間

二十七日 刑事訴訟法第三三四條第二項ノ場合ニ於ケル辯護人ノ選任ニ付帝國ガ領事裁判權ヲ行使スル地域ニ於ケル特例設ケラル（勅令五三五）

文官、同待遇者其ノ他ノ各廳職員死亡シタル場合ニ於ケル任用、官等陞敍又ハ增俸ハ一定條件下ニ定員ニ拘ハラズ且死亡ノ日ニ遡リ之ヲ施行シ得ル途拓カル（勅令五四五）

二十八日 恒例司法長官會同（控訴院長、檢事長、地方裁判所長及檢事正―辯護士會長トノ合同協議會ヲ含ム）六日間ニ亘リ本省會議室、法曹會館等ニ開催セラル 檢事正協議事項ハ(1)戰時犯罪ニ對スル檢察ヲ一層有効ナラシムルニ付考慮スヘキ事項如何 (2)書類ノ作成ニ關シ司法警察官吏ノ訓練上考慮スヘキ事項如何

三十日 海軍監獄臨時設置制實施（勅令五五二）―大東亞戰爭ニ際シ必要アルトキハ戰地又ハ占領地ニ臨時ニ海軍監獄ヲ設クルコトヲ得

矯正図書館所蔵

刑事關係文献

（自昭和十七年三月
至同年五月）

◎法律一般

日本法的精神の比較法的自覺
……牧野英一（自研 一八、三、四）

非常時立法に於ける五種の問題
……牧野英一（評論 一七、五）

創造期に入る日本法學
……高柳賢三（大新 八八）

非常時立法に依る例外法の原則化
……牧野英一（東洋經濟新報 三〇二八）

中國司法現況概說—江蘇省を中心とする
……飛石初次（志林 四四、三、四、五）

インドネシア司法問題
……井手諦一郎（新聞 四七四）

ナ東亞各地に於ける司法制度に關する一
献策……湯淺忝三（新聞 四七六〇）

司法部新體制に關する考察
……松山霜一（新聞 四七四）

ソ聯に於ける司法權の獨立
……齋藤秀夫（法學 二、四、五、）

第七七、第七八、第七九回帝國議會審議
法案一覽表……司法省調査部

第七八帝國議會新法律の解說
……東京帝大法學協會編（單、有斐閣 〇、三〇）

第七九議會の新法律——法律時報四月號
別册附錄……法律時報編輯部
（日本評論社、本誌共 一、三〇）

◎刑法、刑事訴訟法

刑法に於ける日本法的と比較法的
……牧野英一（法時 一四、三、四、）

牧野博士著「改正刑法假案とナチス刑法
綱領」……石川芳雄（法時 一四、四、）

フエリとロツコの觀た不定期刑論
……小幡勇二郎（豪法 三六、四、）

リストの刑法體系に於ける所謂矛盾
……日沖憲郎（刑政 五、三）

應報刑と教育刑—刑罰の本質に關する一
研究……木村龜二（法學 二、五、）

刑法總則大意……齋藤金作（單、東山堂三、八〇）

戰時民事刑事特別法並裁判所構成法戰時
特例解義
……梶田年（單、法文社 二、三〇）

戰時刑事、民事特別法裁判所構成法戰時
特例解說
……深谷善三郎（單、中央社 一、一〇）

戰時司法法規解說
……大森洪太（法曹 二〇、四、）

戰時刑事特別法に就て—附戰時に於ける
領事官の裁判の特例に關する法律に就
て……磯部靖（法曹 二〇、四、）

戰時刑事特別法規の概要
……三井朗（警研 一三、四、）

戰時刑事特別法
……司法省（週報 二八三）

第七十九議會を通過したる戰時刑事立法
の概要……出射義夫
（警思 一五、四、）

戰時刑事法の展開
……團藤重光（法時 一四、四、）

戰時刑事法の展開—戰時刑事特別法案及
び裁判所構成法戰時特例案を中心とし
て……團藤重光（大新 八九）

戰時下に於ける我が刑政の發展—戰時刑

事特別法の制定を中心として
……佐伯千仞（法叢 四六、四、）

言論出版集會結社等臨時取締法に就て
……吉川覺（法時 一四、三、）

期待可能性論及び法律の錯誤
……牧野英一（警研 一三、四、）

法律の錯誤と權威的及合理的
……牧野英一（新報 五三、三、）

經濟刑法に於ける若干の基本的問題に就
て……安齊保（日法 八、三、）

經濟統制刑罰法令の總則的諸問題
……日野原良夫
（司法協會雜誌 三、四）

經濟統制事犯と違法の認識
……八十胖（法時 一四、三、）

經濟刑法と連續犯
……井關照夫（法曹 三〇、三、）

輸出入品等臨時措置法違反と國家總動員
法違反との連續一罪（判例評釋）
……小野清一郎（法協 六〇、四、）

他人の統制違反に因る刑事責任
……猪俣浩三
（ダイヤモンド 三〇、一〇、）

經濟統制事犯に對する刑事政策について
……八十胖（刑政 五五、二、）

過失責任の本質
……川添清吉（法論二〇、五、六、）

刑法第十八條の期間變更と同法第六條
（判例研究）……坂本英雄
（法論 二〇、五、六、）

ランゲ「必要的共犯」
……佐伯千仞（法叢 四六、二、）

刑事訴訟法概論
……小齊甚治郎（單、政文堂 六、〇〇）

日本檢察法（中卷）
……佐々波與佐次郎（單、有斐閣 八、〇〇）

裁判所構成法戰時特例の解說
……齋藤直一（法曹 二〇、四、）

裁判所構成法戰時特例解說
……安齊保 村松俊夫（日法 八、四、）

戰時刑事手續法の解說及批判
……齊藤悠輔（日法 八、五、）

戰時下に於ける刑事裁判
……池田克（新聞 四七六七）

裁判の指導性
……田中茂雄（月刊 三六、五、）

英領時代の馬來行刑制度
……最相公平（台灣刑務月報 八、三、四）

豫防拘禁の思想的意義
……牧野英一（刑政 八、五、）

經濟事犯の起訴と事物管轄
……定塚道雄（法時 一四、四、）

昭和十六年度刑務作業の回顧
……中尾文策（月刊 五五、二、）

裁判から見た統制違反—附經濟統制法令
判決要旨並法令集
……荻野益三郎（警研 一三、三、）

非常上告に於ける判決の破毀と訴訟手續
の破毀（判例評釋）
……小野清一郎（法協 六〇、三、）

刑の執行停止の原因としての「回復スベ
カラザル利益ヲ生ズル虞」の意義（判例
評釋）……團藤重光（法協 六〇、三、）

◎行刑、司法保護

最近の立法と刑務所
……鷲津愛十郎（刑政 五五、二、）

監獄法新舊比照
……田中茂雄（月刊 五五、四、）

英領時代の馬來行刑制度
……最相公平（台灣刑務月報 八、三、四）

豫防拘禁の思想的意義
……牧野英一（刑政 五五、二、）

昭和十六年度刑務作業の回顧
……中尾文策（月刊 五五、五、）

矯正図書館所蔵

青年受刑者勤勞訓練
……坂藤宇太郎（治刑 三〇、四、）
行刑全體に於ける部分としての作業觀
……永野 直（台灣司法保護 八六、三、）
假釋放審査規程の十年
……小川太郎（月刊 五五、四、）
未決拘禁と敎化
……緒方政德（月刊 五五、六、）
大東亞戰爭下思想輔導の一考察
……生島五三郎（昭德 七、三、）
小河滋次郎著作選集 上卷
……中央社會事業協會 小河博士遺文刊行會（單、日本評論社 五、〇〇）
刑罰寓能主義より少年保護へ—小河滋次郎著作選集上卷に就て
……正木 亮（法時 一四、五、）
少年法第八條の「期三年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ヲ以テ處斷スベキトキ」の意義（判例研究）
……尾後貫莊太郎（新報 五三、三、）
少年法制定の意義—ドイツ戰時少年刑法と關聯して
……市川秀雄（大新 八九六、）
朝鮮司法保護事業令及朝鮮司法保護委員
少年保護制度の現狀と若干の問題
……森山武市郎（厚生問題 二六、四、）
要保護少年の心理學的考察
……田中寬一（少年保護 七、四、）
少年犯罪の醫學的考察
……杉田直樹（少年保護 七、五、）
少年犯罪と司法保護
……戸塚敬造（台灣刑務月報 八、四、）
法窓餘滴……泉二新熊（單、中央公論社 三、〇〇）
少年保護事業に於ける二三の問題
……菊池省三（敎育 一〇、四、）
少年保護の積極性
……內丸 廉（厚生問題 二六、四、）
私生子と司法保護
……戸塚敬造（台灣司法保護 八七、四、）
少年に對する敎育行刑の一例
……高橋正巳（少年保護 七、五、）
司法保護事業法規類聚
……司法省保護局（單、司法保護研究所 非賣）
朝鮮司法保護事業令及朝鮮司法保護委員
令槪要…稻光一夫（朝鮮司法保護 二、三、）
初犯者の素質と環境
……菊池省三（少年保護 七、五、）
◉其の他
鳴呼橫田秀雄先生—橫田正俊氏著「父を語る」を讀むて
……渡邊好人（新聞 四七五九、四七六〇）
原胤昭翁…小穴鐘藏（月刊 五五、四、）
原胤昭翁逝く（有閑法學）
……穗積重遠（法時 一四、四、）
留岡幸助翁……義田長平（月刊 一四、四、）
支那法醫學書考證
……上野正吉（犯罪 一六、二、）

第四 作業

第六十七條 通則

（一） 作業は秩序あり且つ效果ある行刑の基礎である。

（二） 受刑者は總て作業に就く義務を有し且つ勤勉に注意深く爲せば出來るだけのものを成就せねばならぬ。

第六十八條 作業の供給

（一） 總ての受刑者は、民族共同體の關心に從つて選擇される眞摯にして且つ有用な作業に就かしむることのできるやうに、注意せられる。

（二） 裁判執行施設の需要は刑務作業によつて充たされねばならぬ。經理、園藝及農事に於ける作業は受刑者によつて爲される。建築物及び必需の物件は出來るだけ受刑者によつて生產される。

（三） その外、受刑者は他の官廳の需要、福利施設及び他の公益上の目的のために就業せしめ、就中それが緊急なる國民的重要作業に關する場合に於ては、それに就業せしめる。この場合、例へば、林業及び水利の作業、道路建設竝びに荒蕪地の開墾の作業が考慮される。

（四） 以上の作業が充分に供給されることの出來ぬ場合には、執行行政 Vollzugsverwaltung の計算に於て自由市場に出だされねばならぬ物品の生產、竝びに私人の企業者その他私人の委托者のための作業に就かしめることが出來る。

第六十九條 民間勞働及び民間企業 frei Arbeit und Wirtschaft に對する顧慮

一九四〇年ドイツ統一行刑規程

矯正図書館所蔵

（一） 刑務作業は民間勞働者又は民間經營に不利を與へてはならぬ。

（二） それ故に又、作業の費用が其の成果と不均衡を來さぬ限、その作業の遂行は公共的關心に役立つが民間の勞働を使用しては不經濟になるために受刑者を動員しなければこれを中止せねばならぬといふ如き作業が採用さるべきである。執行施設内の業種の範圍は、傳來の刑務作業に關せざる限、民間企業に於ける業種の範圍に比し相當な關係を保持せねばならぬ。機械力に依らぬでも有用且つ普通に生産される物品の製造は、適確に公共的關心のために勞働力を使用するといふことに關せざる限、之を機械力による大量生産として爲してはならぬ。

（三） 執行施設は刑務作業の製品其の他の給付の價格を、民間企業に於て同種、同質の物品及び給付に慣行されてゐる價格と同じくせねばならぬ。その他、第二項第一段の場合に於ては受刑者の勞働力の給付の對價を賃金表に揭ぐる賃金に適合せしめ、かゝる賃金を揭げてない場合に於ては刑務作業の特異性を斟酌して同種の作業につき地方に慣行されてゐる民間勞働の賃金に適合せしめねばならぬ。

第七十條　販賣のための商品の生産

執行施設が民間に販賣する物品を生産せねばならぬ場合に於ては、廣い市場を有する業種が選ばれるものとする。現存する鄉土産業にして其の地又は其の隣接地域に於て其の生産品を販賣するものが施設の生産物の販賣に依つて損害を加へられることは避けねばならぬ。

第七十一條　私人の企業者

（一） 施設内に於て受刑者の使用を許されてゐる私人の企業者に對しては、其の地又は其の隣接地域に於て其の生

産物を販賣せしめぬ條件を課することを得る。

（二） 私人の企業者及びその企業經營上認められてゐる補助者は勤務上の指揮に從はねばならぬ義務を有する。

第七十二條　他の機關 Stellen との協力

刑務作業と民間勞働及び企業との均衡を促進する爲に、執行官廳及び上級執行官廳は民間勞働及び企業の保護を掌理する官廳其の他の機關と連絡を密にするものとする。

第七十三條　作業上の要求

（一） 作業の性質の許す限、各受刑者には彼が一勞働日に成就せねばならぬ勞働量（科程 Tageswerk）が定められる。此の場合には健康にして熟練せる受刑者の平均成績を基礎とする。作業能力の低い者又は作業に未だ習熟せぬ受刑者に對しては科程を輕減して定める。勞働量は日よりも長き期間に從つて定めることを得る。

（二） 規定の作業時間は刑種によつて之を異ならしめる。本規程に別段の定なき限、其の科程を了した受刑者に對しても、作業時間の終了までは就業を繼續する義務が存する。緊急作業の場合に於ては受刑者を規定の作業時間を越へて就業せしめることが出來る。

第七十四條　作業の賦課

（一） 本規程に別段の定なき限、受刑者には作業を賦課する。賦課に當つては、事情の許す限、受刑者の知識、體力及び特技が利用され且つその健康狀態、その體性、年齡及び刑期が斟酌される。

（二） 一職業の全部又は一部を習得してゐる受刑者は、可能なる限、其の職業又は之に類似する職業に就かしめ且

矯正図書館所蔵

つ更に之に習熟せしめる。刑期の長い受刑者にして習得したる職業を有せざるものには、その能力に相應せる職業を習得せしめる。

(三) 作業の賦課及び監督に當つては、受刑者をして漸次、獨立心及び責任心を有する様に馴致せしめることに努めるものとする。業種は計畫による場合のみ變更せられ、充分の理由なければ變更せられない。

第七十五條　健康障害の回避

(一) 作業に當つては受刑者の健康障害が避けられねばならぬ。

(二) 工場は保健政策上の要求に適合せねばならない。著しく塵芥を發生する作業は、寢室として使用せられる居房に於てはこれを行はぬものとする。

(三) 作業經營は一般の災害豫防規程 massgebende Unfallverhütungsvorschriften に準じて編成されねばならぬ。受刑者は常にこの規程に順應する様にせしめられる。

(四) 作業經營の檢査は企業監督官 Gewerbeaufsichtsämter がまづ之を行ふ。

第七十六條　婦女の作業

婦女の受刑者は就中各種の家政的作業に之を就かしめ、且つこれに習熟せしむる。各受刑者は可能なる限、尠くとも一定時間は以上の作業に就かしめる。

第七十七條　經理作業の就業者

(一) 經理作業を賦課せられることは信賴の證明を意味してゐるのであるが、この經理作業には、從來勤勉に且つ

愼重に作業に從事し、その他行狀も善良であつて、陰謀又は禁ぜられてゐる交通を爲す虞のない受刑者を就ける。從來の經歷、犯行及び健康狀態が斟酌せられる。

(二) 經理作業就業者を定めることによつて、收益を擧げ得る作業から、餘分な力が奪はれてはならぬ。

第七十八條　筆記、計算及び製圖作業

(一) 受刑者は、之を筆記、計算又は製圖作業に、それによつて有害なことの發生せぬ限、專ら就けしめることが出來る。

(二) 上記の作業を爲す能力があり且つかゝる信賴の證明に値ひすると看做される受刑者の選擇竝びに之に委ねんとする筆記、計算又は製圖作業の種類は、その都度、上級執行官廳の認可を必要とする。官吏、受刑者其の他の者の個人事情に關する作業又は裁判記錄、身分帳、又は管理上の文書の閱覽を可能ならしめる作業は、之を受刑者に委ねることを得ない。

(三) 筆記者、計算者及び製圖者は之を他の受刑者と分離し、且つ事務室に於ては就業せしめず、成る可く獨居拘禁に付して就業せしめる。其の作業は特に愼重に監督せられる。

七十九條　構外作業

(一) 執行施設の構外、又は其の他の場所と雖も施設の墻壁をめぐらした範圍外に於て就業せしめんとする受刑者の選擇は特に愼重を要する。選擇に當つては、受刑者の經歷、犯行、行狀及び健康狀態が斟酌される。逃走の虞あり、抵抗の癖あり且つ特に危險なる受刑者竝に其の他構外作業と結合する刑罰强制の緩和を濫用する虞ある受

刑者は構外作業には就かしめない。

（二）迫込所から構外作業に出役する受刑者の選擇には特別なる規定を設けこれを適用する。

（三）執行施設の墻壁外に於て就業する受刑者は、民間の使用人又は勞働者が作業の實質上の指導に關與してゐない限、此等の者と分離せしめる。

第八十條　休　日

（一）經理作業の施行のため又はその他の場合に於て猶豫することの出來ぬ作業上の必要によつて作業することを要せぬ限、日曜日及び一般の祝祭日には作業を休止する。

（二）施設の長は、施設に於て作業を休止する日に、各個の受刑者に就業することを許すことを得る。

第八十一條　作業の收益

（一）賦課したる作業の收益は國 Reiche に歸屬する。

（二）作業收益はこれをその成る可く廣い範圍に於て國の行刑に關する費用の補塡に充てしめる。又此の理由から受刑者の勞働力はこれを遊ばして置くことを許されず、作業は成る可く收益の多く擧がる樣に經營し、例へば不充分に利用することなどによつて、受刑者の勞働力が浪費されることを避けることに留意するものとする。しかしあらゆる場合に於て、行刑の全般的な關係に對する顧慮が、この成る可く多額の收益を擧げようとする努力よりも優先する。

第八十二條　作業賞與金 Arbeitsbelohnung

（一）受刑者が要求されたものを成就した場合には之に作業賞與金が給せられる。

（二）作業賞與金は刑種に依つて種々に定められる。其の他、作業成績の多少及び良否、作業の輕重及び難易竝に受刑者が作業に對して爲したる勉否及び注意の有無に從つて、作業賞與金に等級を分つ。受刑者は作業賞與金に對し請求權を有せぬ。

（三）作業賞與金はその都度その半額を小遣錢 Hausgeld 及び積立金として之を記帳する。受刑者は施設の長の許可を得て小遣錢に關し處分を爲すことを得るし、又困窮してゐる家族の扶助のため又は本人の將來の生計の目的のためには、積立金の一部も亦例外的にこれを處分することを許すことを得る。

（四）作業賞與金には、受刑者がその執行中故意又は過失に因つて惹起せしめた損害額を負擔せしめることを得る。逃走又は自傷に因つて惹起せしめた費用に付亦同じ。

第八十三條　成績賞與 Leistungsbelohnung

施設の長は、本規程に別段の規定なき限、作業成績がその量及び質につき特別の稱讃に値ひする受刑者に、成績賞與として、所定の作業賞與金の割增 Zuschlag を與へ、竝に、本規程にこれが爲めに豫め定められてゐる種類の許與 Erlaubnisse を何時にても取消し得るものとして widerruflich 與へることを得る。

第八十四條　作業管理規則

作業制度に關する詳細は作業管理規則を以て定める。

矯正図書館所蔵

第五　受刑者の精神的向上 Geistige und seelische Förderung

1　教　育 Unterricht

第八十五條　通　則

刑務所に於ては刑種に從ひ受刑者の總てに、又はその內の選擇したものに、教育を授ける。他の施設に於ては、必要に應じ教育を授ける。

第八十六條　教育の目的、資料及び用具

（一）教育によつて、非難なき營生及び國民共同體への復歸に對する受刑者の用意を振起せしめ且つ强化せしめねばならぬ。受刑者の一般的、職業的知識を再生せしめ、擴充せしめ、而してこれを精神的に活潑に保持せしめねばならぬ。

（二）志操 Gesinnung の向上に役立つ限、教育はその資料をドイツ國民、ドイツ歷史及びドイツ國土の知識竝にドイツ文化及び經濟から採らねばならぬ。この場合、それに、特に重要な日々の出來事及び時事問題を關聯せしめねばならぬ。

（三）教育を常に行ふ執行施設に於ては、教育の目的のために、教育用具集 Lehrmittelsammlung を設備する。

第八十七條　教育の態樣

（一）教育は特別な教室に於て共同教育としてこれを行ふ。

（二）時に應じ、三十名以下の受刑者を同時に教育に參加せしめる。就學を命ぜられ又は就學を許された者は教師

の裁量に依り相並んで編成される數級に分つ。

（三）教育は時としてはそれだけで完成してゐる自由な課程 Lehrgänge の連續から成り立つ。各課程には、各個に密接な連絡はなしに、教案が樹てられる。教案は教育の各種の目的に適ふものであつて、そのうちには又課程の期間竝に每週の教育時間數及び時限が定められる。教案は課程の始業前に施設の長に提出せられ且つ年報に採錄される。

（四）就學は之を命ずることを得るが、保安、紀律及び秩序又は衞生上の理由によつて教育から除外されてゐる獨居拘禁中の受刑者（第五十四條第二項）は、教育時間中、居房に於て學業に就かしめることが出來る。

（五）教育時間はその全部又は一部を義務作業時間に通算することを得る。

第八十八條　學　則

教育に關する詳細な事項は服務規則 Vollzugsdienstordnung の範圍內に於て發せられる學則の定むる所による。

2　自由時間の費消 Freizeitgestaltung

第八十九條　通　則

受刑者にはその自由時間を有意義に費消せしめねばならぬ。

第九十條　圖書室 Gefangenenbücherei

（一）各執行施設は、受刑者に書籍を看讀せしむる爲に、施設の目的規定及び收容力に應じて、教訓的な、激勵的

矯正図書館所蔵

刑政（季刊） 第55巻第3号

な且つ慰安的な書籍を備へた圖書室を持つものとする。

（二）選擇にあたつては、ドイツ人 deutsche Art ドイツ民族及びドイツ國家に關する正確な理解竝に正義及び禮節 Recht u. Gesittung に關する正確な理解によつて、眞正にして持續的な生存價値を教へる書籍、又は職業上の若は一般的な教養に役立つやうな書籍に、特別な價値をおくものとする。國民社會主義運動の文書は特に重要視せねばならない。圖書室には常に非難のない書籍、文書のみが備へつけられてゐるやうに監督するものとする。

（三）圖書室の書籍を受刑者に閲讀せしむるに當つては、受刑者の人格、讀書力及び生計を斟酌する。特定な書籍又は特定な種類の書籍に對する受刑者の正當な閲讀出願は成る可くこれを許すものとする。宗教的な書籍及び文書の交付は、執行上の關心の範圍内に於て、受刑者の希望及び教誨師の勸告に應じてこれを定むるものとする。

（四）病者に貸與する書籍は別に一纏めにして置かぬばならぬ。傳染病患者に貸與する書籍はこれを他に貸與してはならぬ。

（五）詳細は服務規則の範圍内で發せられる圖書室規則の定むる所に依る。

第九十一條　他の書籍及び文書

（一）受刑者には、ライヒの司法省が發行する受刑者新聞を購讀することを許す。

（二）施設の長は受刑者に對し職業教育若は補習教育上必要であり且つその價値について定評のある書籍及び文書をその所持品中より使用せしむることを得又はこの種の書類若は文書の自辨を許すことを得る。施設の長は受刑者に專門雜誌の購讀を許すことを得る。

（三）其の他、書籍文書にして施設の圖書室に存せぬもの又はライヒ司法大臣より許されたものは、施設の長の承認ある場合に於てのみ差入し又は受刑者に知らしめることを得る。

第九十二條　其の他の自由時間の費消

（一）特に重要なる出來事に關しては受刑者の總集に又は集團毎にこれを成る可く告知するものとする。大きい執行施設に於ては時々講演を催し、その講演に於ては國民社會主義國家の本質、志向及び業績を指示し又は現代史若はドイツの過去の重要な形勢若は出來事を回想することを得る。國民的祝祭は嚴肅にこれを擧行するものとする。

（二）大きい執行施設に於ては合唱隊を編成し、なほ集團的な催物のある場合には出演せしめる。

（三）受刑者に對しては、施設の長の指導の下に速記術、飾字 Zierschrift、タイプライティング又は製圖を練習し且つこれに必要な物の自辨を許すことを得る。

（四）行狀報酬 Leistungsbelohnung といふ方法で、獨居拘禁の受刑者には工夫戲 Geduldspiele を、雜居拘禁の受刑者には板戲 Brettspiele を自由に爲すことを許す。

3　教誨

第九十三條　通則

受刑者にはその宗派の僧侶の訪問を受くることが許される。新教及び舊教の教誨は第二十一條に從ひ官に於て之を行ふ。この教誨への參加は自由意思による。

矯正図書館所蔵

第九十四條　新教又は舊教の宗派以外の受刑者に對する教誨

新教又は舊教の宗派以外の受刑者にはその希望に基き僧侶を指命し、受刑者はこれに依賴することを得る。僧侶に執行施設に於てその宗派に屬する者の教誨を一部行ふことを許す場合に於ては、許可に際して訪問には官吏の立會あるべき旨の條件を付することを得る。その僧侶には、必要にして且つ許し得る限、當該受刑者の身上に關して告知を爲す。

第九十五條　退　會

その宗教團體を退會しようとする受刑者は法律に定められた手續に依據せねばならない。

第六　所內の生活

第九十六條　通　則

受刑者の生活は最も簡素に、その健康及び勞働力を害しない程度に編成される。

第九十七條　食事、嗜好品

（一）本則に別段の定なき限、受刑者は官より糧食を受ける。

（二）官の糧食は同性の總ての受刑者に同等なるものとする。但し施設の醫師が健康上の理由よりこれに異つて定むる場合又は受刑者に賦課せられた作業の種類に因つてこれより多量な若は營養のある糧食を必要とする場合は此の限でない。

（三）受刑者には行狀報酬といふ方法で適當量の簡素な追加糧食又は嗜好品を自辨することを許すことが出來る。

受刑者にはアルコール飲料はこれを禁ずる。煙草は構外作業場 Aussenarbeitsstellen に收容されてゐる成年受刑者に限、行狀報酬といふ方法で自由時間にその吸烟を許すことを得る。追加糧食及び嗜好品の調達は施設がこれを斡旋する。これらの購入には小遣錢に限り充つるものとする。

（四）受刑者の糧食竝に追加糧食及び嗜好品の調達に關する詳細は經理規則 Wirtschaftsverwaltungsordnung の範圍內に於て發せられる糧食規程がこれを定むる。

第九十八條　衣類、肌着、臥具

（一）本則に別段の定なき限り受刑者は施設の衣類及び肌着を着用し施設の臥具を使用するものとする。

（二）肌着及び敷布は必要なる限り時々これを交換する。

（三）受刑者は施設の衣類及び肌着を丁寧に扱ひ且つ簡單な補綴は自らこれをなさねばならぬ。

（四）寢棚の備なき雜居寢房に於ては寢床間の間隔は少くとも半メートルとする。

（五）拘禁室の搜檢に當つては衣類、肌着、臥具にも亦注意する。時々物の特別點檢を行ふ。

第九十九條　所持品 Habe

（一）受刑者の所持品は拘禁期間中これを領置する vorenthalten。受刑者は施設の長の許可ある場合に限りその所持品、就中金錢の處分を爲すことを得る。

（二）所持品中身嗜み Körperpflegen に適當なる物は懸念のない限りこれを下付する。親族の一人又は數人の寫眞につき亦同じ。

矯正図書館所蔵

（三）施設の長は受刑者に出廷、假引渡又は外出 Vorführung, Ausantwortung, Ausführung（第一四五條、第一四六條）に際し自己の衣類及び肌着を着用することを命じ又は許すことを得る。

（四）受刑者には行狀報酬といふ方法に於て自用に充て又は居房の裝飾に充てる爲に所持品の一部を下付することを得る。但し衣類、肌着、臥具及び金錢については此の限でない。

（五）制服の着用はこれを命ずることも許すことをも得ない。

第百條　所持品の取扱

（一）受刑者の所持品はこれを記錄し且つ受刑者に下付せぬ限りこれを保管する verwahren。保管中の物は混淆、損耗、及び亡失のないやうに保管する。金錢、貴重品、書類は特別に保管する。

（二）所持品中危險なるか、然らずとするも保管に不適當な物は受刑者が速に之を處分せぬ限り、之を受刑者の爲に換價する。

（三）携有物にして公共的關心より將來の釋放に際しても受刑者に引渡すことを得ないもの、例へば武器、窃盜用具は、それが受刑者の所有に屬するものなると否とを問はず其の處分を爲す爲に執行指揮官廳に引渡すものとする。

第百一條　被服、臥具及び所持品規程

施設の衣類、肌着及び施設内の臥具竝に受刑者の所持品の取扱に關する詳細は經理規則の範圍内に於て發せられる被服臥具及び所持品規程の定むるところに依る。

編輯後記

□ 改編刑政の第三號をお送りする。豫てお願ひしてゐた原稿が締切日を過ぎて、筆者の御二方までが病氣その他の事故で執筆の中止をいつてこられ、急に編成替をしたりするうちに大變遲れて了ひ、編輯者としては申譯なく思つてゐる。

□ そこで、何時ものことながら、正木博士に無理にお願ひして、「植民政策と囚人」の御執筆を頂いた。大東亞戰の建設方面の仕事として行刑が南方に進出してゐる今日、實際方面に多くの啓示を與へられたことは勿論であるが、同時にわれわれは又其處に人道主義行刑が如何にして發生するに至つたかについて示唆を受けたこと大である。

□ 本誌の編輯を直接に指導せられ改編についても多大の示教を賜つた中尾書記官が横濱刑務所長として御轉出になつた。讀者に代つて厚く御禮を申上げる。

□ 横濱刑務所長東邦彦氏は「和の精神と日本行刑」を殘されて、勇躍、南方行刑の要職に轉ぜられた。「和の行刑」には日本行刑道が餘蘊なく書き盡されてゐる。正木亮博士の「植民政策と囚人」と相俟つて、これらによつて行刑の視野が著しく擴大されたことを思はねばならない。

□ 秋色漸く動き、この「擴大された行刑の視野」は行刑の思索の上に、又實踐の上に何ものかを齎すことを信じたい。

（をがわ）

定價表		廣告		注文規定
一冊（稅共）	金五十錢	一等一頁	金五十圓	●御注文は總て前金のこと
四冊（稅共）	金二圓	二等一頁	金四十圓	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
		普通一頁	金三十圓	

昭和十七年六月二十八日印刷納本
昭和十七年七月一日發行

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人　大原虎夫

東京市神田區淡路町二丁目九番地
兼印刷人

配給元　日本出版配給株式會社
印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所　刑務協會
電話銀座（二三四四）・三八二五
振替口座　東京二五〇五九番

矯正図書館所蔵

昭和十七年六月二十八日印刷納本
昭和十七年七月一日發行）第五十五卷 第三號
（一・四・七・十月各一日發行）
（本標準規格A列五號）

昭和十七年九月二十八日印刷納本
昭和十七年十月一日發行）第五十五卷 第四號
（一・四・七・十月各一日發行）